

ひょうご地域福祉データ集

この報告書は赤い羽根
共同募金配分金により
発行しています



ひょうごの 地域福祉の現況

(令和 4 年度版)



発行:兵庫県社会福祉協議会

目 次

1. 目次	1
2. 「ひょうごの地域福祉の現況—令和4年度版—」の作成にあたって	2
3. 社協の性格・活動原則、社協活動指針（概要）	4
4. 社協活動の現況・課題・今後の方向性	
① 計画活動	8
② 包括的な支援体制の構築	11
③ 小地域福祉活動の推進	12
④ ボランティア・市民活動の推進	14
⑤ 福祉学習	15
⑥ 当事者組織（化）支援	16
⑦ 重層的なネットワーク	17
⑧ 社会福祉法人連絡協議会	18
⑨ 相談活動	18
⑩ 権利擁護支援	19
⑪ 生活困窮者支援	23
⑫ 在宅福祉サービス	25
⑬ 広報活動	27
⑭ 政策提言	27
⑮ 災害対策	28
⑯ 組織基盤強化	28
⑰ 社協の財務状況	32
5. 各市町社協の組織・活動概要	
＜神戸＞	
神戸市	36
＜東播磨＞	
明石市	54
加古川市	56
西脇市	58
三木市	60
高砂市	62
小野市	64
加西市	66
加東市	68
多可町	70
稲美町	72
播磨町	74
＜西播磨＞	
姫路市	76
相生市	78
赤穂市	80
宍粟市	82
たつの市	84
市川町	86
福崎町	88
神河町	90
太子町	92
上郡町	94
佐用町	96
＜但馬＞	
豊岡市	98
養父市	100
朝来市	102
香美町	104
新温泉町	106
＜丹波＞	
丹波篠山市	108
丹波市	110
＜淡路＞	
洲本市	112
南あわじ市	114
淡路市	116
6. 各種一覧表	
福祉関係指標	120
①地域福祉に関する計画策定	122
②包括的な支援体制の構築に向けた取組状況	124
③小地域福祉活動の推進	126
④ボランティアグループ・ボランティアの登録・把握数、⑤福祉学習の実施状況	128
⑥当事者支援活動の実施状況	131
⑦重層的なネットワークの状況、⑧社会福祉法人連絡協議会の状況	133
⑨相談活動の実施状況	134
⑩社協が有する権利擁護機能	136
⑪生活困窮者支援活動の実施状況	140
⑫在宅福祉サービスの実施状況	141
⑬広報活動の実施状況、⑭政策提言活動の実施状況	143
⑮災害対策	144
⑯組織基盤強化に向けた取組状況	145
社協職員の設置状況	146
財務状況	147
7. 令和4年度実施要領・調査票	151

「ひょうごの地域福祉の現況－令和４年度版－」の作成にあたって

趣旨・目的

「ひょうごの地域福祉の現況」調査は、県内の地域福祉に関する指標や、「地域共生社会の実現に向けた社協活動指針」（平成 30 年度）に掲げた社協活動の現状と傾向、社協の組織・財政状況を把握し、市町社協との共有を通じて、さらなる推進を図ることを目的として実施しました。

この資料は、調査結果を基に、同社協活動指針等を踏まえた分析結果をまとめたものであり、社協活動を多方面から総括し、さらなる地域福祉推進の発展と社協の基盤強化に活かすために作成しました。

調査対象

県内市町社会福祉協議会（28 市 12 町）

※分析等について神戸市関係のデータは、区社協への独自の評価が必要なため基本的には除いています。

したがって原則、母数については、特に記載のない限り 40（単位：市町）とします。

調査時期

令和４年 7 月

調査の種類

1. 令和４年度「ひょうごの地域福祉の現況」調査票

2. 令和３年度事業活動計算書 収益・費用内訳表（サービス活動増減の部のみ）

※「⑩ネットワーク化活動の推進」（社会福祉法人連絡協議会）は「社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）令和３年度の活動状況についてアンケート」、「⑪災害対策」については、「令和４年度災害救援マニュアル策定・改訂状況等の調査」（ひょうごボランティアプラザ実施）の結果を活用。

※調査項目の詳細は別表を参照。

行政統計等

「ひょうごの地域福祉の現況」調査以外の統計データは、以下の行政統計等に基づき掲載しています。

項 目	基準日	統計資料
人口、世帯数、面積	令和４年 8 月 1 日	兵庫県推計人口
可住地面積	令和 2 年 10 月 1 日	国勢調査
高齢者数、高齢化率	令和 4 年 2 月 1 日	兵庫県厚生統計
要介護認定者数	令和 4 年 1 月 31 日	
一人暮らし高齢者	令和 2 年 10 月 1 日	国勢調査
生産年齢人口・年少人口（15 歳未満人口）		
合計特殊出生率		
生活保護受給世帯、保護率（受給人員対人口）	令和 4 年 6 月 1 日	兵庫県地域福祉課・各県民局調べ
民生委員・児童委員数、主任児童委員数	令和 4 年 4 月 1 日	兵庫県民生委員児童委員連合会
各種障害手帳所持者数	令和 4 年 3 月 31 日	兵庫県障害福祉課調べ

別表 調査項目（詳細）

区分	大項目	主な調査項目（詳細）
(1) 社協の活動・事業に関する事項	①地域福祉に関する計画の策定	● 地域福祉推進計画の策定状況 ● 市町行政の地域福祉計画の策定状況 ● 小地域福祉計画の策定状況 等
	②小地域福祉活動の推進	● 小地域福祉推進組織の設置状況 ● 福祉委員の設置・活動状況 ● コミュニティ組織の設置等状況 ● 小地域福祉活動の実施状況 等
	③ボランティア・市民活動の推進	● ボランティア活動者・グループの登録・把握数 ● ボランティア活動の調整件数
	④包括的な支援体制の構築	● 重層的支援体制整備事業の実施状況 ● 同事業への移行準備事業の実施状況 ● 行政と社協の協議状況
	⑤相談活動・権利擁護活動の推進	● 社協の相談活動の実施状況 ● 権利擁護支援センターの設置状況 ● 社協が担う権利擁護支援機能の有無 等
	⑥生活困窮者支援活動の推進	● 生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議への参画状況 ● 制度外的生活困窮者支援活動の実施状況
	⑦在宅福祉サービス	● 介護保険サービスの実施状況 ● 障害福祉サービスの実施状況 ● その他の在宅福祉サービスの実施状況
	⑧当事者支援活動の推進	● 社協が支援する当事者組織 ● 当事者・当事者組織への支援内容
	⑨福祉学習の推進	● 学校に対する福祉学習の実施状況 ● 住民に対する福祉学習の実施状況 ● 福祉学習に関する成果物や新たなプログラム
	⑩ネットワーク化活動の推進	● 重層的なネットワークの状況 ● 社会福祉法人連絡協議会の状況 ● 地域の事業者を含めた見守りネットワークの状況
	⑪災害対策	● 社協の平時の取り組み
	⑫広報活動の推進	● 社協機関紙の発行状況 ● その他の情報誌の発行状況
	⑬政策提言活動の推進	● 行政に対する政策提言活動の実施状況 ● 政策提言内容の検討方法、提言の方法
(2) 社協の組織基盤・財務状況に関する事項	①組織基盤状況	● 評議員・理事・監事の人数 ● 評議員会・理事会・監事監査の開催状況 ● 社協会員制度の状況 ● 社協の組織基盤強化の取り組み状況 ● 職員人数
	②財務状況	● 令和3年度事業活動計算書 収益・費用内訳（サービス活動増減の部のみ）

兵庫県社協が定める社協の性格・活動原則

社協の性格

社会福祉協議会は、地域住民を基盤とし、住民の自己決定・通常生活の継続・総合的視点の尊重などの基本理念にもとづく地域福祉の実現をめざす、公共的性格を有する地域福祉推進の中核的民間組織である。

社会福祉協議会は、地域住民・当事者のニーズに依拠した活動をすすめるとともに、保健・医療・福祉その他公私関連領域との連携を図る。また、必要に応じて在宅福祉サービス等事業の企画、実施に努める。

社協活動の6つの原則

社会福祉協議会は地域福祉の実現をめざし、次の6つの原則にもとづいて活動をすすめる。

①ノーマライゼーションの原則

社協は、すべての住民の社会、経済、文化等のあらゆる分野での社会参加と通常生活を保障することを目指す。また、社協はその組織運営及び活動においてもその実現を目指す。

②住民ニーズ基本の原則

社協は、住民の福祉課題の把握に努め、その課題解決のための諸活動を計画し実施する。

③自己決定の原則

社協は、住民が自分の生き方や物事を自身で決める権利を持ち、その誠実な決定及び選択をすることを尊重するとともに、社協組織の運営やその諸活動に主体的に決定するよう援助する。

④継続性の原則

社協は、住民の福祉課題を解決するにあたって、これまでの生活の継続を保障する活動を推進する。

⑤総合性の原則

社協は、生活者の立場にたって、公私の社会福祉、保健・医療、教育、労働等の関連分野の関係者と連携を深め、地域福祉の総合的な企画・推進を図る。

⑥民間性の原則

社協は、社会福祉の公共性を尊重し、かつ地域福祉を推進する中核的民間組織として、住民の参加を基盤とする創造性・先駆性・柔軟性・開拓性を発揮する。

『「地域共生社会」の実現に向けた社協活動指針』（平成31年3月） 概要

兵庫県が目指す「地域共生社会」とは

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、すべての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重し合い、支え合う社会

「地域共生社会」の6つの要素

1. 尊厳が重んじられること
2. 多様なつながりがあること
3. 誰もが包み込まれること
4. みんなが参加・参画し、力をあわせること
5. 参加・参画を通じて、あらゆる人が”自分らしさ”を発揮できること
6. 私たちの暮らしの場である地域を基盤にすること

推進方策1 まちづくり施策と連動した小地域福祉活動の推進ー福祉からの資源・経済循環と安心創造へー

活動推進項目1 住民自治組織と連携した小地域福祉推進組織の支援

活動推進項目2 「共生のまちづくり」を進める地域住民の主体形成

活動推進項目3 「共生のまちづくり」を持続・発展する小地域福祉計画づくりの支援

活動推進項目4 「共生のまちづくり」を支援するコミュニティワークの体制強化

推進方策3 「当事者・地域住民・専門職の相互エンパワメント」による包括的な相談支援体制の構築

活動推進項目1 社協内の包括的な相談支援体制づくりー「丸ごと」受け止める社協組織づくりー

活動推進項目2 生活困窮者自立支援によるセーフティネット機能の強化

活動推進項目3 社会福祉法人間連携によるセーフティネットの体制づくり

活動推進項目4 包括的な相談支援体制と権利擁護支援体制の整備

推進方策2 官民協働による地域福祉ネットワークの形成ー共生のまちづくり促進とセーフティネットの重層化ー

活動推進項目1 重層的な圏域（エリア）の設計とネットワークづくりの支援

活動推進項目2 地域福祉を進める福祉専門職の育成

活動推進項目3 社会資源をつくる・生かす多様な主体のネットワークづくり

推進方策4 地域福祉（推進）計画に基づく地域福祉マネジメントの強化

活動推進項目1 推進方策の内容を反映した地域福祉推進計画の策定と評価・改善

活動推進項目2 地域福祉推進計画と連動させた地域福祉計画策定への働きかけ

包括的な支援体制と住民自治の地域力強化

社協活動の現況・課題・今後の方向性

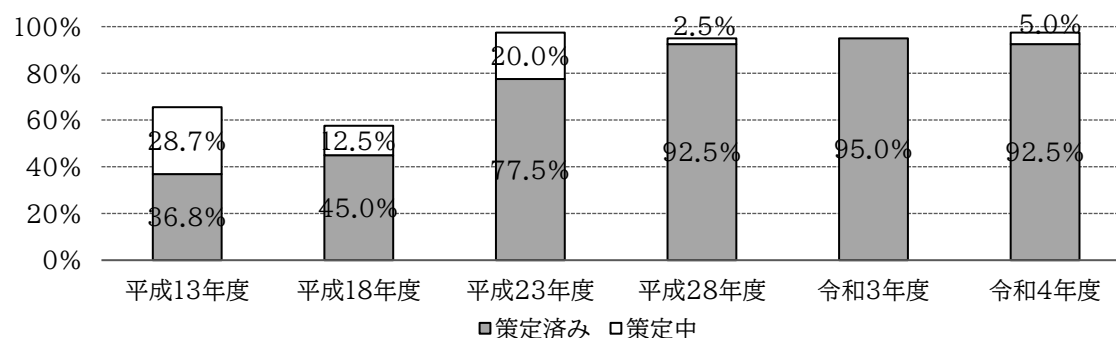
社協活動の現況・課題・今後の方向性

1. 計画活動

(1) 地域福祉推進計画

・社協による地域福祉推進計画の策定状況は、進行中の計画がある社協が37市町(92.5%)であり、策定済みの計画がない(または計画期間が終了している)社協も、2市町(5.0%)が策定中、1市町(2.5%)が今後策定を予定しており、すべての社協で何らかの計画活動を行っている。地域福祉推進計画の策定率は、近年は高い水準で推移しており、社協の計画活動が定着していることを示している。

<図表 1-1> 地域福祉推進計画の策定率の推移



・地域福祉推進計画を策定している社協のうち、34市町(91.9%・母数37)で策定委員会を設け、住民・当事者の参画を得て策定を行っている。また、住民・当事者からの参画の工夫は図表 1-2 となっており、前年度と同様の傾向となっている。

・計画策定においては、住民や当事者の意見やニーズを把握するための場づくりや仕組みづくりを行い、計画に反映することが重要である。策定委員として参画するほか、ヒアリングや座談会などの様々な方法で、より幅広くニーズや意向を把握することが必要である。

<図表 1-2> 地域福祉推進計画への住民、当事者の参画の工夫

取組内容(複数回答可)	令和3年度(母数 38)	令和4年度(母数37)
住民・当事者へのアンケートの実施	21 市町(55.3%)	20 市町(54.1%)
策定委員の一般公募	6 市町(15.8%)	5 市町(13.5%)
座談会やワークショップの実施	14 市町(36.8%)	15 市町(40.5%)
地縁団体や当事者団体などへのヒアリング	20 市町(52.6%)	23 市町(62.2%)
パブリックコメントの実施	8 市町(21.1%)	7 市町(18.9%)

・さらに計画策定の際、具体的な内容を検討するために作業部会を設置しているのは25市町(67.6%・母数37)となっている。作業部会において、職員が部局横断で検討を重ねることや、部会に策定委員が参画する場合は、委員の選出分野に応じた具体的な課題共有や取り組みの検討を重ねる過程を通じて、計画策定への参画度合いや、策定後の実行性や協働性をより高める効果が期待できることから、積極的に作業部会の設置を検討する必要がある。

・計画の進行管理については、図表 1-3 のとおりとなっており、35市町(94.6%・母数37)で何らかの点検・評価活動を行っている。また、前年度に比べて「理事会(または事務局内)での年度ごとの点検・評価」の割合が増加している。

- ・計画を実質的に推進するためには評価が重要となる。事務局や役員などに加え、幅広い関係者の参画により、計画の評価と改善を進める必要がある。

<図表 1-3> 地域福祉推進計画の進行管理

取組内容(複数回答可)	令和3年度(母数 38)	令和4年度(母数37)
評価委員会による年度ごとの点検・評価	15 市町(39.5%)	16 市町(43.2%)
理事会での年度ごとの点検・評価	14 市町(36.8%)	19 市町(51.4%)
事務局内での年度ごとの点検・評価	24 市町(63.2%)	30 市町(81.1%)
その他	6 市町(15.8%)	5 市町(13.5%)

【その他の主な内容】

- ・評価委員会による中間年度の点検・評価(相生市、赤穂市、丹波篠山市、多可町、神河町)
- ・毎月の地域福祉課内会議での進捗状況の確認(多可町) 等

- ・本会が『『地域共生社会』の実現に向けた社協活動指針』で提起した事項について、地域福祉推進計画への位置づけの有無については、図表 1-4 のとおりとなっており、各項目とも前年度より増加傾向にある。今後、すべての市町社協において現行の地域福祉推進計画を改定または策定する際は、これらの重点項目が盛り込まれているかを点検することが大切である。

<図表 1-4> 地域福祉推進計画への社協活動指針の重要項目の位置づけ

取組内容(複数回答可)	令和3年度(母数 38)	令和4年度(母数37)
小地域福祉活動の推進	31 市町(81.6%)	36 市町(97.3%)
小地域福祉推進組織の設置	18 市町(47.4%)	23 市町(62.2%)
小地域福祉計画の策定	10 市町(26.3%)	12 市町(32.4%)
日常生活圏域への地域担当職員の配置	23 市町(60.5%)	26 市町(70.3%)
地域福祉ネットワーク	26 市町(68.4%)	29 市町(78.4%)
生活困窮者支援	19 市町(50.0%)	23 市町(62.2%)
施設利用者の地域参加の支援	4 市町(10.5%)	7 市町(18.9%)
権利擁護支援体制	18 市町(47.4%)	23 市町(62.2%)

(2) 地域福祉計画

- ・社会福祉法に基づいて行政が策定する地域福祉計画は、33 市町(82.5%)で策定済みである。未策定は 7 町(17.5%)となっており、近年、町部での策定が進んでいない状況が続いている。
- ・住民・当事者からの参画の工夫としては、図表 1-5 のとおりである。社協の策定する地域福祉推進計画と比較して、策定委員の一般公募、パブリックコメントを実施する割合が高い。

<図表 1-5> 地域福祉計画への住民、当事者の参画の工夫

取組内容(複数回答可)	令和3年度(母数 33)	令和 4 年度(母数 33)
住民・当事者へのアンケートの実施	26 市町(78.8%)	27 市町(81.8%)
策定委員の一般公募	24 市町(72.7%)	25 市町(75.6%)
座談会やワークショップの実施	11 市町(33.3%)	11 市町(33.3%)
地縁団体や当事者団体などへのヒアリング	17 市町(51.5%)	18 市町(54.5%)
パブリックコメントの実施	30 市町(90.9%)	32 市町(97.0%)

- ・地域福祉計画への重要項目の位置づけとしては、「包括的支援体制の整備」が31市町(93.9%・母数33)、「権利擁護支援体制」が23市町(69.7%・母数33)、「日常生活圏域への地域担当職員の配置」が16市町(48.5%・母数33)で位置づけられている。
- ・地域福祉計画を策定済みの市町において、社協は「策定委員としての参画」が29市町(87.9%・母数33)、「作業委員としての参画」が14市町(42.4%・母数33)、「調査の実施・協力」が18市町(54.5%・母数33)といった方法で関わっている。
- ・地域福祉推進計画と地域福祉計画との関係については、図表1-6のとおりで、両計画の理念などを共有している割合が高くなっている。その他、「両計画の策定委員(または職員)が相互に参画している」(伊丹市・加古川市・宝塚市・加西市)、「地域福祉推進計画の内容を地域福祉計画に反映させるため、地域福祉推進計画を1年先に策定している」(西宮市・養父市)等といった例が見られた。

<図表1-6> 地域福祉推進計画と地域福祉計画との関係

取組内容(複数回答可)	令和3年度(母数33)	令和4年度(母数33)
両計画の推進期間が同じ	19市町(57.6%)	18市町(54.5%)
両計画の理念などを共有	27市町(81.8%)	28市町(84.8%)
合同委員会などで策定・進捗管理	5市町(15.2%)	5市町(15.2%)
成果物(計画書)を一体的に作成している	4市町(12.1%)	3市町(9.1%)

- ・改正社会福祉法(令和3年4月施行)では、①地域福祉計画策定の努力義務化、②社会福祉の分野別計画の上位計画化、③計画への包括的な支援体制の整備の位置付け、④計画の評価の努力義務化が規定された。地域福祉計画が未策定の市町においては、社協が民間の立場から地域福祉計画の必要性を訴える必要がある。また、地域の生活・福祉課題を踏まえて地域福祉計画に盛り込むべきことを提案し、他の分野の行政計画との連携を求めることも、社協の重要な役割である。

(3)小地域福祉計画

- ・小地域福祉計画が策定されている市町は、図表1-7のとおりである。策定されている市町のうち、6市町でまちづくり計画を小地域福祉計画として位置づけている。
- ・生活・福祉課題が広がる中、小地域福祉計画は、幅広い関係者とともに、中長期をかけて共生のまちづくりを持続的・発展的に進めるという意義を持つ。小地域福祉推進組織の役員や地域リーダーと、小地域福祉計画策定について協議・学習する場を設けるなど、行政のまちづくり関係部局などとも協議しながら計画づくりを推進する必要がある。

<図表1-7> 小地域福祉計画の策定自治体 ※下線部はまちづくり計画として策定

	市町数	市町名
全地域で策定	2市町(5.0%)	<u>宝塚市</u> 、川西市
一部の地域で策定	9市町(22.5%)	姫路市、明石市、西宮市、 <u>伊丹市</u> 、 <u>三木市</u> 、三田市、 <u>加西市</u> 、 <u>丹波市</u> 、 <u>南あわじ市</u>

2. 包括的な支援体制の構築

・重層的支援体制整備事業及び移行準備事業の実施状況は予定を含めて図表2-1のとおりとなっている。

<図表 2-1> 重層的支援体制整備事業及び移行準備事業の実施状況(予定含む)

	重層的支援体制整備事業	移行準備事業
令和4年度	姫路市★、尼崎市☆、芦屋市★、加東市★	明石市★、伊丹市★、川西市★、西脇市、小野市、たつの市
令和5年度	伊丹市★、明石市★、川西市	—
令和6年度	たつの市	—
令和7年度	西脇市	—

※★印は社協が受託。☆(尼崎市)は社協と行政が「協働実施」。令和5～7年度は調査時点での予定。

・包括的な支援体制の構築に向けた行政と社協との協議は24市町(60.0%)で行われており、主な内容としては、「制度の勉強会」が10市町(25.0%)、「行政と社協の役割分担」が10市町(25.0%)、「地域福祉計画への反映」が11市町(27.5%)となっている。

・また、社協内の包括的な相談支援体制づくりに向けた取り組みとしては、「職種を超えた定例のケース検討の実施」が23市町(57.5%)、「困難事例のバックアップ体制づくり」は26市町(65.0%)となっている。なお、「職種を超えた定例のケース検討」の検討メンバーは図表2-2のとおりとなっている。

<図表 2-2> 職種を超えた定例のケース検討のメンバー

職種(または担当業務)	市町数(母数 23)
①日常生活自立支援事業	16 市町(69.6%)
②生活福祉資金貸付事業	9 市町(39.1%)
③生活困窮者支援自立支援事業	9 市町(39.1%)
④地域包括支援センター	14 市町(60.9%)
⑤介護支援専門員	16 市町(69.6%)
⑥障害者相談支援事業	15 市町(65.2%)
⑦介護保険・障害福祉サービス担当職員	8 市町(34.8%)
⑧福祉活動専門員・コミュニティワーカー	17 市町(73.9%)
⑨生活支援コーディネーター	18 市町(78.3%)
⑩その他	6 市町(26.1%)

※「その他」の例: ボランティアコーディネーター、成年後見支援センター職員等

・重層的支援体制整備事業の実施の有無にかかわらず、包括的な支援体制の構築は今後の地域福祉の中核的な取り組みとなる。社協としても、自治体との協議の場を持ち、体制整備に向けた役割分担などのすり合わせを行うとともに、庁内連携の仕組みづくりや地域福祉計画への位置づけについて、継続して働きかける必要がある。

・また、社協においては、住民と協働した支援体制づくりや官民協働による重層的な地域福祉ネットワークの形成といったこれまでの蓄積を活かした取り組みの強化や、これらの取り組みを地域福祉推進計画で明確に位置づけていくことが重要である。

・さらに、内部の包括的な相談支援体制づくりが重要であり、社協のあらゆる事業を通してニーズを受け止め、職場内で一緒に考えることができる雰囲気づくりを含め、チームリーダーや管理職の役割が重要であるとともに、職種を超えた定例のケース検討等を通じて、職員間のグループスーパービジョンを促す必要がある。

3. 小地域福祉活動の推進

(1) 小地域福祉推進組織・福祉委員の設置

・地区社協や校区福祉委員会、まちづくり協議会福祉部など、小地域福祉推進組織が設置されているのは前年度と同様 33 市町(82.5%)となっており、設置単位は、図表 3-1 のとおりである。小地域福祉推進組織は住民の福祉活動を継続的かつ組織的に支える基盤であり、すべての市町において設置が望まれる。

<図表 3-1> 小地域福祉推進組織の設置状況

市町数	設置単位(母数 33)		
	自治会・集落 (連合自治会含む)	小学校区 (旧小学校区含む)	その他 (中学校区、旧村等)
33 市町(82.5%)	16 市町(48.5%)	15 市町(45.5%)	2 市町(6.1%)
市部	11 市	13 市	2 市
町部	5 町	2 町	—

※組織が重層的に設置されている場合は、最も小さいエリアの組織でカウント。(巻末の設置圏域の合計と異なる)

※市町内の一部の地域で設置されている場合もカウント。

・最も小さいエリアに設置されている小地域福祉推進組織の構成員の割合は、図表 3-2 のとおりで、「自治会・町内会」「民生委員・児童委員」「老人会・老人クラブ」「福祉(推進)委員」は、過半数の組織で構成員となっている。今後は、福祉専門職や当事者など、多様な主体が参画できるよう、地域内の各種団体や個人に働きかける必要がある。

<図表 3-2> 小地域福祉推進組織の構成員の内訳(母数 33) ※単位:市町 (複数回答可)

自治会 ・町内会	民生委員 ・児童委員	老人会・老人 クラブ	福祉(推進) 委員	ボランティア・ NPO	婦人会
30(90.9%)	30(90.9%)	24(72.7%)	18(54.5%)	16(48.5%)	13(39.4%)
福祉専門職	当事者	愛育班員	その他		
5(15.2%)	4(12.1%)	2(6.1%)	14(42.4%)		

※組織が重層的に設置されている場合は、最も小さいエリアの組織でカウントするとともに、最も小さいエリアに複数の組織が設置されている場合は、構成員が最も多い組織でカウント。

※「その他」の例:子ども会、PTA、小中学校、事業所・商店、消防等

・小地域福祉活動の担い手として社協などが委嘱した福祉委員が設置されているのは 26 市町(65.0%)で、県内 7,253 人(平均 279.0 人)の福祉委員が活動している。設置単位は、「自治会・集落」が 21 市町(80.8%・母数 26)となっており、住民の身近な圏域で設置されている。

・まちづくり協議会(行政が主導して小・中学校区や公民館単位で組織化されているコミュニティ組織)は、28 市町(70.0%)で設置されている。そのうち 17 市町(64.3%・母数 28)で小学校区域(旧小学校区を含む)での設置が行われている。また、福祉部会が設置されているのは、一部の組織での設置を含めて 20 市町(71.4%・母数 28)となっている。

・コミュニティ組織と小地域福祉活動との連携に向けた社協の働きかけとしては、「行政部局と協議している」社協が 12 市町(42.9%・母数 28)、「コミュニティ組織と協議している」社協が 18 市町(64.3%・母数 28)、「行政に支援策を働きかけている」社協が 8 市町(28.6%・母数 28)となっている。

- ・近年、まちづくり協議会や生活支援体制整備事業による「協議体」の設置が進められているが、小地域福祉推進組織のメンバーや活動、役割と重なる部分がある。これらの動向を把握し、行政などの関係機関と協議を行いながら、連携して小地域福祉活動を推進できるよう体制整備を図る必要がある。

(2)小地域福祉活動の実施状況

- ・ふれあいいいききサロン※は全ての市町で実施され、4,462 か所であった。前年度と比べ 22 市町(55.0%)で減少したのに対し、10 市町(25.0%)で増加した。

※身近な地域で住民が交流し、つながりをつくる集いの場や居場所のことで、運営も住民が行う。高齢者を対象としたものと認識されることも多いが、ここでは子育てサロンや、多世代・障害者など様々な住民を対象とした集いの場を含む。

- ・その他の小地域福祉活動の実施状況は、図表 3-3 のとおりである。見守り・声かけは実施率が高いほか、各活動とも実施市町が増加している。

<図表 3-3>小地域福祉活動の実施状況(サロン以外)

内容	令和3年度	令和4年度	内容	令和3年度	令和4年度
見守り・声かけ	36 市町 (90.0%)	37 市町 (92.5%)	子ども食堂	12 市町 (30.0%)	14 市町 (35.0%)
家事援助	19 市町 (47.5%)	21 市町 (52.5%)	座談会・学習会	28 市町 (70.0%)	29 市町 (72.5%)
外出支援	17 市町 (42.5%)	18 市町 (45.0%)	福祉・防災 マップづくり	19 市町 (47.5%)	22 市町 (55.0%)
給食・配食	18 市町 (45.0%)	19 市町 (47.5%)	その他	12 市町 (30.0%)	12 市町 (30.0%)

※「その他」の主な内容:学習支援、子どもの預かり、住民による相談事業や地区ボランティアセンターの設置、地域ぐるみの見守り世帯調査など

- ・近年は新型コロナウイルス感染症の影響により、ふれあいいいききサロンなど交流・参集型の活動は自粛傾向にあったが、代わって見守りや生活上の支え合いなど個別・訪問型の活動が強化される傾向にある。また、ふれあいいいききサロンも減少ばかりでなく増加した市町が少なからずあり、再開の動きが見られる。こうしたことから、コロナ禍における小地域福祉活動のあり方を住民は体得し始めていると考えられ、また社協には引き続き、再開のきっかけづくりや、安心して実施・再開できるように一緒に考えるなど、住民への丁寧なアプローチが求められている。
- ・近年増えてきた子ども食堂は、当初は子どもの貧困支援・食支援として取り組まれていたが、現在は子どもの交流支援・居場所づくりの意味合いの方が強くなっている。ふれあいいいききサロンにも食事提供型のところは以前からあったが、最近では子どもだけを対象とするのではない「地域食堂」も広まってきている。社会的孤立を防ぐため、また予防的福祉の観点から、交流の場や居場所が地域の中で多様に豊かに存在することが望ましい。
- ・その上で、生活・福祉課題を早期発見・早期解決するためには、小地域における協議の場を働きかけていくことが重要となる。これに関し、住民座談会や学習会の実施率は約 7 割と高く、福祉・防災マップづくりも 5 割超の市町で取り組まれていた。座談会などの協議の場は、社協の計画活動や地域福祉マネジメントの観点から言えば、地域福祉の推進状況の点検の場でもあり、地域福祉推進計画策定社協の約 4 割で実施している。災害は地域住民に共通するため参加しやすく、防災マップづくりを通じて地域の現状や避難行動要支援者に

ついて話し合うため、協議の場として働きかけやすい面がある。

- ・社会的な孤立や生活・福祉課題が深刻化する中、小地域福祉活動の推進を通して地域のエンパワメントを推進することは、社協の最重要課題である。これを、協議の場・重層的なネットワークを意識しながらすすめるためにも、生活支援体制整備事業やまちづくり施策等と連携した小地域福祉活動の推進を地域福祉推進計画に位置づけ、それぞれの地域の実情に合った支援を進めていくことが求められる。

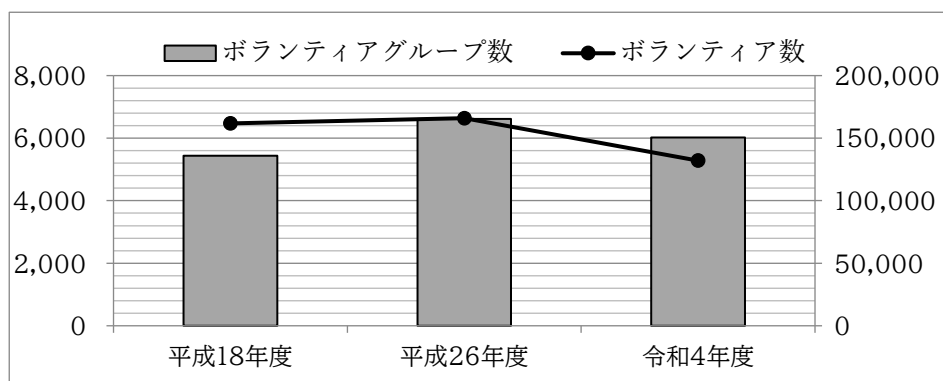
4. ボランティア・市民活動の推進

- ・市町社協で登録・把握されているボランティアグループ数・人数は、図表 4-1 のとおりである。
- ・過去の推移をみると、図表 4-2 のとおりボランティアグループ数・人数は減少傾向にある。特に近年は、新型コロナウイルス感染症の影響があると推察できる。

<図表 4-1> 令和4年度に市町社協で登録・把握されているボランティアグループ数・人数

	ボランティアグループ数	ボランティア人数
合 計	6,025 グループ	132,015 人
うち登録数	3,379 グループ	66,519 人
うち把握数	2,646 グループ	65,490 人

<図表 4-2> ボランティアグループ・ボランティア数の推移



- ・5年ごとに実施している『県民ボランティア活動実態調査』（令和元年度）においては、「活動者が減った」とする団体が「増えた」とする団体を上回っている。
- ・市町社協からは、活動者の高齢化などにより活動の担い手不足に悩む声も聞かれるが、一方で、地域で活動したいと望む人は多く、地区担当や生活支援コーディネーターなどが把握する活動者も少なくない。社協には、引き続き、さまざまな事業や活動を通じて、地域福祉人材の発見と主体形成を行っていくことが期待される。
- ・さらに、地域における生活課題などの解決には、福祉分野だけでなく、多様な活動分野と連携・協働し、幅広い住民層へ働きかけていくことが必要となる。社協のボランティアセンターには、そのためのコーディネーターや、ネットワークづくりが求められる。

5. 福祉学習

- ・学校で取り組まれている福祉学習の内容は、図表 5-1 のとおりであり、参加者の気付きを促すプログラムが実施されている。
- ・福祉学習の取り組みに関する情報交換・協議の場は25市町(62.5%)で設置されており、そのすべての場に社協が参画している。
- ・情報交換・協議の場に参加している関係者は、学校関係者が全ての市町で参加しており、次いで教育委員会が 9 市町(36.0%・母数 25)であった。ボランティアは 7 市町(28.0%・母数25)、当事者組織は6市町(24.0%・母数 25)となっている。その場で話し合われる内容は、社協からの情報提供が24市町(96.0%・母数 25)で最も多く、次いで事例などの情報交換が19 市町(76.0%・母数 25)、事例やプログラムの検討や研究が13市町(52.0%・母数 25)であった。

<図表 5-1>学校で取り組まれている福祉学習の内容

取組内容(複数回答可)	市町数(母数40)
事前学習	31 市町(77.5%)
体験学習	40 市町(100.0%)
当事者との意見交換・交流	32 市町(80.0%)
子どもの振り返り	27 市町(67.5%)
企画者同士の振り返り	12 市町(30.0%)

- ・住民に対する福祉学習の内容は、図表 5-2 のとおりとなっている。新たな取り組みとして、SDGsについての学習プログラムや、コロナ禍であることを考慮し、オンラインにより障害当事者の話を聞くプログラムを実施した社協もあった。

<図表 5-2>住民に対する福祉学習の内容

取組内容(複数回答可)	市町数(母数40)
研修会・体験会の実施	25 市町(62.5%)
うち、サマーボランティアスクールの実施	22 市町(55.0%)
ボランティア・学習グループの組織化	11 市町(27.5%)
福祉活動体験の場の提供	24 市町(60.0%)
当事者と住民の交流の場づくり	12 市町(30.0%)
作文・標語・ポスターなどの募集	8 市町(20.0%)

- ・共生のまちづくりに向けては、地域における権利擁護意識の醸成が必要である。そのための方法の一つとして、福祉学習を一過性の福祉体験に終わらせず、地域社会からの孤立・排除による生きづらさや、当事者を共に生きる人として理解することを目指して取り組むことが求められる。よって、権利侵害を生まない地域づくりに向けて、当事者との交流を図るなど、人権・社会教育(生涯学習)と連携したプログラムを企画することや、幅広い主体の地域づくりへの参加を促進することが大切である。
- ・なお、プログラム化して取り組む福祉学習においては、子どもや参加者だけでなく、企画者や当事者自身が事前学習や振り返りなどのプロセスを通じて、「気づき」や「学び」を深めることが重要である。

6. 当事者組織(化)支援

・現在、社協が支援している当事者組織の状況は、図表 6-1 のとおりである。また、主な支援内容は、図表 6-2 のとおりで、すべての社協で何らかの当事者組織(化)支援を行っている。なお、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者・家族、介護者家族など、高齢分野の当事者組織への支援は減少傾向にある。

・当事者組織(化)支援の内容について、社会に対する啓発が 4 市町増加した。

<図表 6-1>社協が支援している当事者組織

組織(複数回答可)	令和3年度	令和4年度
一人暮らし高齢者	9 市町(22.5%)	7 市町(17.5%)
認知症高齢者・家族	21 市町(52.5%)	17 市町(42.5%)
若年性認知症の本人・家族	8 市町(20.0%)	8 市町(20.0%)
介護者家族	—	9 市町(22.5%)
男性介護者	6 市町(15.0%)	6 市町(15.0%)
身体障害児・者(本人・家族)	28 市町(70.0%)	30 市町(75.0%)
知的障害児・者(本人・家族)	28 市町(70.0%)	29 市町(72.5%)
精神障害者(本人・家族)	19 市町(47.5%)	18 市町(45.0%)
子育て中の親・家族	12 市町(30.0%)	12 市町(30.0%)
引きこもり本人・家族	7 市町(17.5%)	6 市町(15.0%)
ヤングケアラー	—	0 市町(0.0%)
その他	8 市町(20.0%)	8 市町(20.0%)

※「その他」の例：難病・病気、失語症、高次脳機能障害、断酒会、不登校、多胎児、遺族会、婦人共励会等

<図表 6-2>当事者組織(化)支援の内容

支援内容(複数回答可)	令和3年度	令和4年度
当事者のつどいの開催支援	28 市町(70.0%)	28 市町(70.0%)
当事者の組織化支援	25 市町(62.5%)	26 市町(65.0%)
当事者組織同士の交流支援	19 市町(47.5%)	20 市町(50.0%)
当事者組織と社協の協働事業の実施	14 市町(35.0%)	15 市町(37.5%)
社会に対する啓発支援	9 市町(22.5%)	13 市町(32.5%)
その他	13 市町(32.5%)	13 市町(32.5%)

※「その他」の例：運営支援、活動助成・機材貸出、各グループの紹介冊子発行、事業利用者同士の交流等

・当事者組織はセルフヘルプグループとも呼ばれ、当事者性(生きづらさ)の多様性から様々に存在する。当事者が安心して過ごせる居場所であり、社会とつながり、役割の獲得によって自己の存在価値を再認識する場であると同時に、社会に向けて思いや要望を発信する土台にもなる場である。

・高齢者分野の当事者組織は会員数の減少などの理由により減少しているが、地域包括ケアの充実やふれあいいいききサロンなど身近な居場所づくりが進んだことで、生きづらさが軽減された結果かどうかを注視しておく必要がある。

・一方、近年は引きこもりや若年性認知症など、制度の狭間の課題を抱える当事者への支援を行う社協が増え、その組織化支援に取り組む社協も増えてきた。また、埋もれがちな課題として最近注目されているヤングケアラーや、ひとり親(婦人共励会や子育て中の親の会で組織化されている場合もある)の孤立化は課題である。

いずれも、保健所や就職支援機関や学校、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者や生活困窮者自立相談支援機関等との連携が必要となる。

- ・生きづらさを抱える当事者は、ただ「支援を受ける人」ではなく、地域で共に生きる人、また地域づくりの主体であるとの認識のもと、居場所づくり、主体的な運営から、社会に対する啓発活動へとエンパワメントしていく視点が社協には求められる。当事者組織への支援を通じて、自ら課題を集約し想いを発信できるようにすることで、地域住民の理解を広げるとともに、行政施策や地域福祉計画などへ反映させていくことが重要である。

7. 重層的なネットワーク

- ・小地域から市町域までの各圏域におけるネットワークづくりの状況は、図表 7-1 のとおりである。特に、小地域での見守り等について話し合う「住民間のネットワーク」の設置は、「一部の地域に有り」を含めると 33 市町(82.5%)となっており、前年度より 4 市町増加している。

<図表 7-1> 重層的なネットワークの状況(複数回答可)

区 分	圏 域	全地域に有り	一部の地域に有り
住民間のネットワーク ※1	小地域	11 市町(27.5%)	22 市町(55.0%)
住民・専門職間のネットワーク ※2	小学校～ 中学校区域	9 市町(22.5%)	14 市町(35.0%)
分野横断の制度・仕組み化のネットワーク ※3	市町域	16 市町(40.0%)	—

※1 住民が主体となって、気になる人の情報や見守り・生活支援の方法について話し合う場を指し、会議形式だけでなく、研修会やサロン後などでの話し合いの機会も含む。

※2 住民と専門職が地域の生活・福祉課題を話し合い、協働で解決するための場を指し、「地域ケア会議」などの専門職中心の定例会議や、市町合併のあった社協の「支部運営委員会」は除く。

※3 生活・福祉課題の解決に向け、分野横断の制度・仕組化を幅広い関係者で話し合う場を指し、分野別の各種会議や行政の地域福祉計画・分野別計画の策定・評価の場は除く。

- ・小地域から市町域までの各圏域における重層的な「地域福祉ネットワーク」は、共生のまちづくりを促進するための小地域を起点としたもので、最も重要なのは、「地域見守り会議」や「支え合い会議」など、住民の生活感覚に根差した小地域での住民間のネットワークであり、このネットワークが活発になれば各圏域のネットワークづくりも促進される。

- ・このため、社協には、サロンなどの交流活動や見守り活動に加えて、小地域での住民の協議の場づくりをさらに推進するとともに、地域福祉ネットワークの現状把握を行い、その全体図を地域福祉推進計画に反映させ、計画的に重層的なネットワークづくりを進めることが求められる。

- ・なお、地域の事業者(新聞販売所、配食事業者など)を含めた見守りネットワークは 26 市町(65.0%)にあり、そのうち 20 市町(76.9%・母数 26)で関係者による協定が締結されている。

- ・住民による主体的な見守り活動への期待が高まる一方で、地域の高齢化なども相まって、住民の見守りだけに頼るのは限界がある。今後も、住民ができる範囲での見守り活動を進めつつ、行政と協働しながら多様な事業者と見守りネットワークづくりを進める必要がある。

8. 社会福祉法人連絡協議会

- ・社会福祉法人連絡協議会(「ほっとかへんネット」)は28市町(70.0%)で設立され、その活動状況は、図表 8-1 のとおりで、前回調査の令和3年度より、各活動の実施割合は増加している。
- ・行政職員が社会福祉法人連絡協議会への行政職員の出席や行政と定期的な意見交換が行われているのは、9市町(32.1%・母数 28)となっている。

<図表 8-1> 社会福祉法人連絡協議会の活動状況

活動の種類 (複数回答可)	実施数	
	R2 実績 (母数 28)	R3 実績 (母数 28)
(1)相談支援	4市町(14.3%)	5市町(17.8%)
(2)困窮者支援	2市町(7.0%)	4市町(14.3%)
(3)人材確保・育成	6市町(21.4%)	10市町(35.7%)
(4)地域づくり	5市町(17.9%)	6市町(21.4%)
(5)災害支援	7市町(25.0%)	11市町(39.3%)
(6)実務者ネットワーク	12市町(42.9%)	16市町(57.1%)
(7)その他	5市町(17.9%)	8市町(28.6%)

※「その他」の主な内容:若者などの就労支援、自治会への資機材の貸出、広報活動など

- ・社会福祉法人連絡協議会は、地域から孤立するなどの深刻な課題に対応しうる地域のセーフティネットである。また、身近な福祉拠点や相談先等、地域の重要な資源としての法人の専門性を生かし、その機能を発揮することが施設には求められている。
- ・さらには、各市町域での包括的相談支援体制の整備が求められる中、社会福祉法人のネットワークには、生活困窮者支援・社会的孤立など、制度の狭間の課題解決に向け、中間的就労や参加支援など、その受け皿となることが期待されている。
- ・課題共有や出口づくりを進めるうえで、「実務者同士のネットワークづくり」が重要となるが、現在 16市町で実施され、昨年度より4ヵ所増加している。種別を超えた実務者同士の協議の場で、生活困窮者支援や災害支援体制の整備など、利用者や地域のニーズを踏まえた具体的な活動につなげていくことが期待される。
- ・社協としては、このような法人と地域のニーズをコーディネートし、市町域全体に「地域における公益的な取組」を広げるために、行政を巻き込みつつ、社会福祉法人連絡協議会の組織化や運営支援を今後も進めていくことが求められる。

9. 相談活動

- ・相談内容や対象者を特定の分野に限定しない一般相談(心配ごと相談や福祉総合相談)は、県内すべての社協が実施している。民生委員・児童委員が相談員を担っている社協は19市町(47.5%)と前年度から1市町減少し、社協職員が相談員を担っているところは前年度と変わらず26市町(65.0%)であった。
- ・相談内容や対象者を特定の分野に限定した専門相談は、図表 9-1 のとおりである。
- ・これらの相談支援は、既存の生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などとあわせて、「どんなニーズも断らない(いったん受け止める)」包括的な相談支援体制づくりに向けた重要な資源として展開することが必要である。また、社協全体として地域住民の相談や課題を受け止めるためには、担当事業・部局を超え

たケース検討の場など、全職員が共通認識を持てる取り組みが求められる。

<図表 9-1> 社協が実施する専門相談

取り組み内容(複数回答可)	令和3年度	令和4年度
法律相談	26 市町(65.0%)	27市町(67.5%)
介護相談	15 市町(37.5%)	15 市町(37.5%)
結婚相談	5 市町(12.5%)	5 市町(12.5%)
その他	17 市町(42.5%)	19 市町(47.5%)

※「その他」の主な内容:ボランティア相談(明石市、西宮市、加古川市、加西市、たつの市)、障害者総合相談(西宮市、加古川市、加東市)、認知症相談(加西市、丹波篠山市、稲美町)、ひきこもり相談(相生市)

10. 権利擁護支援

- ・権利擁護(成年後見)支援センターの設置運営状況は、16 センター(22 市町・55.0%)で、令和3年度より 1 センター(1 市町)増加している。設置主体・運営主体の内訳などは、図表 10-1 のとおりである。
- ・成年後見制度利用促進基本計画により整備が進められている中核機関は、20 市町(50.0%)で整備済みであり、そのうち 16 市町(80.0%, 母数 20)は、権利擁護(成年後見)支援センターに整備されている。

<図表 10-1> 権利擁護(成年後見)支援センターの設置状況 (母数 22)

	設置主体	運営主体
行政	21 市町※ ¹ (95.5%)	1 市町 (4.5%)
社協	0市町 (0.0%)	17 市町※ ¹ (77.3%)
その他	1 市町※ ² (4.5%)	4 市町※ ³ (18.2%)

※1 西播磨 4 市 3 町は行政が合同設置、1 社協で運営

※2 行政と社協の合同設置

※3 社会福祉法人、NPO 法人、社協と NPO 法人との合同運営

- ・社協が有する権利擁護支援機能は、図表 10-2 のとおりである。令和 3 年度に比して全県的に社協の権利擁護機能は充実している。

<図表 10-2> 社協が有する権利擁護支援機能

機能	取り組み内容(複数回答可)	実施数	
		令和3年度	令和4年度
権利擁護相談	広報・啓発	20 市町(50.0%)	22 市町(55.0%)
	相談	22 市町(55.0%)	25 市町(62.5%)
	法律など専門職による専門相談	11 市町(27.5%)	14 市町(35.0%)
	成年後見制度申し立て支援	10 市町(25.0%)	13 市町(32.5%)
	その他 ・日常生活自立支援事業との連携 ・市から受託している包括支援センターで相談を受けている		
権利擁護支援の強化	虐待対応	3 市町(7.5%)	7 市町(17.5%)
	法人後見	3 市町(7.5%)	4 市町(10.0%)
	日常生活自立支援事業	40 市町(100.0%)	40 市町(100.0%)

	その他 ・日常生活自立支援事業担当者が包括支援センター(社協)担当者と連携し相談実施 ・相談事例に応じて、町内支援機関、リーガルサポートの司法書士に連絡		
支援者の育成	相談職への支援	10 市町(25.0%)	15 市町(37.5%)
	成年後見人への支援	8 市町(20.0%)	9 市町(22.5%)
	その他 ・成年後見支援センター専門相談を利用した SV を実施 ・基幹型地域包括支援センターとしての後方支援 ・包括支援センター(社協)が研修開催、成年後見申立に係る事前チェックリスト作成など関係者と連携し実施		
ネットワーク形成	支援困難ケースの検討会議	9 市町(22.5%)	13 市町(32.5%)
	成年後見受任調整	6 市町(15.0%)	8 市町(20.0%)
	その他 ・高齢者虐待防止ネットワーク ・成年後見支援センター専門相談、運営委員会を利用した取り組み ・地域包括支援センターとして権利擁護相談などを実施、調整 ・権利擁護実務者会議(多職種による困難事例検討の場)の開催		
社会資源の開発とシステム評価	権利擁護支援システムの構築	4 市町(10.0%)	4 市町(10.0%)
	権利擁護・成年後見制度の調査研究	1 市町(2.5%)	3 市町(7.5%)
	その他 ・成年後見支援センター運営委員会を利用して調査研究を実施 ・市担当課と権利擁護・成年後見支援センターとの定例会議開催		
地域住民の権利認識の向上	権利擁護に関する住民向け研修	12 市町(30.0%)	15 市町(37.5%)
	権利擁護支援者の養成	9 市町(22.5%)	11 市町(27.5%)
	その他 ・生活支援員への研修会を開催 ・精神障害、知的障害団体総会時などへの後見制度の概要説明 ・権利擁護支援センターによる研修への参加		

・日常生活自立支援事業の利用者などへの社協独自制度による支援を実施しているのは 6 市(15.0%)で、図表 10-3 のとおりである。

<図表 10-3> 日常生活自立支援事業の利用者などへの社協の独自制度

社協名	社協の独自制度
芦屋市社協	財産保全サービス(日常生活自立支援事業利用者)
伊丹市社協	短期(有期間)の入院・施設入所者に対する金銭管理など
宝塚市社協	単身者への生活サポート事業
高砂市社協	エンディングプラン・サポート事業助成金支給事業
三田市社協	財産保全サービス(日常生活自立支援事業利用者)
丹波市社協	預金証書等保管事業(日常生活自立支援事業利用者)

※日常生活自立支援事業の利用料減免や助成は複数の社協で実施。

- ・日常生活自立支援事業の利用を通じた生活の変化や関係機関との連携については、図表 10-4 のとおりである。

<図表 10-4> 日常生活自立支援事業の利用を通じた生活の変化や関係機関との連携

	かなり多い	どちらかとい えば多い	どちらかとい えば少ない	ほとんどな い
本人の意思の表明や、意欲・自信の回復につながった	2 市町 (5.0%)	27 市町 (67.5%)	10 市町 (25.0%)	1 市町 (2.5%)
権利侵害からの回復を通じて、本人の生活の安定につながった	11 市町 (27.5%)	17 市町 (42.5%)	9 市町 (22.5%)	3 市町 (7.5%)
家計の改善を通じて、本人の生活の安定につながった	21 市町 (52.5%)	16 市町 (40.0%)	3 市町 (7.5%)	0 市町 (0.0%)
本人に必要な福祉・医療サービスにつながった	5 市町 (12.5%)	27 市町 (67.5%)	8 市町 (20.0%)	0 市町 (0.0%)
支援にかかわる他機関とのチームによる支援形成につながった	8 市町 (20.0%)	27 市町 (67.5%)	5 市町 (12.5%)	0 市町 (0.0%)
地域住民等のインフォーマルな関わりにつながった	1 市町 (2.5%)	10 市町 (25.0%)	21 市町 (52.5%)	8 市町 (20.0%)
他に事業利用を必要とする人(同居の世帯員等)の利用につながった	0 市町 (0.0%)	6 市町 (15.0%)	20 市町 (50.0%)	14 市町 (35.0%)

- ・日常生活自立支援事業実施体制について、「生活支援員」「専門員」「財源」についてそれぞれ充足状況について回答を得たが、そのうち、3 項目とも「充足している」と回答したのは 5 社協(12.5%)である。一方、3 項目とも「不足している」と回答した社協は 17 社協(42.5%)であった。1 項目でも「不足している」と回答した社協における、体制不足への対応状況は図表 10-5 のとおりであった。

<図表 10-5> 体制不足への対応状況(母数 35;1項目でも「不足している」と回答した社協)

利用希望を受け、初回面接まで待機してもらっている	13 市町(32.5%)
現利用者の支援回数・時間に制限を設けている	3 市町(7.5%)
利用を断っている	0 市町(0.0%)
特に対応していない	7 市町(17.5%)
その他	16 市町(40.0%)
・【生活支援員・専門員】担当職員を配置し分担、係内でフォロー、上司や他部署からのフォロー ・【生活支援員】専門員または担当者が対応、職員が生活支援員として対応 ・【専門員】以前担当していた職員がフォロー、担当者を配置しフォロー ・【財源】他財源で執行、法人運営から拠出、他事業との連携、市補助金や委託金	

- ・成年後見制度への移行にあたっての課題がある社協は 33 市町(82.5%)あり、その具体的な内容は図表 10-6 のとおりである。

<図表 10-6> 成年後見制度への移行にあたっての課題(母数 33)

移行のタイミングの見きわめ	27 市町(81.8%)
本人が成年後見制度利用を希望していない	16 市町(48.5%)
家族が成年後見制度利用を希望していない	4 市町(12.1%)
申立人が見つからない	13 市町(39.4%)
市町長による申立てが必要だが、手続きが進まない	6 市町(18.2%)
成年後見制度利用支援事業が利用できないため申立てができない	0 市町(0.0%)
申立人による必要書類の作成・準備等が進まない/できない	6 市町(18.2%)
申立てのための費用の負担が大きい/負担できない	8 市町(24.2%)
後見報酬を支払う負担が大きい/資力がない	10 市町(30.3%)
利用者の特性により、移行しても後見人に支援を引き継げない	3 市町(9.1%)
後見人の事情・理由により、移行しても後見人に支援を引き継げない	3 市町(9.1%)
その他	4 市町(12.1%)
・支援頻度が後見人支援に馴染まない ・受任調整上の課題も大きい ・そもそも成年後見に関心がない ・利用意向があっても家族等に手続きできない状況がある	

- ・県内では、幅広い関係者が協働して権利擁護機能を発揮していく土台となる中心的な機関である権利擁護(成年後見)支援センターの設置が約 10 年前から進んでいたが、成年後見制度利用促進基本計画により市町域での体制整備が求められるようになったことから、中核機関とセンターとを一体的に検討・整備する自治体もあり、今回、行政直営によるセンターが1か所設置された。
- ・また、同計画の推進において権利擁護(成年後見)支援の点検・評価が進んだことを受け、各市町社協が有する権利擁護機能も広がった。これは、従来実施されている各種の支援策や活動が、権利擁護の機能の面から認識・評価されたためと考えられる。社協が取り組む権利擁護活動には、権利侵害を生まない地域づくりや地域の権利認識を高める取り組みも含まれることから、これらの取組みも当該市町の支援体制に積極的に位置づけられていくことが望ましい。
- ・令和 4 年度からの第二期計画では、権利擁護支援の推進が打ち出されたが、支援策の充実はもとより、権利擁護の支援体制づくりが今後ますます重要となる。権利擁護機能を市町域においてどう充実させていくか、現状評価を行いながら、どの機関が何を担うかということ(権利擁護システム)について検討する場を行政に働きかけていくことが今こそ大切である。
- ・日常生活自立支援事業を通じた支援については、生活の変化や関係機関との連携に関する回答のうち、「家計の改善を通じて、本人の生活の安定につながった」は、「かなり多い」「どちらかと言えば多い」の回答が 9 割を超えた。日常的な金銭管理のサポートを通じた収支の安定や見える化は、生活の安定の基盤に家計があることを表しているが、同事業は金銭管理を代わりにするのではなく、それをサポートするための事業であることを再度確認しておきたい。同じ設問において、「本人の意思の表明や、意欲・自信の回復につながった」の回答が 7 割を超えていることから、本人が自分らしく自分の生活を送っていくためのサポートをしていることがうかがえる。
- ・さらに、約9割の社協において、「本人に必要な福祉・医療サービスにつながった」「支援にかかわる他機関とのチームによる支援形成につながった」との回答もあった。これは、利用契約までの過程において、

一次相談機関とともに本人宅を訪問するなど事業単独で動かないスタイルで支援を進めていることもあって、必要なサービス利用につながったり、本人を取り巻く関係者のチーム形成に寄与しているとの結果であり、この事業が資源や機関間の一つの結節点となっている側面も大きい。ただし、県内の専門員からは、本人に代わって金銭管理をするという誤った期待が寄せられる場合もあると聞くため、関係機関に対し、事業趣旨の理解を促していくことも必要となっている。

- ・一方で、「地域住民のインフォーマルな関わりにつながった」「他に事業利用を必要とする人の利用につながった」の回答は、「どちらかと言えば少ない」「ほとんどない」あわせて、いずれも7割を超えている。事業利用の希望として入ってきた相談を、事業の対象かどうか、もしくはサービス利用者としてではなく、相談ケースとして社協で受け付ける・受け止める組織体制づくりが求められている。
- ・なお、事業の実施体制については、今回の調査において、「生活支援員」「専門員」「財源」のいずれも不足していると回答した社協は4割強(17 社協)に上った。ニーズは把握しながらも対応できない現状があると考えられ、事業の実施体制を整えていくことが課題となっている。この事業だけで解決する課題や支援はほばないことから、事業を権利擁護の支援体制へ位置付け、柔軟な財政措置を含めた人員配置や専門員のバックアップ体制を築いていくことが望ましい。
- ・成年後見制度への移行に関しては、同制度が権利を擁護するために権利行使を制限する制度であることから、利用にあたっては慎重な判断を要する。その中で、制度利用が適切と専門員が見立てている場合の移行において、回答の多かった課題は本人の状態・意向など本人に依拠するもの、次いで、制度利用のための手続きの要件が満たせない、さらに申し立て費用や利用料が本人の資力では支弁できないとの理由が続いた。本人の状態や意向については、ケースのモニタリング等により変化をキャッチする関わりや、本人の意思の形成・表出・実現の過程にしっかり寄り添う支援が重要であり、これらは日常生活自立支援事業でこれまでも発揮してきた役割でもある。ただ、申立人(首長含む)や本人の資力に関することは成年後見制度利用支援事業などの制度で補える側面も大きい。必要な人が必要な時に利用できるよう、市町が条件整備を進めるよう働きかけていくことが大切である。

11. 生活困窮者支援

(1)生活福祉資金の貸付を通した生活困窮者支援の実施状況

- ・生活福祉資金の貸付状況は、図表 11-1 のとおりである。特例貸付を除けば、過去 5 年間の年間貸付件数に大きな変化はみられないが、教育支援資金は年々増加傾向にある。

<図表 11-1>生活福祉資金の貸付を通した生活困窮者支援の実施状況（貸付決定件数）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
福祉資金	127	203	156	94	128
緊急小口資金	131	156	604※	55,844※	17,877※
教育支援資金	839	916	1,024	1,047	1,119
総合支援資金	49	19	19	50,914※	40,732※
不動産担保型生活資金	2	1	1	3	2
合 計	1,148	1,295	1,804	107,902	59,858

※新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例貸付を含む

・新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例貸付の状況は、図表 11-2 のとおりである。

<図表 11-2>特例貸付の貸付実績（令和2年3月25日～令和4年3月31日）

資金種別	決定件数	決定金額
緊急小口資金(特例)	73,923 件	13,527,318,000 円
総合支援資金(特例)	91,629 件	64,722,561,000 円
合 計	165,552 件	78,249,879,000 円

- ・特例貸付は、計 10 回にもわたる受付期間の度重なる延長が行われ、先の見通しが立たないために人員体制の構築が困難ななか、市区町社協では膨大な貸付相談と迅速な申請手続きに日々忙殺されながらも、生活困窮世帯への資金ニーズに適切に対応した。
- ・特例貸付の利用世帯は、主にひとり親世帯や外国人世帯等の生活基盤が不安定な世帯に集中しているが、これらの世帯はコロナ禍以前より生活困窮課題を抱えており、とりわけ家計管理に何らかの課題を抱え将来の見通しを立てることが困難な世帯が多い。
- ・一方、本則貸付の状況を見ると、福祉資金の貸付件数は若干の変動はあるものの、ほぼ横ばいで推移しており、生活保護世帯の生活環境改善(エアコン設置等)を目的とした貸付が全体の約 9 割を占めている。また、教育支援資金は年々増加傾向にあり、約 5 割が生活保護世帯からの申込であるが、その他特例貸付を通じて新たにつながった生活困窮世帯からの貸付相談も増えており、生活困窮世帯の子どもの就学や将来の就労支援の一つとして大きな役割を果たした。
- ・これらの貸付を通じて把握した生活課題は、単に経済的困窮のみならず、「8050 問題」等、世帯の中で課題が複合化・複雑化しており、その背景には社会的孤立や排除といった実態がある。また、特例貸付の償還が令和 5 年 1 月より始まるが、借受世帯の生活改善が進んだとは言えない状況のなか、世帯の生活状況に合わせた生活支援が求められる。そのため、社協としては切れ目のない丁寧な相談支援が行える組織内の体制づくりと、孤立を支える地域づくりを住民・関係者と協働して取り組むことが重要である。

(2)生活困窮者自立支援事業の実施状況

- ・生活困窮者自立支援事業の実施状況は、図表 11-3 のとおりである。なお、町部は県が所管し、民間団体に委託している。
- ・生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議(支援会議)への社協の参画状況は21市町(52.5%)となっている。そのうち、1 市(三田市)は社協が受託して開催している。

<図表 11-3>生活困窮者自立支援事業の実施状況

運営主体	自立相談支援	任意事業			
		就労準備支援	一時生活支援	家計改善支援	子どもの学習・生活支援
行政	15 市	6 市	8 市	10 市	5 市
社協	6 市	0 市	0 市	1 市	0 市
民間団体	1 市+県	14 市+県	16 市+県	7 市+県	7 市+県
複数主体運営	6 市	2 市	0 市	0 市	1 市
うち社協受託	3 市	0 市	0 市	0 市	0 市
合計	31市+県	22 市+県	24 市+県	18 市+県	13 市+県

※12町は県が所管し、民間団体に委託。

- ・社協における制度外の生活困窮者自立支援活動の実施状況は、図表 11-4 のとおりで、前回調査の令和3年

度より、各活動は増加している。

＜図表 11-4＞社協における制度外の生活困窮者自立支援活動の実施状況

活動の種類(複数回答可)		実施数	
		R2 実績	R3 実績
(1)日用生活品や食料品などの物品支援		34 市町(85.0%)	37 市町(92.5%)
(2)法外援護資金貸付・給付		28 市町(70.0%)	30 市町(75.0%)
(3)社会参加・就労体験		7 市町(17.5%)	10 市町(25.0%)
(4)その他		5 市町(12.5%)	9市町(22.5%)
その他の 主な内容	【西宮市】支援団体への活動助成・市内支援活動の状況調査、【芦屋市】生活物品等の協力呼びかけと提供、【南あわじ市】市・電気屋・社協の協定による家電の提供、【相生市・上郡町】就労支援・紹介・斡旋		

- ・コロナ禍により、生活困窮者自立相談支援機関の重要性は増し、任意事業の実施状況も昨年度に比して増加しており、特に家計改善支援事業は政策提言が奏功したか、6 市増加した。ただし、特例貸付を通じて、家計管理に何らかの課題を抱えている困窮者世帯が相当数存在することが改めて浮き彫りとなったこと等を見ると、より一層家計改善支援の充実・強化が必須である。
- ・社協における生活困窮者への支援では、特例貸付での対応に加え、制度外での支援活動を実施する社協が増えた。緊急・一時的に食料品などの物品支援を実施する社協が9割を超えるとともに、実施の際にフードバンクや生活協同組合等と連携して取り組むなど、関係機関との連携・協働による困窮者支援の展開が垣間見える。
- ・各市町で包括的な支援体制の整備に取り組まれるなか、社協における今後の生活困窮者支援に向けては、丁寧な相談支援が行える組織内の体制づくりと、多様な参加・就労の場づくり等の課題解決に向けた資源開発を地域で展開していくことが必要であり、そのためにも各市町における関係機関との協働体制づくりが重要となる。

12. 在宅福祉サービス

- ・介護保険制度に基づくサービスを実施している社協は35 市町(87.5%)であり、各サービスの実施状況は、図表 12-1 のとおりである。
- ・また、新しい総合事業への位置づけは、訪問型サービス A が 22 市町(55.0%)で前年度から 1 市町増加(2 増 1 減)し、通所型サービス A が 13 市町(32.5%)で前年度から 2 市町増加した。
- ・障害者総合支援制度に基づくサービスを実施している社協は 38 市町(95.0%)であり、各サービスの実施状況は、図表 12-2 のとおり増加傾向である。
- ・介護保険制度・障害者総合支援制度以外で社協が実施する在宅福祉サービスの実施状況は、図表 12-3 のとおりである。福祉機器の貸出や配食・給食サービスの実施率が高くなっている。一方、移送サービス、ミニデイサービス、介護用品の斡旋は近年減少傾向にある。

<図表 12-1>市町社協の介護保険サービスの実施状況(複数回答可)

内容	実施市町			
	令和 3 年度	令和4年度	新規実施	事業廃止
居宅介護支援	34 市町(85.0%)	33 市町(82.5%)	—	1 市町
訪問介護	34 市町(85.0%)	34 市町(85.0%)	—	—
通所介護	21 市町(52.5%)	21 市町(52.5%)	—	—
訪問看護	9 市町(22.5%)	8 市町(20.0%)	—	1 市町
訪問入浴介護	11 市町(27.5%)	11 市町(27.5%)	1 市町	1 市町
福祉用具貸与	5 市町(12.5%)	3 市町(7.5%)	—	2 市町
小規模多機能型居宅介護	3 市町(7.5%)	4 市町(10.0%)	1 市町	—

<図表 12-2>市町社協の障害福祉サービスの実施状況(複数回答可)

内容	実施市町			
	令和 3 年度	令和4年度	新規実施	事業廃止
介護給付	38 市町(95.0%)	38 市町(95.0%)	—	—
訓練等給付	11 市町(27.5%)	10 市町(25.0%)	—	1 市町
地域生活支援事業	28 市町(70.0%)	31 市町(77.5%)	3 市町	—
相談支援事業	30 市町(75.0%)	30 市町(75.0%)	—	—

<図表 12-3>その他の在宅福祉サービスの実施状況(複数回答可)

内容	実施市町	
	令和 3 年度	令和 4 年度
配食・給食サービス	28 市町(70.0%)	27 市町(67.5%)
家事援助	18 市町(45.0%)	17 市町(42.5%)
ミニデイサービス	8 市町(20.0%)	6 市町(15.0%)
介護用品の斡旋	14 市町(35.0%)	12 市町(30.0%)
福祉機器の貸出(制度外)	39 市町(97.5%)	39 市町(97.5%)
移送サービス	23 市町(57.5%)	20 市町(50.0%)
ファミリーサポートセンター	12 市町(30.0%)	12 市町(30.0%)
介護ファミリーサポートセンター	4 市町(10.0%)	3 市町(7.5%)
その他	12 市町(30.0%)	14 市町(35.0%)

※「その他」の例:買物・通院支援・ツアー、福祉機器リサイクル、福祉車両貸出、訪問理美容、布団クリーニング、重度心身障害者・児の日中一時支援等

- ・社協が介護保険・障害福祉サービスを実施する意義は、①利用者主体の支援を通じたその人らしい地域生活の実現、②「住民同士のネットワーク」とそれを支える「専門機関同士のネットワーク」づくりを通じた包括的な地域ケアシステムの促進、③利用者と地域とのつながりを生かし個々の生活を支えることを通じた地域の「共に生きる力」の向上の3点である。
- ・近年、介護保険サービスについては競合相手の増加、人材不足などの厳しい経営環境を背景に、事業を廃止する社協が増えつつあるが、まずは社協が介護保険・障害福祉サービスを実施する意義を組織全体で共

有し、再確認することが大切である。加えて、収支状況についても事務局長や管理職、役員はもとより事業従事職員と共有していくことが望ましい。

- ・組織特性を踏まえれば、社協の在宅福祉サービスは、地域を支え、地域に支えられる運営を目指すことが求められる。利用者にサービスを提供するだけでなく、地域住民と交流する機会、住民と事業専門職との協働、運営への当事者・家族・住民の参画など、他の事業所にはない強みを最大限に生かすことで、地域に支持されるサービスとなる。

13.広報活動

- ・社協機関紙は、全市町で発行されており、平均発行回数は 8.6 回である。また、38市町(95.0%)で全戸配布が行われている。
- ・全市版の機関紙のほか、より地域住民に近い各支部や生活支援コーディネーターにおいて情報紙などを発行し、情報発信を続けている社協が多く見られる。
- ・近年普及しているブログやFacebook・LINEなどのSNSツールを活用している社協も24市町(60.0%)と前年度から8市町増え、タイムリーな情報発信が進んでいる。
- ・地域福祉や社協活動への理解を促進するため、従来からの機関紙を活用した情報発信に加え、今後もSNSなどの様々な媒体を活用し、若年層を含めた幅広い世代への発信を行っていく必要がある。
- ・また、ネットやスマートフォンなどの活用を前提とした情報発信が進む中で、ICT(情報通信技術)が使えず、情報の入手が困難になる住民もいることが考えられる。必要な情報が地域住民に届くよう、情報発信にあたっては工夫と配慮が求められる。

14.政策提言

- ・行政に対する政策提言活動を行った社協は15市町(37.5%)であった。このうち、政策提言の仕組みを有している社協は5市町(12.5%)あり、前年度から1市町増加した。このほか、10市町(25.0%)で臨時的に政策提言を行っているという回答があり、うち8市町は前年度も同回答であった。このことから、およそ3割の社協が、政策提言活動を例年行っていると考えられる。
- ・提言内容の検討にあたっては、役員会もしくは正副会長会議で検討したのが9市町(60.0%)、外部委員を含めた検討を行ったのが2市町(13.3%)、関係団体からの意見聴取を行ったのが2市町(13.3%)であった(いずれも母数15)。その他、「市セーフティネット会議の協働事務局運営による」「事務局職員による委託事業にかかる随時協議」といった回答が見られた。
- ・提言の方法としては、首長・議長等との協議を行ったのが8市町(53.3%)、担当課との協議を行ったのが8市町(53.3%)、書面による提言書の提出を行ったのが7市町(46.7%)、行政の会議で委員としての発言を行ったのが5市町(33.3%)という状況であった(いずれも母数15)。
- ・近年は、地域福祉の政策化の時代と言われ、その基盤整備を担う自治体に対し、政策提言を行うことは極めて重要である。とくに地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備に向けて、住民をはじめとする地域福祉の多様な主体が参画する社協への期待は大きい。実務レベルで把握した課題や先駆的な取り組みをもとに、単なる予算要求ではなく政策や要望に練り上げ、運動推進体としての機能を発揮することが社協に求められている。

15. 災害対策

- ・災害時の対応マニュアルを作成しているのは38市町(95.0%)、災害ボランティアセンターの設置に関する協定を行政などと締結しているのは28 市町(70.0%)である。また、青年会議所(JC)やライオンズクラブなどと災害時の協定を締結している社協が8市町(20.0%)と前年度から 5 市町増加しており、連携先も多様となっていることがうかがえる。なお、8 市町(20.0%)で法人としての事業継続計画(BCP)を作成している。
- ・また、社協の平時の取り組みは図表 15-1 のとおりとなっている。

<図表 15-1> 災害対策にかかる社協の取り組み

取り組み内容	実施数
(1)災害ボランティア養成・訓練	21 市町(52.5%)
(2)行政の防災訓練への参加	19 市町(47.5%)
(3)住民等との連携による防災マップの作成	11 市町(27.5%)
(4)地域防災計画作成への参画	3 市町(7.5%)
(5)個別避難計画作成への参画	14 市町(35.0%)
(6)その他※	2 市町(5.0%)

※社協内の災害ボランティアセンター立上げに向けた初動訓練、地域の防災訓練への参加

- ・今後は、多様な主体による効果的な災害支援活動を展開するため、行政などとの協定締結、地元の支援力を高めるためのボランティア養成講座や、支援関係機関・団体と連携した防災訓練・協働型災害 VC 運営訓練の実施推進が求められる。併せて、災害時に社協として期待される役割を十分に発揮できるよう、重要事業を中断させないための法人全体・事業所単位での事業継続計画(BCP)の策定、自治体の地域防災計画等の作成への参画などについて平時から取り組むことが求められる。

16. 組織基盤強化

(1)評議員会・理事会・監事監査

- ・評議員・理事数の平均は、評議員が 22.4 名以上 27.8 名以内、理事が 10.8 名以上 13.9 名以内であり、定数に上下限を設けていない社協は 8 社協(20.0%)あった。また、監事は 2 名以内が 33 市町(82.5%)、3 名以内が 7 市町(17.5%)である。
- ・評議員会の平均開催回数は 3.1 回で、前年度の 3.3 回から減少、理事会の平均開催回数は 6.4 回で、前年度の 5.7 回より増加している。理事会を年間 6 回以上開催したところは 22 市町(55.0%)あり、前年度より 5 市町増加した。年間 12 回以上開催した社協は、6 年前に 6 市町あり、前年度はなかったが、今回は 1 市町(2.5%)見られた。監事監査の平均開催回数は 1.5 回であり、年 3 回開催が 2 市町(5.0%)あった。また、常務理事を設置している社協は 15 市町(37.5%)であり、うち 6 市町(40.0%・母数 15)で事務局長との兼務が見られる。

(2)社協会員制度

- ・社協会員について、いわゆる世帯会員制度を設けている社協が 31 市町(77.5%)あり、全世帯・住民を対象とした会員制度としている 5 市町(12.5%)と併せて、36 市町(90.0%)が住民会員制度をとっている。
- ・住民会員制度の中で、1世帯あたりの金額は 500 円が 14 市町(38.9%・母数 36)と最も多く、次いで多いのが 1,000 円で 10 市町(27.8%・母数 36)あり、最も小さい額が 100 円、最も大きい額が 2,200 円で

あった。住民会員制度における会費額の分布は、図表16-1 のとおりである。

<図表16-1> 全世帯・住民を対象とした住民会員制度における会費額分布

金 額	社協数(母数 36)
500 円未満	6 市町(16.7%)
500 円以上 1,000 円未満	15 市町(41.7%)
1,000 円以上 1,500 円未満	12 市町(33.3%)
1,500 円以上 2,000 円未満	2 市町(5.6%)
2,000 円以上	1 市町(2.8%)

- ・また、実質的な賛助会員制度については各社協によって様々な設定があり、市町外の個人・団体を対象とした制度や、社会福祉法上の規定を意識した社会福祉事業者等を対象とする団体会員制度を設けているところが多数見られた。

(3)組織基盤強化計画

- ・社協の組織基盤強化計画(経営計画)を単独計画として策定している社協は、図表16-2 のとおり 9 市町(22.5%)あり、地域福祉推進計画の中に組織基盤強化の内容を盛り込んだところが 11 市町(27.5%)、合計 20 市町(50.0%)で組織基盤計画を有している。また、組織基盤強化計画を策定していない社協で、新たに策定中・今後策定予定のところは 5 市町(12.5%)あった。それらの合計は、前年度から 7 市町増加した。

<図表16-2> 単独計画としての組織基盤強化計画の名称

中期経営計画(姫路市・尼崎市・川西市)、基盤強化計画(豊岡市・三木市)、収支改善計画(尼崎市(再))、 財政計画(三田市)、組織経営基盤計画(養父市)、地域福祉ビジョン(丹波市)、発展計画(朝来市)
--

- ・組織基盤強化に関する検討において、役員会で検討した社協が 7 市町(35.0%)、その他の検討の場を設けたところは 1 市町(5.0%・母数 20)であり、外部委員を含めた会議を設置した社協は 1 市町(5.0%・母数 20)に止まった。

(4)職員数

- ・図表 16-3 のとおり、県内の社協職員数は 5,152 人で、前年度から 111 人減少した。そのうち、担当業務別では訪問介護事業職員が 49 名、通所介護事業職員が 32 名、全体の 5%に満たない法人運営部門職員も 8 名減少した。一方、障害福祉サービス担当職員は 42 名増加し、福祉サービス利用支援部門職員のうち、日常生活自立支援事業・生活福祉資金担当・生活困窮者自立支援事業・地域包括支援センター・障害者相談支援事業を担当する職員が 19 名増加し、ただしいずれも非正規職員である。
- ・雇用形態別の職員数は、図表16-4 のとおりであり、正規職員が 53 人減少している。
- ・地域支援に関する専門職の設置状況は、図表16-5のとおりである。
- ・行政からの派遣・出向職員がいる社協は 12 市町(30.0%)あり、合計 39 人であった。そのうち最も多いのは、介護保険・障害福祉サービス以外の在宅福祉サービス担当職員の 14 人であるが、2 社協に限られており、次いで法人運営部門職員が 10 人、事務局長が 6 人となっている。
- ・行政へ職員を派遣・出向させている社協は 5 市町(12.5%)あり、合計 12 人であった。うち 9 人が相談支援業務(地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援事業)を担当している。

<図表 16-3> 職員数(担当業務別)

区分	担当業務	令和 3 年度	令和 4 年度
事務局員	①事務局長	40 人	40 人
	②法人運営部門職員	243 人	235 人
	③地域福祉推進部門職員	336 人	342 人
	④ボランティア・市民活動センター職員	68 人	71 人
	⑤福祉サービス利用支援部門職員	781 人	783 人
事業専任職員	⑥介護保険サービス担当職員	2,614 人	2,516 人
	⑦障害福祉サービス担当職員	547 人	589 人
	⑧ ⑥・⑦以外の在宅サービス事業担当	427 人	418 人
	⑨会館運営事業担当職員	106 人	116 人
その他職員	⑩その他職員	101 人	42 人
合計		5,263 人	5,152 人

<図表16-4> 職員数(雇用形態別)

	正規職員	非正規職員(常勤)	非正規職員(非常勤)	合計
令和 3 年度	1,585 人(30.1%)	1,256 人(23.9%)	2,422 人(46.0%)	5,263 人
令和 4 年度	1,532 人(29.7%)	1,270 人(24.7%)	2,350 人(45.6%)	5,152 人

<図表16-5> 地域支援に関する専門職の配置状況

職 種		正規	非正規	計
①福祉活動専門員	専任	7		7
	兼任	33		33
	計	40		40
②地区担当職員 (コミュニティワーカー)	専任	44	3	47
	兼任	67	7	74
	計	111	10	121
③ボランティアコーディネーター	専任	18	13	31
	兼任	29	6	35
	計	47	19	66
④生活支援コーディネーター (介護保険制度上)	専任	51	16	67
	兼任	79	13	92
	計	130	29	159
合計		328	58	386

- ・地域福祉の推進を図ることを目的とする社協にとって、多様な地域福祉の主体がビジョンを共有し、実現に向けて協働すること(＝地域福祉マネジメント)が重要であり、社協の事業を含む組織マネジメントも、そこを目指している。例えば、両マネジメントを進めるために有効な方法に地域福祉計画及び地域福祉推進計画があるが、そのためには策定・共有・評価・改善する「協議」の場が必要となる。様々な協議の場に、幅広い住民や地域福祉関係者が「参加」し、地域福祉の推進状況を点検することでマネジメントを進めていく。
- ・このことを踏まえると、多様な主体が「参加」する観点からは、会員制度の広がりや、評議員会や部会・委員会への参画拡充を図る視点が重要になる。また「協議」の充実の観点からは、理事会の開催増や共有を深める工夫が大切である。
- ・地域福祉マネジメントは、近年の地域福祉政策で求められている包括的な支援体制の構築そのものともいえる。このため社協には、コミュニティワーカーを育成し、地域福祉専門機関としての役割を発揮していくことが求められている。

17. 社協の財務状況

・令和3年度の県内市町社協の経常増減差額率及び純資産比率、流動比率の平均は、図表 17-1 のとおりで、過去2年と比較してほぼ横ばい状態だが、全国の社会福祉法人の平均より低い傾向が続いている。

<図表 17-1> 令和3年度経常増減差額率・純資産比率・流動比率

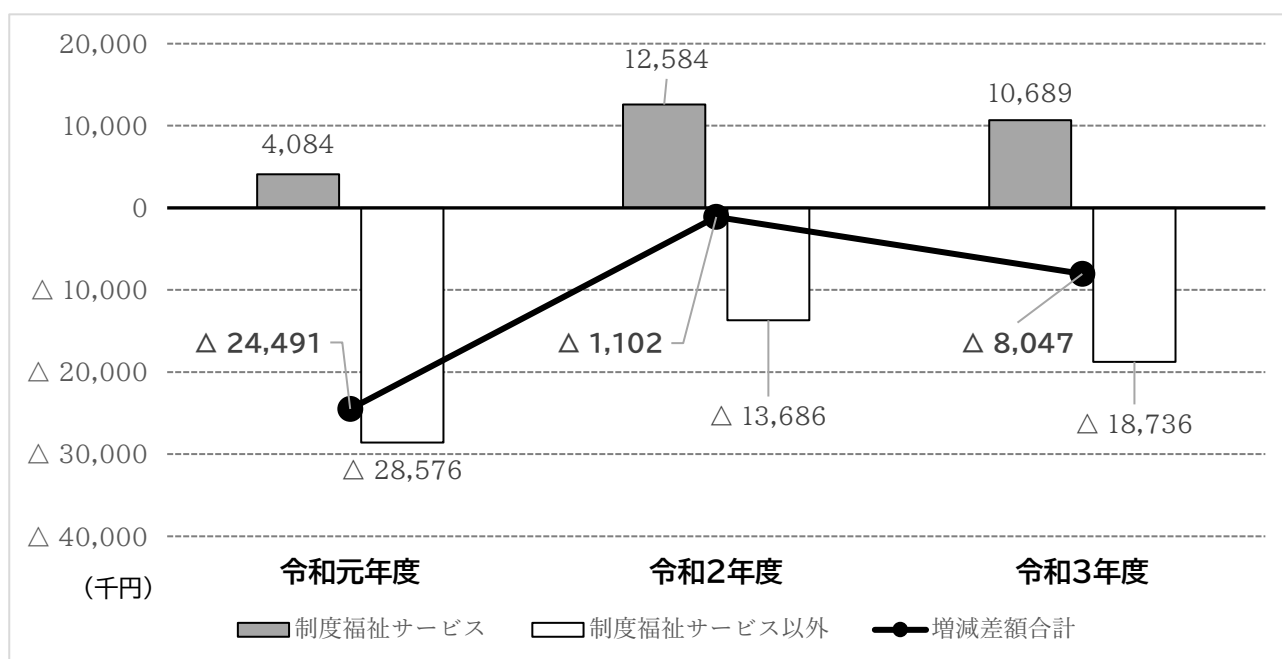
指標	内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	全国平均
経常増減差額率 【収益性】	サービス活動収益に対する経常増減差額の割合。マイナスとなる場合、主とする事業によって赤字が発生している。継続する場合、将来的な財務状況の悪化につながる可能性がある。	-4.2%	-0.02%	-1.38%	3.26%
純資産比率 【長期持続性】	総資産に占める純資産の割合。値が高いほど負債の支払い負担が小さく、長期持続性が高いことを意味する。公的補助のある社会福祉法人は通常 70%を超えることが多い。	66.2%	66.6%	67.1%	72.9%
流動比率 【短期安定性】	流動負債に対する流動資産の割合。運転資金の余裕度を示す。100%を下回る場合、短期支払義務に対する支払能力が不足している。一般的に 120%以上あれば安全とされている。	288.8%	275.5%	290.4%	320.9%

※全国平均：令和2年度の全国の社会福祉法人の平均（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムより）

・令和3年度の市町社協の財源の平均割合は、「制度福祉サービス」の部門の収益が 58.8%、「制度福祉サービス以外」の部門の収益が 41.2%となっている。

・過去3か年のサービス活動増減差額は図表17-2のとおりとなっており、「制度福祉サービス」の部門の収益では、「制度福祉サービス以外」の部門の経費を賄えていない状況が続いている。さらに、令和3年度の増減差額の平均は、前年度より 9,149 千円減少し、△8,047 千円となっている。

<図表2> 「サービス活動増減差額」の平均額の推移



※「制度福祉サービス」：介護保険・障害福祉サービス事業

※「制度福祉サービス以外」：法人運営、地域福祉、相談支援・権利擁護に関する事業

※本調査では、地域包括支援センターの予防給付や障害者の相談支援事業の給付費を伴う会計区分は「制度サービス」とし、それらを伴わない（収益が行政からの受託費のみ）会計区分は「制度福祉サービス以外」とする。

- ・また、過去3ヵ年のサービス活動増減差額がプラスの社協は図表17-3のとおりとなっている。令和3年度は前年度よりプラスの社協が8市町減少している。

＜図表 17-3＞事業活動計算書 サービス活動増減差額がプラスの社協数の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全 体	12 市町(30.0%)	17 市町(42.5%)	9 市町(22.5%)
「制度福祉サービス」の部門	26 市町(65.0%)	29 市町(72.5%)	21 市町(53.8%・母数39)
「制度福祉サービス以外」の部門	3 市町(7.5%)	8 市町(20.0%)	3 市町(7.5%)

- ・今後、社協の財政基盤強化に向けて、「制度福祉サービス」の部門については、定期的・継続的に経営分析やサービスの点検などを行いながら、社協の強みを活かした質の高いサービスを展開し、着実な経営改善を通じて十分な利益を生み出す必要がある。
- ・また、「制度福祉サービス以外」の部門についても収支状況を的確に把握し、補助・委託のあり方について行政との協議を続けることが求められる。

各市町社協の組織・活動概要

【福祉指標】

人口	1,512,033 人	世帯数	743,361 世帯	年少人口	174,637 人	合計特殊出生率	1.27
高齢者数	432,855 人	高齢化率	28.6%	要介護認定者数	91,474 人（要支援者 36,443 人・要介護者 55,031 人）		
身体障害者手帳所持者	76,195 人	療育手帳所持者	17,650 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	19,385 人	生活保護受給世帯	33,494 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2025 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
376		163		84	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		ふれあいのまちづくり協議会	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	ふれあいのまちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
1,977 カ所	○	○	○	○	○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
2,222 人	349 人	-人	106,427 人	2,418 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	全市町域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	283	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		37

【相談支援機関】

地域包括支援センター	76 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	-カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	安心サポートセンター・神戸市成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	複数主体運営		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○	○	○	○	○	○	○	○	○

社協の主な活動

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒651-0086 神戸市中央区磯上通 3-1-32 こうべ市民福祉交流センター内（電話）078-271-5314（FAX）078-271-5366 （e-mail）tiiki@with-kobe.or.jp（URL）http://www.with-kobe.or.jp					
評議員数	43人以上 49人以内	役員数	理事	17人以上 20人以内	監事	3人以内
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	2回
職員数	合計 672人	正規職員 334人		常勤職員 217人	非常勤職員 121人	
社協会員会費	地区社会福祉協議会費：県社協会費から地域福祉活動振興費を差し引いた額を 10（9区社協＋市社協）で除算した額、民生委員児童委員会費：当該年度 4月1日現在の民生委員児童委員定数×175円、社会福祉施設会費①：第一種社会福祉事業の事業所 6,000円、社会福祉施設会費②：社会福祉法上の第二種社会福祉事業の事業所 3,000円、社会福祉施設会費③：更生保護事業法に規定する更生保護事業の事業所 6,000円			組織基盤強化計画	地域福祉推進計画 2025	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	行政相談員等
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他	市民後見人候補者による成年後見手続き相談室の開催	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○				○	○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○	○						○
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○		○		○		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○			○				
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
							○	

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
					○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
福祉の情報誌「きずな・KOBÉ」（市社協）			
発行回数	年1回	配布対象	市民全般
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	456,034 人	世帯数	223,711 世帯	年少人口	49,691 人	合計特殊出生率	1.51
高齢者数	127,193 人	高齢化率	27.9%	要介護認定者数	29,326 人（要支援者 9,939 人・要介護者 19,387 人）		
身体障害者手帳所持者	21,831 人	療育手帳所持者	5,841 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	5,526 人	生活保護受給世帯	13,553 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2022 年～2026 年度	地域福祉計画（行政）	2022 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
578		42		19	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		福祉協会	町会・自治会	全市町域	
		社会福祉連絡協議会	その他	全市町域	
		支部社協	旧村単位	全市町域	
まちづくり協議会	○	社会福祉連絡協議会	地区計画等を定めようとする 区域ごと	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
550 カ所	○	○		○	○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
767 人	23 人	-人	12,761 人	600 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	2022 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	全市町域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	46	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		92

【相談支援機関】

地域包括支援センター	12 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	-カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	成年後見等支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政	○			○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○						○	

社協の主な活動

社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒660-0828 尼崎市東大物町 1-1-2 尼崎市社協会館（電話）06-6489-3550（FAX）06-6489-3526 （e-mail）info@amasyakyo.jp（URL）http://www.amasyakyo.jp					
評議員数	20 人以上 41 人以内	役員数	理事	6 人以上 19 人以内	監事	3 人以内
評議員会開催状況	2 回	役員会開催状況	理事会	5 回	監事監査	1 回
職員数	合計 271 人	正規職員 108 人		常勤職員 47 人	非常勤職員 116 人	
社協会員会費	普通会员 1 法人・団体 2,000 円、賛助会員 1 口 2,000 円、 賛助会員 1 口 10,000 円			組織基盤強化計画	中期経営計画、収支改善計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○				○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○	○		○	○			
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○		○		○		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○					
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	○
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
		○			○		○	

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	○

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年 1 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	484,216 人	世帯数	218,660 世帯	年少人口	65,108 人	合計特殊出生率	1.39
高齢者数	117,870 人	高齢化率	24.3%	要介護認定者数	22,280 人（要支援者 7,993 人・要介護者 14,287 人）		
身体障害者手帳所持者	15,325 人	療育手帳所持者	4,523 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	4,020 人	生活保護受給世帯	5,995 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2027 年度	地域福祉計画（行政）	2022 年～2028 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
450		41		20	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区社協	概ね小学校区	全市町域	
まちづくり協議会				福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
500 カ所	○	○	○	○	○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
623 人	39 人	-人	3,144 人	123 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	一部の地域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	28	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		119

【相談支援機関】

地域包括支援センター	15 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	-カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	複数主体運営		○		学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○	○		○	○	○	○	

社協の主な活動

社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒662-0913 西宮市染殿町 8-17 西宮市総合福祉センター内（電話）0798-34-3363（FAX）0798-35-5500 （e-mail）nishi-shakyo-info-01@n-shakyo.jp（URL）https://nishi-shakyo.jp					
評議員数	20人以上 28人以内	役員数	理事	9人以上 12人以内	監事	3人以内
評議員会開催状況	5回	役員会開催状況	理事会	6回	監事監査	2回
職員数	合計 355人	正規職員 94人		常勤職員 217人	非常勤職員 44人	
社協会員会費	個人会員 1口 500円、団体会員 1口 5,000円、賛助会員（個人）1口 500円、賛助会員（団体）1口 5,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談		結婚相談		その他	ボランティア相談、障害者総合相談、障害者就労相談等	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
						○		○
支援者育成	相談職支援 ○	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援 ○	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付 ○	訓練等給付	地域生活支援事業 ○	相談支援事業 ○
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助		介護用品斡旋	福祉機器貸出 ○	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供 ○	助言 ○	実施協力 ○	講師派遣・紹介 ○	活動先紹介	機材貸出 ○	助成
住民への 福祉学習	サマ・ボランティアスクール ○	ボランティア組織化	福祉活動体験 ○	当事者との交流 ○	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
しあわせ			
発行回数	年 4 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	93,955 人	世帯数	43,015 世帯	年少人口	11,455 人	合計特殊出生率	1.31
高齢者数	28,179 人	高齢化率	30.1%	要介護認定者数	5,826 人（要支援者 2,225 人・要介護者 3,601 人）		
身体障害者手帳所持者	3,205 人	療育手帳所持者	687 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	689 人	生活保護受給世帯	560 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2022 年～2026 年度	地域福祉計画（行政）	2022 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
81		8		3	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区福祉委員会（旧小学校区 9 地区設置）	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会				福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
41 カ所	○				○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
100 人	6 人	162 人	2,133 人	55 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	2022 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	全市町域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	20	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		131

【相談支援機関】

地域包括支援センター	4 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	-カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	芦屋市権利擁護支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	社協	○		○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○			○	○	○		○

社協の主な活動

社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒659-0051 芦屋市呉川町 14 番 9 号 芦屋市保健福祉センター内（電話）0797-32-7530（FAX）0797-32-7529（e-mail）info@ashiya-shakyo.com（URL）https://ashiya-shakyo.com					
評議員数	16 人以上 24 人以内	役員数	理事	10 人以上 14 人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	8 回	監事監査	2 回
職員数	合計 150 人	正規職員 37 人		常勤職員 30 人	非常勤職員 83 人	
社協会員会費	普通会員 1 口 1,000 円、団体会員 1 口 3,000 円、賛助会員 1 口 1,000 円、特別会員その他 5 口以上及び団体会員は 10,000 円以上			組織基盤強化計画	第 8 次地域福祉推進計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他	ボランティア相談、権利擁護相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○		○	○	○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○	○		○	○		○	
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○		○	○	○		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○	○		
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
				○			○	○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
					○		○	

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○		○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年 4 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	197,269 人	世帯数	83,546 世帯	年少人口	27,159 人	合計特殊出生率	1.56
高齢者数	51,985 人	高齢化率	26.3%	要介護認定者数	10,595 人（要支援者 3,357 人・要介護者 7,238 人）		
身体障害者手帳所持者	6,783 人	療育手帳所持者	2,156 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	1,744 人	生活保護受給世帯	2,585 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2020 年～2024 年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2028 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
199		17		8	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		自治協議会、地区社協、まちづくり協議会、コミュニティ協議会	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	自治協議会、まちづくり協議会、コミュニティ協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
137 カ所	○	○	○		○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
230 人	8 人	-人	3,386 人	138 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	2023 年	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	全市町域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	21	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		270

【相談支援機関】

地域包括支援センター	10 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	-カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	伊丹市福祉権利擁護センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政	○	○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○		○					

社協の主な活動

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒664-0014 伊丹市広畑 3-1 伊丹市立地域福祉総合センター内（電話）072-779-8512（FAX）072-777-0722 （e-mail）info@itami-shakyo.or.jp（URL）http://www.itami-shakyo.or.jp					
評議員数	25人以上 30人以内	役員数	理事	13人以上 15人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	9回	監事監査	1回
職員数	合計 128人	正規職員 46人		常勤職員 34人	非常勤職員 48人	
社協会員会費	名誉会員 1口 50,000円、特別会員 1口 5,000円、団体会員 1口 3,000円、普通会員 1口 1,000円			組織基盤強化計画	第7次地域福祉推進計画（発展計画）	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	地域住民、ケアマネジャー等
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他	精神科相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○		○		○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○	○		○	○		○	○
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○			○	○		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
					○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
市民活動情報誌「社協だより」			
発行回数	年 3 回	配布対象	社協会員、住民、地域福祉活動者
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	224,380 人	世帯数	96,390 世帯	年少人口	29,519 人	合計特殊出生率	1.37
高齢者数	65,644 人	高齢化率	29.2%	要介護認定者数	13,524 人（要支援者 4,542 人・要介護者 8,982 人）		
身体障害者手帳所持者	9,146 人	療育手帳所持者	2,332 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	2,027 人	生活保護受給世帯	1,981 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2022 年～2026 年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2025 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定	○	一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
278		23		12	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		まちづくり協議会福祉部	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	まちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
189 カ所	○	○	○	○	○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
271 人	19 人	-人	3,887 人	261 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	全市町域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	27	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		265

【相談支援機関】

地域包括支援センター	7 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	-カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	宝塚市高齢者・障害（がい）者権利擁護支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	複数主体運営		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○	○	○	○	○	○	○	○

社協の主な活動

社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒665-0825 宝塚市安倉西 2-1-1 宝塚市総合福祉センター内（電話）0797-86-5000（FAX）0797-86-5069 （e-mail）shakyo@nifty.com（URL）http://takarazukashakyo.life.coocan.jp					
評議員数	32人以上 35人以内	役員数	理事	13人以上 15人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	7回	監事監査	2回
職員数	合計 350人	正規職員 88人		常勤職員 105人	非常勤職員 157人	
社協会員会費	個人賛助会員 1口 500円、団体等賛助会員 1口 5,000円、 名誉賛助会員 1口 100,000円、組織構成会員 1口 3,000円			組織基盤強化計画	第7次地域福祉推進計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
								○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○		○		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○		○		
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
		○			○		○	○
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
			○					

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○	○	○	○			

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協たちからづか			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	151,190 人	世帯数	64,236 世帯	年少人口	18,393 人	合計特殊出生率	1.29
高齢者数	49,033 人	高齢化率	32.3%	要介護認定者数	9,900 人（要支援者 3,351 人・要介護者 6,549 人）		
身体障害者手帳所持者	5,792 人	療育手帳所持者	1,718 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	1,287 人	生活保護受給世帯	1,342 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2018 年～2022 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定	○	一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
138		16		7	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区福祉委員会	概ね小学校区（14 地区）	全市町域	
まちづくり協議会	○	コミュニティ協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
126 カ所	○	○	○	○	○	○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
215 人	16 人	1093 人	5,441 人	235 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	全市町域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	16	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		31

【相談支援機関】

地域包括支援センター	8 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	1 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	川西市成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	行政		○		○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○	○	○		○	○	○	○	

社協の主な活動

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒666-0017 川西市火打 1-12-16 キセラ川西プラザ福祉棟 1 階（電話）072-759-5200（FAX）072-759-5203 （e-mail）info@k-shakyo.or.jp（URL）http://www.k-shakyo.or.jp					
評議員数	30 人以上 40 人以内	役員数	理事	15 人以上 20 人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	8 回	監事監査	1 回
職員数	合計 195 人	正規職員 75 人		常勤職員 64 人	非常勤職員 56 人	
社協会員会費	普通会員 1 人・世帯 300 円～、賛助会員 1 人・団体 1,000 円～、団体会員 1 団体 2,000 円～、法人会員 1 法人・団体 3,000 円～			組織基盤強化計画	中期経営計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他	ピアカウンセリング	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○				○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
							○	
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○		○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○	○					
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○	○	○	○
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
					○		○	

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター募集		
		○					

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協かわにし			
発行回数	年 3 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	107,081 人	世帯数	42,721 世帯	年少人口	13,945 人	合計特殊出生率	1.13
高齢者数	29,603 人	高齢化率	27.5%	要介護認定者数	5,055 人（要支援者 1,726 人・要介護者 3,329 人）		
身体障害者手帳所持者	4,039 人	療育手帳所持者	1,008 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	757 人	生活保護受給世帯	296 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2014 年～2022 年度	地域福祉計画（行政）	2014 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
179		20		8	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		ふれあい活動推進協議会	旧村単位	全市町域	
まちづくり協議会	○	まちづくり協議会	基本中学校区（一部小学校区）	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
146 カ所	○	○	○	○	○	○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
208 人	10 人	- 人	4,096 人	174 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	一部の地域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	15	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	4 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	2 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	三田市権利擁護・成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	社協		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○		○	○	○	○	○	

社協の主な活動

社会福祉法人 三田市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒669-1514 三田市川除 675 三田市総合福祉保健センター内（電話）079-559-5940（FAX）079-559-5704 （e-mail）info@sanda-shakyo.or.jp（URL）http://www.sanda-shakyo.or.jp					
評議員数	30人以上 40人以内	役員数	理事	10人以上 15人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	10回	監事監査	2回
職員数	合計 156人	正規職員 39人		常勤職員 49人	非常勤職員 68人	
社協会員会費	一般会員 1世帯 200円、特別会員 1口 5,000円、賛助会員 1口 1,000円			組織基盤強化計画	財政計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○				○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○	○		○	○			○
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○			○				

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○		○		○		
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	○
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
		○			○		○	

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
		○	○	○	○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
さんだ社協だより			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	28,778 人	世帯数	11,015 世帯	年少人口	3,840 人	合計特殊出生率	1.23
高齢者数	9,472 人	高齢化率	32.5%	要介護認定者数	1,555 人（要支援者 597 人・要介護者 958 人）		
身体障害者手帳所持者	1,010 人	療育手帳所持者	326 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	197 人	生活保護受給世帯	34 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2020 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2020 年～2025 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
49		6		2	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		猪名川町福祉委員会	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	猪名川町まちづくり協議会		福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
16 カ所	○			○		○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
56 人	3 人	107 人	963 人	25 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	0	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-	

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	- カ所
権利擁護（成年後見）支援センター			設置主体	運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 猪名川町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒666-0236 川辺郡猪名川町北田原字南山 14-2 猪名川町総合福祉センター内（電話）072-766-1200（FAX）072-766-8511 （e-mail）yuuai@inagawa-syakyo.or.jp（URL）https://inagawa-syakyo.or.jp					
評議員数	14人以上17人以内	役員数	理事	7人以上9人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	6回	監事監査	1回
職員数	合計91人	正規職員18人		常勤職員20人	非常勤職員53人	
社協会員会費	一般会員1世帯500円、団体会員1法人・団体5,000円、 賛助会員1法人・団体5,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	
法律相談		介護相談		結婚相談		その他	成年後見個別相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
		○						○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外支援資金	社会参加・就労体験		
				○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○		○				
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
		○			○	○	○	○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○						

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年4回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	304,516 人	世帯数	135,666 世帯	年少人口	41,159 人	合計特殊出生率	1.62
高齢者数	80,009 人	高齢化率	26.3%	要介護認定者数	15,360 人（要支援者 6,102 人・要介護者 9,258 人）		
身体障害者手帳所持者	11,023 人	療育手帳所持者	3,307 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	3,069 人	生活保護受給世帯	3,873 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2022 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2022 年～2025 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
476		28		13	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区社会福祉協議会	小学校区	全市町域	
		地区社会福祉協議会	中学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	まちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
178 カ所	○			○	○		

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
377 人	29 人	- 人	1,813 人	94 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	2023 年	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	28	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	6 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	- カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	明石市後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	複数主体運営		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○	○	○	○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒673-0037 明石市貴崎 1-5-13 明石市立総合福祉センター内（電話）078-924-9105（FAX）078-924-9109 （e-mail）daihyo@akashi-shakyo.jp（URL）https://www.akashi-shakyo.jp					
評議員数	18人以上 21人以内	役員数	理事	10人以上 13人以内	監事	3人以内
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	5回	監事監査	1回
職員数	合計 194 人	正規職員 97 人		常勤職員 63 人	非常勤職員 34 人	
社協会員会費	普通会員 1 世帯 120 円、特別賛助会員 1 人 2,000 円、施設団体会員 1 法人・団体 5,000 円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他	ボランティア相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○		○	○	○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○	○		○	○			○
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○		○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○							
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○				○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
		○	○	○		○	
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○	○			

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
あかしの社会福祉			
発行回数	年4回	配布対象	住民代表・自治会回覧等
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	258,174 人	世帯数	108,790 世帯	年少人口	32,949 人	合計特殊出生率	1.36
高齢者数	73,987 人	高齢化率	28.5%	要介護認定者数	13,966 人（要支援者 6,478 人・要介護者 7,488 人）		
身体障害者手帳所持者	8,886 人	療育手帳所持者	2,715 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	2,162 人	生活保護受給世帯	1,703 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2026 年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
316		28		12	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		支部社協	地区連合町内会	全市町域	
		ささえあい協議会	中学校区	一部の中学校区（令和 4 年度中に全域で設置予定）	
		小地域福祉活動モデル地区	単位町内会・自治会	一部の地域のみ	
まちづくり協議会	○	地域活動防犯団体	小学校区、単位町内会ほか	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
232 カ所	○				○	○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
390 人	18 人	380 人	6,406 人	372 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域			
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	41	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	6 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	- カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	行政		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○			○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒675-8577 加古川市加古川町寺家町 177-12 加古川市総合福祉会館内(電話)079-424-4318(FAX)079-425-4711 (e-mail) kakogawa-shakyo@kakogawa-shakyo.jp (URL) http://www.kakogawa-shakyo.jp					
評議員数	30 人以上人以内	役員数	理事	14 人以上人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	4 回	役員会開催状況	理事会	7 回	監事監査	1 回
職員数	合計 58 人	正規職員 30 人		常勤職員 15 人	非常勤職員 13 人	
社協会員会費	一般会員 1 世帯 300 円、賛助会員 1 会員 3,000 円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談	その他	ボランティア相談、成年後見制度(権利擁護)に関する相談、障害福祉に関する総合的・専門的な相談		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○				○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○	○		○	○			
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○			○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
								○
在宅福祉サービス(保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
					○	○		

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画(法人全体)	

【広報活動】

機関紙名			
社協だよりかこがわ			
発行回数	年6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	37,600 人	世帯数	15,101 世帯	年少人口	4,585 人	合計特殊出生率	1.31
高齢者数	13,272 人	高齢化率	35.1%	要介護認定者数	2,685 人（要支援者 633 人・要介護者 2,052 人）		
身体障害者手帳所持者	1,631 人	療育手帳所持者	466 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	278 人	生活保護受給世帯	182 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2020 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2020 年～2025 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
87		8		4	
小地域福祉推進組織		組織名称	設置圏域	設置地域	
まちづくり協議会	○	まちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
64 カ所		○					

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
88 人	5 人	-人	2,078 人	82 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	2025 年	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	一部の地域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	13	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		121

【相談支援機関】

地域包括支援センター	2 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	5 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター			設置主体	運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	行政		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 西脇市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒677-0053 西脇市和布町 277-1 西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館内（電話）0795-22-5400（FAX）0795-23-1891 （e-mail）info@nishiwaki-wel.or.jp（URL）http://www.nishiwaki-wel.or.jp					
評議員数	35 人以上人以内	役員数	理事	16 人以上人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	5 回	監事監査	1 回
職員数	合計 75 人	正規職員 22 人		常勤職員 8 人	非常勤職員 45 人	
社協会員会費	世帯会員 1 世帯 500 円、賛助会員(個人会員) 1 人 1,000 円、賛助会員(法人・事業者等会員) 1 法人・団体 3,000 円			組織基盤強化計画	第 3 次西脇市地域福祉推進計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
		○						○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援助資金	社会参加・就労体験		
		○			○			

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○			○	○	
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
			○	○			

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	73,812 人	世帯数	30,643 世帯	年少人口	8,237 人	合計特殊出生率	1.22
高齢者数	26,274 人	高齢化率	35.4%	要介護認定者数	4,524 人（要支援者 1,415 人・要介護者 3,109 人）		
身体障害者手帳所持者	3,104 人	療育手帳所持者	740 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	586 人	生活保護受給世帯	409 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2022 年～2026 年度	地域福祉計画（行政）	2022 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
199		13		9	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		別所町まちづくり協議会暮らし・生活部会	中学校区	別所地区	
		三木南ふれあいプロジェクト暮らし・生活部会	中学校区	三木南地区	
		細川町豊かな町づくり推進委員会	中学校区	細川地区	
まちづくり協議会	○	市民協議会	三木市の各地区単位	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
85 か所	○	○	○				○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
163 人	11 人	95 人	17,815 人	749 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	0	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-	

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 か所	サブセンター	2 か所	ランチ	9 か所
権利擁護（成年後見）支援センター	三木市成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体 社協
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政	○	○	○	

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○	○		○	○	○	○	○

社協の主な活動

社会福祉法人 三木市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒673-0413 三木市大塚 1-6-40 三木市総合保健福祉センター2F（電話）0794-82-4043（FAX）0794-86-0860 （e-mail）somu@miki.or.jp（URL）http://www.miki.or.jp					
評議員数	15人以上 27人以内	役員数	理事	6人以上 14人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	5回	役員会開催状況	理事会	7回	監事監査	1回
職員数	合計 245人	正規職員 79人		常勤職員 80人	非常勤職員 86人	
社協会員会費	一般会員 1口 500円、賛助会員 1口 3,000円、団体会員 1口 3,000円、名誉会員 1口 100,000円			組織基盤強化計画	第2次 社会福祉協議会 基盤強化計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	学識経験
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他	成年後見専門相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○				○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○	○						
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○				

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○		○		○		
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
				○	○	○	○	
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
		○			○	○	○	○

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
		○	○	○			

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	86,361 人	世帯数	37,071 世帯	年少人口	11,181 人	合計特殊出生率	1.42
高齢者数	26,337 人	高齢化率	30.4%	要介護認定者数	5,469 人（要支援者 2,490 人・要介護者 2,979 人）		
身体障害者手帳所持者	3,129 人	療育手帳所持者	943 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	683 人	生活保護受給世帯	912 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2018 年～2022 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
124		10		6	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		町(校区)福祉推進委員会	自治会・集落	全市町域	
		小地域福祉部会	自治会・集落	全市町域	
まちづくり協議会				福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
63 カ所	○					○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
166 人	9 人	897 人	9,411 人	256 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	一部の地域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	20	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		41

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	4 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター			設置主体	運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	民間団体		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○	○						

社協の主な活動

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒676-0023 高砂市高砂町松波町 440-35 高砂市ユーアイ福祉交流センター（ユーアイ帆っとセンター）内（電話）079-443-3720（FAX）079-444-4865 （e-mail）tast3720@takasago-syakyo.or.jp（URL）https://www.takasago-syakyo.or.jp					
評議員数	31人以上 35人以内	役員数	理事	15人以上 15人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	7回	監事監査	2回
職員数	合計 128人	正規職員 18人		常勤職員 46人	非常勤職員 64人	
社協会員会費	普通（住民）会費 1口 200円、賛助・団体会費 1口 2,000円			組織基盤強化計画	第7次高砂市社会福祉協議会発展・強化計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○		○		○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外支援資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○						
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○				○		○	

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	○

【広報活動】

機関紙名			
たかさご社協だより			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	46,948 人	世帯数	18,161 世帯	年少人口	6,329 人	合計特殊出生率	1.46
高齢者数	13,933 人	高齢化率	29.6%	要介護認定者数	2,457 人（要支援者 699 人・要介護者 1,758 人）		
身体障害者手帳所持者	1,722 人	療育手帳所持者	516 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	259 人	生活保護受給世帯	143 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2019 年～2023 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
91		8		4	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区福祉委員会	小学校区	全市町域	
		地区よりそい協議会	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	地域づくり協議会	各コミュニティセンター	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
49 カ所	○	○	○				

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
101 人	7 人	87 人	997 人	75 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	全市町域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	21	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		30

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	3 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター			設置主体	運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	行政		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 小野市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒675-1378 小野市王子町 801（電話）0794-63-2575（FAX）0794-63-5191 （e-mail）tiiki@ono-shakyo.or.jp（URL）http://www.ono-shakyo.or.jp					
評議員数	30 人以上 35 人以内	役員数	理事	12 人以上 15 人以内	監事	3 人以内
評議員会開催状況	2 回	役員会開催状況	理事会	4 回	監事監査	1 回
職員数	合計 44 人	正規職員 16 人		常勤職員 13 人	非常勤職員 15 人	
社協会員会費	普通会員 500 円、大口会員 2,500 円～、福祉施設会員 1 法人・団体 10,000 円・5,000 円、団体会員 1 法人・団体助成金の一部、賛助会員 10,000 円～			組織基盤強化計画	第 8 期地域福祉推進計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	
法律相談		介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○		○		○		○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○			○	○			
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○			○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○			○		
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
				○				○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○				○	○	○	○

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター募集		
	○		○		○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
おの社協広報紙ふれあい			
発行回数	年5回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	41,559 人	世帯数	16,263 世帯	年少人口	4,596 人	合計特殊出生率	1.26
高齢者数	14,639 人	高齢化率	35.1%	要介護認定者数	2,853 人（要支援者 866 人・要介護者 1,987 人）		
身体障害者手帳所持者	1,860 人	療育手帳所持者	534 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	360 人	生活保護受給世帯	135 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2020 年～2025 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
142		11		4	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		いきいき委員会	自治会・集落	全市町域	
		はつらつ委員会	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	○○地区まちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
72 カ所	○	○	○	○	○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
116 人	4 人	116 人	2,363 人	86 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域			
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	14	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	- カ所
権利擁護（成年後見）支援センター			設置主体	運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	行政		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○			○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 加西市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒675-2303 加西市北条町古坂 1072-14 加西市健康福祉会館内（電話）0790-42-8888（FAX）0790-42-6655 （e-mail）kikaku_soumu@kasai-syakyo.or.jp（URL）http://www.kasai-syakyo.com					
評議員数	25人以上 30人以内	役員数	理事	10人以上 15人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	2回
職員数	合計 83人	正規職員 18人		常勤職員 32人	非常勤職員 33人	
社協会員会費	戸別会費 1世帯 500円、賛助会員 1口 3,000円、特別会費 1法人・団体 10,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談		結婚相談		その他	ボランティア・身障協会・認知症・権利擁護等	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
								○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○			○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○						
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○	○	○	○
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○						

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	○

【広報活動】

機関紙名			
あったかハート			
発行回数	年 6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	40,149 人	世帯数	17,112 世帯	年少人口	5,133 人	合計特殊出生率	1.72
高齢者数	10,758 人	高齢化率	26.8%	要介護認定者数	1,848 人（要支援者 361 人・要介護者 1,487 人）		
身体障害者手帳所持者	1,353 人	療育手帳所持者	378 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	281 人	生活保護受給世帯	110 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2020 年～2024 年度	地域福祉計画（行政）	2020 年～2024 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
98		9		4	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区福祉推進組織	自治会・集落	全設置地区・自治会	
まちづくり協議会	○	まちづくり協議会	小学校区または中学校区	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
75 カ所	○						

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
95 人	7 人	-人	871 人	72 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	2022 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	16	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	2 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター			設置主体	運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	複数主体運営		○	○	

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 加東市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒673-1431 加東市社 26 加東市社福祉センター内（電話）0795-42-2006（FAX）0795-42-9039 （e-mail）katoshakyo@kato-shakyo.or.jp（URL）http://kato-shakyo.or.jp					
評議員数	25人以上 30人以内	役員数	理事	10人以上 15人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	2回
職員数	合計 95人	正規職員 18人		常勤職員 22人	非常勤職員 55人	
社協会員会費	一般会員 1世帯 1,000円、賛助会員 1人 3,000円、特別会員 1口 5,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談		結婚相談		その他	人権相談、障害者相談、行政相談、児童家庭相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
								○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○	○	○	○			
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○				○	○		○

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	○

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	18,533 人	世帯数	6,558 世帯	年少人口	1,982 人	合計特殊出生率	1.17
高齢者数	7,365 人	高齢化率	39.3%	要介護認定者数	1,346 人（要支援者 239 人・要介護者 1,107 人）		
身体障害者手帳所持者	941 人	療育手帳所持者	246 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	158 人	生活保護受給世帯	46 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	年～年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
62		5		3	
小地域福祉推進組織		組織名称	設置圏域	設置地域	
まちづくり協議会	○	むらづくり協議会	集落	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
34 カ所	○					○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
59 人	6 人	- 人	750 人	63 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	0	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	3 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター			設置主体	運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 多可町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒679-1133 多可郡多可町中区靴屋 434-11（電話）0795-32-3425（FAX）0795-32-4162 （e-mail）taka-wel@taka-syakyo.or.jp（URL）http://www.taka-syakyo.or.jp					
評議員数	22 人以上人以内	役員数	理事	人以上 14 人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	4 回	監事監査	1 回
職員数	合計 74 人	正規職員 27 人		常勤職員 4 人	非常勤職員 43 人	
社協会員会費	一般会員 1 世帯 1,000 円、賛助会員 1 人 3,000 円、団体会員 1 法人・団体 10,000 円			組織基盤強化計画	第 4 次地域福祉推進計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他	調停等手続き相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
								○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○		○	
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより多可			
発行回数	年 12 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	30,041 人	世帯数	11,615 世帯	年少人口	3,822 人	合計特殊出生率	1.32
高齢者数	9,770 人	高齢化率	32.5%	要介護認定者数	1,540 人（要支援者 695 人・要介護者 845 人）		
身体障害者手帳所持者	1,181 人	療育手帳所持者	323 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	194 人	生活保護受給世帯	102 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	年～年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2025 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
65		5		2	
小地域福祉推進組織		組織名称	設置圏域	設置地域	
まちづくり協議会	○	まちづくり推進協議会		福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
55 カ所						○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
58 人	5 人	65 人	1,118 人	39 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域			
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	0	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	30	

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	- カ所
権利擁護（成年後見）支援センター		設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒675-1105 加古郡稲美町加古 4369-3 稲美町障害者ふれあいセンター内（電話）079-492-8668（FAX）079-492-9170 （e-mail）inami-shakyo@bb.banban.jp（URL）http://www.inami-shakyo.or.jp					
	評議員数	20 人以上 25 人以内	役員数	理事	8 人以上 10 人以内	監事
評議員会開催状況	2 回	役員会開催状況	理事会	4 回	監事監査	2 回
職員数	合計 68 人	正規職員 8 人		常勤職員 15 人	非常勤職員 45 人	
社協会員会費	会員 1 世帯 500 円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	司法書士
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他	認知症相談窓口	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
								○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○		○		○		
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
	○				○		○	○
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○			○			

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	33,746 人	世帯数	14,066 世帯	年少人口	4,788 人	合計特殊出生率	1.46
高齢者数	9,545 人	高齢化率	28.3%	要介護認定者数	1,717 人（要支援者 639 人・要介護者 1,078 人）		
身体障害者手帳所持者	1,139 人	療育手帳所持者	413 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	235 人	生活保護受給世帯	250 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2023 年度	地域福祉計画（行政）	年～年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
45		4		2	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		支えあい連絡会	自治会・集落	希望した自治会	
まちづくり協議会				福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
33 カ所		○		○			○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
60 人	4 人	- 人	694 人	23 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域			
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	7	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	- カ所
権利擁護（成年後見）支援センター			設置主体	運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○			○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒675-0147 加古郡播磨町南大中 1-8-41 播磨町福祉しあわせセンター内（電話）079-435-1712（FAX）079-436-5610 （e-mail）info@harima-wel.or.jp（URL）https://www.harima-wel.or.jp					
	評議員数	13 人以上 20 人以内	役員数	理事	6 人以上 12 人以内	監事
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	11 回	監事監査	1 回
職員数	合計 62 人	正規職員 21 人		常勤職員 13 人	非常勤職員 28 人	
社協会員会費	普通会员 1 世帯 500 円、特別会員 1 法人・団体 5,000 円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○		○					○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
				○	○		○	
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援助資金	社会参加・就労体験		
	○	○		○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○			
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○	○	○	
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○			○	○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
			○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより ゆう&あい			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	525,490 人	世帯数	227,415 世帯	年少人口	69,458 人	合計特殊出生率	1.49
高齢者数	143,875 人	高齢化率	27.3%	要介護認定者数	31,786 人（要支援者 13,379 人・要介護者 18,407 人）		
身体障害者手帳所持者	20,408 人	療育手帳所持者	5,728 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	4,175 人	生活保護受給世帯	6,605 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2022 年～2027 年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
925		69		35	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		社協支部	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会				福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
195 カ所	○			○		○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
864 人	61 人	329 人	16,217 人	590 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	2022 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	一部の地域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	86	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	24 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	-カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	姫路市成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体 社協
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談 学習支援
	社協		○	○	○ ○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族

社協の主な活動

社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒670-0955 姫路市安田 3-1 姫路市総合福祉会館内（電話）079-222-4212（FAX）079-222-4256 （e-mail）y-sotokawa@himeji-wel.or.jp（URL）http://www.himeji-wel.or.jp					
評議員数	33 人以上人以内	役員数	理事	14 人以上人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	7 回	監事監査	1 回
職員数	合計 478 人	正規職員 153 人		常勤職員 34 人	非常勤職員 291 人	
社協会員会費	一般会費 1 世帯 150 円、個人賛助会費 1 口 1,000 円、団体・法人賛助会費 1 口 5,000 円			組織基盤強化計画	中期経営計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他	福祉全般に関する相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○			○	○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○	○						
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○		○				

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○		○				○
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
					○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
				○		○	
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
ひめじの社協			
発行回数	年6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	27,635 人	世帯数	11,691 世帯	年少人口	3,246 人	合計特殊出生率	1.50
高齢者数	10,295 人	高齢化率	37.0%	要介護認定者数	1,762 人（要支援者 552 人・要介護者 1,210 人）		
身体障害者手帳所持者	1,161 人	療育手帳所持者	340 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	181 人	生活保護受給世帯	202 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2019 年～2023 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
24		7		3	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		社協支部	自治会・集落	一部の地域のみ	
		自治会	自治会・集落	一部の地域のみ	
まちづくり協議会				福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
23 カ所	○		○			○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
63 人	3 人	142 人	1,453 人	76 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	一部の地域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	8	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		89

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- か所	ランチ	4 か所
権利擁護（成年後見）支援センター	西播磨成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体 社協
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談 学習支援
	行政		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 相生市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒678-0031 相生市旭 1-6-28 相生市立総合福祉会館内（電話）0791-23-2666（FAX）0791-23-7600 （e-mail）fukushi@shakyo-aioi.jp（URL）https://www.shakyo-aioi.jp					
評議員数	18人以上 23人以内	役員数	理事	10人以上 13人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	2回
職員数	合計 44人	正規職員 10人		常勤職員 3人	非常勤職員 31人	
社協会員会費	一般会費 1世帯 100円、賛助会費 1口 1,000円、法人会費 1口 3,000円以上			組織基盤強化計画	第4次地域福祉推進計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談	その他	ひきこもり相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
								○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○		○		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○						
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
	○				○		○	
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
					○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○	○			

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより「あいおいの福祉」			
発行回数	年6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	44,692 人	世帯数	18,913 世帯	年少人口	5,224 人	合計特殊出生率	1.18
高齢者数	15,368 人	高齢化率	34.1%	要介護認定者数	3,213 人（要支援者 1,195 人・要介護者 2,018 人）		
身体障害者手帳所持者	1,697 人	療育手帳所持者	553 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	284 人	生活保護受給世帯	261 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2018 年～2022 年度	地域福祉計画（行政）	2022 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
96		10		5	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		まちづくり連絡（推進）協議会	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	まちづくり連絡（推進）協議会	小学校区	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
41 カ所	○	○	○	○		○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
104 人	5 人	209 人	2,171 人	87 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	10	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		72

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- か所	ランチ	5 か所
権利擁護（成年後見）支援センター	西播磨成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体 社協
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談 学習支援
	行政		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族

社協の主な活動

社会福祉法人 赤穂市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒678-0232 赤穂市中広 267 赤穂市総合福祉会館内（電話）0791-42-1397（FAX）0791-45-2444 （e-mail）ako-shakyo@ako-shakyo.jp（URL）http://ako-shakyo.jp					
評議員数	26 人以上 30 人以内	役員数	理事	12 人以上 15 人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	4 回	監事監査	1 回
職員数	合計 78 人	正規職員 15 人		常勤職員 4 人	非常勤職員 59 人	
社協会員会費	賛助会員（法人会員）1 口 5,000 円、賛助会員（賛助会員）1 口 2,000 円、賛助会員（一般会員）1 口 500 円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他	カウンセリング相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
								○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○						
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	○
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○		○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
あこう社協だより			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

社協の主な活動

社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒671-4137 宍粟市一宮町間賀 300（電話）0790-72-8787（FAX）0790-72-8788 （e-mail）shakyo@shiso-wel.or.jp（URL）http://www.shiso-wel.or.jp					
評議員数	21人以上 25人以内	役員数	理事	15人以上人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	9回	監事監査	2回
職員数	合計 82人	正規職員 28人		常勤職員 23人	非常勤職員 31人	
社協会員会費	一般会員 1世帯 1,000 円、賛助会員 1口 2,000 円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談	○	その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
相談		○			支援の強化			○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援助資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○			
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
		○			○			○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○		○	○	○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○						

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	○

【広報活動】

機関紙名			
こんにちは！社協です！！			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	72,916 人	世帯数	28,067 世帯	年少人口	9,216 人	合計特殊出生率	1.34
高齢者数	23,365 人	高齢化率	31.9%	要介護認定者数	4,357 人（要支援者 1,110 人・要介護者 3,247 人）		
身体障害者手帳所持者	2,673 人	療育手帳所持者	894 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	472 人	生活保護受給世帯	362 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2018 年～2022 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
213		17		6	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		福祉連絡会	自治会・集落	全市町域	
まちづくり協議会				福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
100 カ所	○	○	○			○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
158 人	10 人	236 人	4,347 人	343 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域		○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	27	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		63

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- か所	ランチ	5 か所
権利擁護（成年後見）支援センター	西播磨成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体 社協
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談 学習支援
	行政		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
			○	○				

社協の主な活動

社会福祉法人 たつの市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒679-4167 たつの市龍野町富永 410-2 たつの市はつらつセンター内（電話）0791-63-5106（FAX）0791-63-5108 （e-mail）tsim-syakyo@r8.dion.ne.jp（URL）http://tatsuno-syakyo.jp					
評議員数	38 人以上人以内	役員数	理事	15 人以上人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	8 回	監事監査	2 回
職員数	合計 90 人	正規職員 12 人		常勤職員 24 人	非常勤職員 54 人	
社協会員会費	一般会員 1 世帯 1,000 円、賛助会員 1 人 2,000 円以上、特別会員 1 人 5,000 円以上、特別会員 1 法人・団体 5,000 円以上、団体会員 1 法人・団体 5,000 円以上			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談	その他	公証人相談、ボランティア相談、子育て不安相談		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○				○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○	○						
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○		○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○					
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○	○	○	○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○				○		○	

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター募集		
	○		○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
ぬくもり			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	10,736 人	世帯数	4,281 世帯	年少人口	1,125 人	合計特殊出生率	1.03
高齢者数	4,339 人	高齢化率	39.8%	要介護認定者数	738 人（要支援者 251 人・要介護者 487 人）		
身体障害者手帳所持者	522 人	療育手帳所持者	136 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	67 人	生活保護受給世帯	35 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2020 年～2024 年度	地域福祉計画（行政）	年～年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
30		4		1	
小地域福祉推進組織		組織名称	設置圏域	設置地域	
まちづくり協議会				福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
36 カ所	○						

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
34 人	2 人	65 人	199 人	15 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	0	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	- カ所
権利擁護（成年後見）支援センター			設置主体	運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 市川町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒679-2323 神崎郡市川町甘地 323-1（電話）0790-26-1988（FAX）0790-26-1980 （e-mail）ichi-syakyoku@mx2.wt.tiki.ne.jp（URL）https://www.shakyo.or.jp/hp/index.php?s=1235					
評議員数	23 人以上 28 人以内	役員数	理事	8 人以上 12 人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	2 回	役員会開催状況	理事会	3 回	監事監査	1 回
職員数	合計 26 人	正規職員 11 人		常勤職員 1 人	非常勤職員 14 人	
社協会員会費	普通会員 1 世帯 500 円、特別会員、賛助会員			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	人権擁護委員、行政相談員、社会教育委員
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○							○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○					○	
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○			○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○			○	○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
福祉いちかわ			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	19,078 人	世帯数	7,833 世帯	年少人口	2,508 人	合計特殊出生率	1.58
高齢者数	5,499 人	高齢化率	28.7%	要介護認定者数	979 人（要支援者 220 人・要介護者 759 人）		
身体障害者手帳所持者	607 人	療育手帳所持者	232 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	140 人	生活保護受給世帯	96 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2022 年～2026 年度	地域福祉計画（行政）	年～年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
34		4		2	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地域支え合い会議	自治会・集落	全市町域	
		我が事会議	自治会・集落	一部の地域のみ	
まちづくり協議会				福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
34 カ所	○	○		○			

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
50 人	3 人	62 人	497 人	31 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域			
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	0	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- か所	ランチ	- か所
権利擁護（成年後見）支援センター		設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒679-2215 神崎郡福崎町西治 474-6（電話）0790-23-0300（FAX）0790-23-0322 （e-mail）fukusyakyo@mx2.wt.tiki.ne.jp（URL）https://www.shakyo.or.jp/hp/index.php?s=1236					
評議員数	22 人以上人以内	役員数	理事	13 人以上人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	5 回	監事監査	1 回
職員数	合計 91 人	正規職員 23 人		常勤職員 0 人	非常勤職員 68 人	
社協会員会費	一般会員 1 世帯 500 円、個人会員 1 人 500 円、団体会員 1 口 5,000 円、賛助会員 1 口 10,000 円			組織基盤強化計画	第 4 次福崎町地域福祉推進計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	地裁の元調停員、元書記官、司法書士
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○						○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○			
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○			○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○		○		○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
		○	○	○		○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○	○					

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
福崎町社会福祉協議会だより「さるびあ」			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	10,209 人	世帯数	3,796 世帯	年少人口	1,151 人	合計特殊出生率	1.53
高齢者数	4,096 人	高齢化率	39.6%	要介護認定者数	830 人（要支援者 239 人・要介護者 591 人）		
身体障害者手帳所持者	512 人	療育手帳所持者	165 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	57 人	生活保護受給世帯	28 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	年～年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
40		3		1	
小地域福祉推進組織		組織名称	設置圏域	設置地域	
まちづくり協議会				福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
59 カ所	○	○	○			○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
36 人	2 人	-人	1,328 人	95 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域			
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	0	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		14

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	-カ所
権利擁護（成年後見）支援センター		設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族

社協の主な活動

社会福祉法人 神河町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒679-2414 神崎郡神河町栗賀町 630 神崎支庁舎内（電話）0790-32-2303（FAX）0790-32-2700 （e-mail）k-syakyo@kcni.ne.jp（URL）https://www.shakyo.or.jp/hp/news/index.php?s=1237					
評議員数	20 人以上 25 人以内	役員数	理事	8 人以上 10 人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	5 回	役員会開催状況	理事会	3 回	監事監査	2 回
職員数	合計 32 人	正規職員 15 人		常勤職員 5 人	非常勤職員 12 人	
社協会員会費	一般会員 1 世帯 1,000 円、特別会員 1 口 1,000 円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員		その他	行政相談員、人権擁護委員
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他	ワーカーズコープによる就労に関する相談、司法書士による相続・登記に関する相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
								○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○				○	
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○	○	○	○
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○				○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
			○	○	○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協かみかわ			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	33,188 人	世帯数	12,963 世帯	年少人口	4,862 人	合計特殊出生率	1.40
高齢者数	9,221 人	高齢化率	27.7%	要介護認定者数	1,562 人（要支援者 406 人・要介護者 1,156 人）		
身体障害者手帳所持者	1,043 人	療育手帳所持者	400 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	186 人	生活保護受給世帯	113 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	年～年度	地域福祉計画（行政）	年～年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
66		4		2	
小地域福祉推進組織		組織名称	設置圏域	設置地域	
まちづくり協議会				福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
57 カ所	○						

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
52 人	3 人	-人	716 人	62 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	0	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	1 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	西播磨成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
					学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族

社協の主な活動

社会福祉法人 太子町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒671-1553 揖保郡太子町老原 102-1（電話）079-276-4111（FAX）079-276-4169 （e-mail）taishi-sowel@beach.ocn.ne.jp（URL）http://taishi-sowel.or.jp					
評議員数	19 人以上 25 人以内	役員数	理事	9 人以上 13 人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	5 回	役員会開催状況	理事会	8 回	監事監査	1 回
職員数	合計 13 人	正規職員 7 人		常勤職員 1 人	非常勤職員 5 人	
社協会員会費	一般会費 1 世帯 1,000 円、特別会費 1 口 5,000 円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	身体・知的・精神障害者相談員
法律相談		介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
		○						○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○			○	○	○	○	

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
			○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○						

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
たいし社協だより			
発行回数	年 6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	13,442 人	世帯数	5,511 世帯	年少人口	1,276 人	合計特殊出生率	0.92
高齢者数	5,719 人	高齢化率	42.2%	要介護認定者数	1,001 人（要支援者 238 人・要介護者 763 人）		
身体障害者手帳所持者	709 人	療育手帳所持者	168 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	98 人	生活保護受給世帯	29 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	年～年度	地域福祉計画（行政）	年～年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
115		3		1	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		支部福祉委員会	自治会・集落	全市町域（一部を除く）	
まちづくり協議会	○	○○校区まちづくり推進委員会等		福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
14 カ所	○			○		○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
46 人	3 人	117 人	678 人	42 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	7	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	-カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	西播磨成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
					学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○								

社協の主な活動

社会福祉法人 上郡町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒678-1231 赤穂郡上郡町上郡 500-5（電話）0791-52-2910（FAX）0791-52-5444 （e-mail）info@kamigoori-wel.or.jp（URL）http://www.kamigoori-wel.or.jp					
評議員数	17人以上 21人以内	役員数	理事	14人以上 16人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	1回
職員数	合計 24人	正規職員 8人		常勤職員 0人	非常勤職員 16人	
社協会員会費	一般会費 1世帯 1,000円、特別会費 1口 5,000円、団体会費 1口 5,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
		○						○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
		○		○		○		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○					
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○			○	○	○		

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
		○	○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
上郡町社協広報「てとてとて」			
発行回数	年 6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	15,203 人	世帯数	5,906 世帯	年少人口	1,462 人	合計特殊出生率	1.32
高齢者数	6,710 人	高齢化率	43.7%	要介護認定者数	1,573 人（要支援者 458 人・要介護者 1,115 人）		
身体障害者手帳所持者	778 人	療育手帳所持者	219 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	105 人	生活保護受給世帯	60 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2022 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
131		4		4	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区福祉連絡会	旧小学校区	旧佐用町域のみ	
まちづくり協議会	○	地域づくり協議会	旧小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
66 カ所	○					○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
66 人	4 人	152 人	1,255 人	71 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域			
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	10	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		19

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	5 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	西播磨成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
					学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒679-5213 佐用郡佐用町東徳久 1946 南光地域福祉センター内（電話）0790-78-1212（FAX）0790-78-1700 （e-mail）info@sayo-wel.or.jp（URL）http://www.sayo-wel.or.jp					
評議員数	20 人以上 25 人以内	役員数	理事	10 人以上 14 人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	5 回	監事監査	1 回
職員数	合計 112 人	正規職員 29 人		常勤職員 30 人	非常勤職員 53 人	
社協会員会費	一般会費 1 世帯 1,000 円、賛助会費 1 口 3,000 円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○						○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○		○			○	
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○			○	○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより「かがやき」			
発行回数	年12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	75,659 人	世帯数	30,572 世帯	年少人口	9,488 人	合計特殊出生率	1.65
高齢者数	26,820 人	高齢化率	35.2%	要介護認定者数	5,017 人（要支援者 1,499 人・要介護者 3,518 人）		
身体障害者手帳所持者	3,197 人	療育手帳所持者	1,027 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	491 人	生活保護受給世帯	448 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2022 年～2026 年度	地域福祉計画（行政）	2022 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
359		25		9	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		福祉委員会	自治会・集落	全市町域	
まちづくり協議会	○	地域コミュニティ組織	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
265 カ所	○	○	○	○		○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
207 人	13 人	401 人	2,231 人	103 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	一部の地域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	23	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		291

【相談支援機関】

地域包括支援センター	4 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	- カ所
権利擁護（成年後見）支援センター		設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	社協		○		○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○			○	○	○	○	○

社協の主な活動

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒668-0045 豊岡市城南町 23-6 豊岡健康福祉センター内（電話）0796-23-2573（FAX）0796-24-4511 （e-mail）info@toyooka-wel.jp（URL）http://www.toyooka-wel.jp					
評議員数	15人以上 20人以内	役員数	理事	10人以上 13人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	9回	監事監査	2回
職員数	合計 303人	正規職員 95人		常勤職員 57人	非常勤職員 151人	
社協会員会費	一般会費 1世帯 1,200円、賛助・施設会費 1法人・団体 2,000円以上			組織基盤強化計画	豊岡市社会福祉協議会基盤強化計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談	○	その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
								○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○	○	○		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○		○	
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
	○				○		○	○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○		○	○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
		○	○	○			

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
NIKO			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	21,338 人	世帯数	8,295 世帯	年少人口	2,447 人	合計特殊出生率	1.62
高齢者数	8,722 人	高齢化率	40.4%	要介護認定者数	1,913 人（要支援者 397 人・要介護者 1,516 人）		
身体障害者手帳所持者	1,309 人	療育手帳所持者	314 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	120 人	生活保護受給世帯	90 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2019 年～2023 年度	地域福祉計画（行政）	2020 年～2024 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
163		9		4	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区(校区)福祉委員会	小学校区	全市町域	
		福祉連絡会	自治会・集落	全市町域	
まちづくり協議会	○	地域自治協議会		福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
91 カ所	○	○	○		○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
102 人	8 人	714 人	3,368 人	123 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	全市町域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	0	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		59

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	4 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター		設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政	○	○	○	

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○	○	○		○	○	○	○	

社協の主な活動

社会福祉法人 養父市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒667-0022 養父市八鹿町下網場 320 地域交流センター「福祉の杜」(電話) 079-662-0160 (FAX) 079-662-0161 (e-mail) info@yabu-shakyo.jp (URL) http://www.yabu-shakyo.jp					
評議員数	15 人以上 20 人以内	役員数	理事	9 人以上 11 人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	2 回	役員会開催状況	理事会	7 回	監事監査	3 回
職員数	合計 133 人	正規職員 31 人		常勤職員 21 人	非常勤職員 81 人	
社協会員会費	一般会費 1 世帯 1,200 円、賛助会費 1 口 1,000 円、特別会費 1 口 1,000 円			組織基盤強化計画	強化計画〔組織経営基盤計画〕2019 年度～2023 年度	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員		その他	社協会長が委嘱した福祉総合相談員
法律相談	○	介護相談		結婚相談	○	その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○					○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○							
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○			○	○	○		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○		○	
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○			○
在宅福祉サービス(保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○	○	○	○	○		

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○	○	○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画(法人全体)	

【広報活動】

機関紙名			
養父市社協だより「かけはし」			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	27,998 人	世帯数	11,377 世帯	年少人口	3,430 人	合計特殊出生率	1.70
高齢者数	10,356 人	高齢化率	36.6%	要介護認定者数	2,290 人（要支援者 830 人・要介護者 1,460 人）		
身体障害者手帳所持者	1,329 人	療育手帳所持者	322 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	147 人	生活保護受給世帯	88 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2022 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
159		9		4	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区社協	小学校区・自治協議会単位	全市町域	
まちづくり協議会	○	地域自治協議会	小学校区単位（概ね）	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
82 カ所	○		○	○		○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
129 人	9 人	-人	2,341 人	167 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域			
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	0	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		100

【相談支援機関】

地域包括支援センター	2 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	8 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター			設置主体	運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	複数主体運営		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒679-3431 朝来市新井 73-1 朝来市朝来庁舎 1 階（電話）079-677-2701（FAX）079-677-2706 （e-mail）asago-sishakyo@sasayuri-net.jp（URL）https://www.asagoshakyo.jp					
評議員数	16 人以上 20 人以内	役員数	理事	10 人以上 15 人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	8 回	監事監査	1 回
職員数	合計 124 人	正規職員 24 人		常勤職員 32 人	非常勤職員 68 人	
社協会員会費	一般会員 1 世帯 1,200 円、特別会員 1 口 5,000 円、賛助会員 1 口 3,000 円			組織基盤強化計画	第 3 次朝来市社会福祉協議会 発展計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談		結婚相談	○	その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
								○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○	○	○		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○			
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
	○				○	○		○
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○	○	○	○			

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○						

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だよりあさご			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	15,229 人	世帯数	5,830 世帯	年少人口	1,661 人	合計特殊出生率	1.36
高齢者数	6,704 人	高齢化率	43.3%	要介護認定者数	1,361 人（要支援者 431 人・要介護者 930 人）		
身体障害者手帳所持者	1,111 人	療育手帳所持者	205 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	80 人	生活保護受給世帯	62 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
120		10		3	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		福祉委員会	自治会・集落	全市町域	
まちづくり協議会	○	まちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
101 カ所	○						

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
57 人	6 人	120 人	1,618 人	41 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域			
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	0	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		53

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	- カ所
権利擁護（成年後見）支援センター		設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○								

社協の主な活動

社会福祉法人 香美町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒669-6545 美方郡香美町香住区森 31-1 香住地域福祉センター内（電話）0796-39-2050（FAX）0796-39-2150 （e-mail）kamisyakyo@titan.ocn.ne.jp（URL）https://www.kami-shakyo.org					
評議員数	20 人以上 22 人以内	役員数	理事	10 人以上 13 人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	9 回	監事監査	3 回
職員数	合計 133 人	正規職員 25 人		常勤職員 49 人	非常勤職員 59 人	
社協会員会費	一般会員 1 世帯 2,200 円、賛助会員 1 口 1,000 円			組織基盤強化計画	第 4 次地域福祉推進計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談	○	その他	相続・遺言相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○						○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
					○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○		○	○		○	
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
		○			○			○
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○			○	○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○						

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
香美町社協だより			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	12,758 人	世帯数	4,880 世帯	年少人口	1,401 人	合計特殊出生率	1.63
高齢者数	5,546 人	高齢化率	43.0%	要介護認定者数	1,141 人（要支援者 320 人・要介護者 821 人）		
身体障害者手帳所持者	710 人	療育手帳所持者	185 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	102 人	生活保護受給世帯	58 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2018 年～2022 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2027 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
114		6		2	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地域ささえあい隊	自治会・集落	全町域	
		地域づくり協議会	旧小学校区	全町域	
まちづくり協議会	○	地域づくり協議会	旧小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
50 カ所	○	○	○	○		○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
49 人	4 人	103 人	3,065 人	42 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	4	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		53

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- か所	ランチ	- か所
権利擁護（成年後見）支援センター			設置主体	運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○			○	

社協の主な活動

社会福祉法人 新温泉町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒669-6821 美方郡新温泉町湯 1019（電話）0796-99-2488（FAX）0796-99-2587 （e-mail）shakyoshinonsen@gol.com（URL）https://shakyoshinonsen.wixsite.com/shakyo					
評議員数	13人以上 17人以内	役員数	理事	7人以上 9人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	12回	監事監査	2回
職員数	合計 52人	正規職員 20人		常勤職員 11人	非常勤職員 21人	
社協会員会費	一般会費 1世帯 1,500円、賛助会費 1口 2,000円、団体会費 1法人・団体 4,000円、特別会費 1口 30,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
		○						○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○		○	○
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○	○	○	○			

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
新温泉町社協だより ほっこりにっこり			
発行回数	年 6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	38,731 人	世帯数	15,782 世帯	年少人口	4,546 人	合計特殊出生率	1.42
高齢者数	14,128 人	高齢化率	36.3%	要介護認定者数	2,675 人（要支援者 572 人・要介護者 2,103 人）		
身体障害者手帳所持者	1,845 人	療育手帳所持者	485 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	307 人	生活保護受給世帯	157 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2018 年～2023 年度	地域福祉計画（行政）	2019 年～2023 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
261		17		5	
小地域福祉推進組織		組織名称	設置圏域	設置地域	
まちづくり協議会	○	まちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
99 カ所	○	○	○	○	○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
129 人	6 人	263 人	799 人	40 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	全市町域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	11	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		27

【相談支援機関】

地域包括支援センター	2 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	-カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	行政			○	
					学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 丹波篠山市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒669-2205 丹波篠山市網掛 301 丹波篠山市立丹南健康福祉センター内（電話）079-590-1112（FAX）079-590-1123					
	(e-mail) info@tambasasayama-wel.or.jp（URL）https://www.tambasasayama-wel.or.jp					
評議員数	24人以上 39人以内	役員数	理事	12人以上 15人以内	監事	3人以内
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	6回	監事監査	2回
職員数	合計 88人	正規職員 36人		常勤職員 13人	非常勤職員 39人	
社協会員会費	一般会員 1世帯 700円、法人会員 1口 5,000円、賛助会員 1口 3,000円			組織基盤強化計画	第4次地域福祉推進計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	元民生委員児童委員
法律相談		介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
								○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○			○				
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援助資金	社会参加・就労体験		
				○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○				○	
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○	○	○	

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	○

【広報活動】

機関紙名			
社協だよりささやま			
発行回数	年 6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	60,153 人	世帯数	23,300 世帯	年少人口	7,439 人	合計特殊出生率	1.59
高齢者数	21,784 人	高齢化率	36.0%	要介護認定者数	4,452 人（要支援者 992 人・要介護者 3,460 人）		
身体障害者手帳所持者	3,053 人	療育手帳所持者	816 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	568 人	生活保護受給世帯	113 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2025 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
299		22		7	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地域支えあい推進会議	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	自治協議会、自治振興会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
135 カ所	○	○	○		○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
183 人	13 人	338 人	1,890 人	111 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	一部の地域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	18	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		15

【相談支援機関】

地域包括支援センター	4 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	-カ所
権利擁護（成年後見）支援センター		設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政		○	○	

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 2715（電話）0795-86-7171（FAX）0795-86-7211 （e-mail）info@tambawel.jp（URL）https://www.tambawel.jp					
評議員数	20人以上 25人以内	役員数	理事	10人以上 12人以内	監事	3人以内
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	2回
職員数	合計 170人	正規職員 65人		常勤職員 19人	非常勤職員 86人	
社協会員会費	一般会員 1世帯 1,500円、賛助会員 1口 3,000円、法人会員 1口 5,000円			組織基盤強化計画	地域福祉ビジョン	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	その他	小学校区単位で、住民による相談窓口の設置（9ヶ所）
法律相談	○	介護相談	結婚相談		その他	障害がある方の相談支援	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○							○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○		○	
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
		○			○		○	

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○	○	○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	○

【広報活動】

機関紙名			
ふくしほっと通信			
発行回数	年6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	40,391 人	世帯数	18,023 世帯	年少人口	4,346 人	合計特殊出生率	1.46
高齢者数	15,397 人	高齢化率	37.9%	要介護認定者数	3,205 人（要支援者 853 人・要介護者 2,352 人）		
身体障害者手帳所持者	1,937 人	療育手帳所持者	468 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	299 人	生活保護受給世帯	398 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2026 年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
160		13		6	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区社協	連合自治会	旧洲本市の一部地域のみ	
		地区社協	小学校区	旧五色町域のみ	
まちづくり協議会				福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
79 カ所	○			○			

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
116 人	5 人	89 人	2,027 人	94 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
			○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	11	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	3 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	権利擁護デスク		設置主体	行政・社協	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	行政			○	

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○	○			○	○		○	○

社協の主な活動

社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒656-0024 洲本市山手 2-2-26 洲本市総合福祉会館（やまて会館）内（電話）0799-26-0022（FAX）0799-26-0021 （e-mail）shakyo@sumoto.gr.jp（URL）https://sumoto-wel.or.jp					
評議員数	16人以上 25人以内	役員数	理事	10人以上 15人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	1回
職員数	合計 87人	正規職員 15人		常勤職員 15人	非常勤職員 57人	
社協会員会費	個人会費 1世帯 600円、法人会費 1口 5,000円、賛助会費 1口 3,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○		○			○	○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○							
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○		○				
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○		○	○
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○	○		○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
			○		○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	○

【広報活動】

機関紙名			
社協の輪			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	43,050 人	世帯数	17,310 世帯	年少人口	5,222 人	合計特殊出生率	1.70
高齢者数	16,265 人	高齢化率	37.5%	要介護認定者数	3,232 人（要支援者 1,031 人・要介護者 2,201 人）		
身体障害者手帳所持者	2,030 人	療育手帳所持者	441 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	264 人	生活保護受給世帯	257 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2022 年～2026 年度	地域福祉計画（行政）	2022 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
202		15		5	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区社協	小学校区	旧三原町域のみ	
		支部社協	小学校区	旧南淡町域のみ	
まちづくり協議会	○	地域づくり協議会	公民館	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
74 カ所	○	○				○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
148 人	9 人	-人	2,587 人	93 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	一部の地域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	11	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		1

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-カ所	ランチ	5 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	南あわじ市権利擁護センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	社協			○	

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○	○	○	

社協の主な活動

社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒656-0122 南あわじ市広田広田 1064 番地 南あわじ市旧緑庁舎内（電話）0799-44-3007（FAX）0799-44-3037 （e-mail）info@minamiawaji-shakyo.or.jp（URL）https://minamiawaji-shakyo.or.jp					
評議員数	20 人以上 30 人以内	役員数	理事	10 人以上 15 人以内	監事	3 人以内
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	5 回	監事監査	2 回
職員数	合計 72 人	正規職員 29 人		常勤職員 7 人	非常勤職員 36 人	
社協会員会費	一般会員 1 世帯 500 円、特別会員 1 口 1,000 円、賛助会員 1 口 1,000 円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○				○		○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○			○				
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○		○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○					
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○	○	○	○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
				○	○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
		○	○	○	○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
広報「わかば」			
発行回数	年 4 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	○		

【福祉指標】

人口	41,395 人	世帯数	17,754 世帯	年少人口	4,495 人	合計特殊出生率	1.37
高齢者数	16,299 人	高齢化率	39.3%	要介護認定者数	3,191 人（要支援者 647 人・要介護者 2,544 人）		
身体障害者手帳所持者	2,326 人	療育手帳所持者	495 人	精神障害者保健福祉手帳所持者	261 人	生活保護受給世帯	301 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2020 年～2024 年度	地域福祉計画（行政）	2022 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
279		11		5	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区社協	小学校区	旧北淡町域のみ	
		まちづくり協議会	小学校区	一部の地域のみ	
		安心地区推進委員会	小学校区	一部の旧市町域のみ	
まちづくり協議会	○	中田・大町・山田まちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
102 カ所	○			○		○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
161 人	11 人	32 人	1,246 人	128 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	- 年	移行準備事業実施予定	
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	全市町域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	0	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-	

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	- カ所	ランチ	3 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	成年後見サポート室	設置主体	行政	運営主体	行政
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	社協		○		

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○	○	○	○		○		○	○

社協の主な活動

社会福祉法人 淡路市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒656-2131 淡路市志筑 3119-1 津名保健センター（電話）0799-62-5214（FAX）0799-62-5503 （e-mail）info@awaji-csw.or.jp（URL）http://awaji-csw.or.jp					
評議員数	30人以上 35人以内	役員数	理事	12人以上 15人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	9回	監事監査	1回
職員数	合計 103人	正規職員 21人		常勤職員 49人	非常勤職員 33人	
社協会員会費	会員 1世帯 500円、賛助会員 1人 1,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○					○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○		○	○	○	○		○
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○	○	○	○
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○		○	○	○	○	

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマ・ボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
			○		○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
地域支えあいセンター発行 すまいる			
発行回数	年 60回	配布対象	全戸（5地域×毎月）
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	○		

各種一覽表

福祉関係指標

ブロック	市町名	人口	世帯数	面積	可住地面積	高齢者数	高齢化率	一人暮らし高齢者数	要介護認定者数	要支援者数	要介護者数
		R4.8.1	R4.8.1	R4.8.1	R2.10.1	R4.2.1	R4.2.1	R2.10.1	R4.1.31	R4.1.31	R4.1.31
		(人)	(世帯)	(km ²)	(km ²)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)
神戸	神戸市	1,512,033	743,361	557.03	333.14	432,855	28.6	101,752	91,474	36,443	55,031
阪神	尼崎市	456,034	223,711	50.71	50.72	127,193	27.9	28,198	29,326	9,939	19,387
	西宮市	484,216	218,660	99.96	63.11	117,870	24.3	25,821	22,280	7,993	14,287
	芦屋市	93,955	43,015	18.47	11.27	28,179	30.1	6,601	5,826	2,225	3,601
	伊丹市	197,269	83,546	25.00	25.00	51,985	26.3	10,572	10,595	3,357	7,238
	宝塚市	224,380	96,390	101.80	44.92	65,644	29.2	12,579	13,524	4,542	8,982
	川西市	151,190	64,236	53.44	32.55	49,033	32.3	9,008	9,900	3,351	6,549
	三田市	107,081	42,721	210.32	74.26	29,603	27.5	3,656	5,055	1,726	3,329
	猪名川町	28,778	11,015	90.33	20.63	9,472	32.5	1,175	1,555	597	958
東播磨	明石市	304,516	135,666	49.42	47.37	80,009	26.3	18,784	15,360	6,102	9,258
	加古川市	258,174	108,790	138.48	103.52	73,987	28.5	12,107	13,966	6,478	7,488
	西脇市	37,600	15,101	132.44	38.56	13,272	35.1	1,959	2,685	633	2,052
	三木市	73,812	30,643	176.51	102.70	26,274	35.4	3,787	4,524	1,415	3,109
	高砂市	86,361	37,071	34.38	30.10	26,337	30.4	4,879	5,469	2,490	2,979
	小野市	46,948	18,161	92.94	57.65	13,933	29.6	1,899	2,457	699	1,758
	加西市	41,559	16,263	150.98	84.98	14,639	35.1	1,702	2,853	866	1,987
	加東市	40,149	17,112	157.55	80.26	10,758	26.8	1,469	1,848	361	1,487
	多可町	18,533	6,558	185.19	35.44	7,365	39.3	698	1,346	239	1,107
	稲美町	30,041	11,615	34.92	33.80	9,770	32.5	1,332	1,540	695	845
西播磨	播磨町	33,746	14,066	9.13	9.13	9,545	28.3	1,676	1,717	639	1,078
	姫路市	525,490	227,415	534.56	228.56	143,875	27.3	27,660	31,786	13,379	18,407
	相生市	27,635	11,691	90.40	22.32	10,295	37.0	1,983	1,762	552	1,210
	赤穂市	44,692	18,913	126.85	46.06	15,368	34.1	2,568	3,213	1,195	2,018
	宍粟市	33,571	12,879	658.54	71.59	13,066	38.5	1,697	2,681	627	2,054
	たつの市	72,916	28,067	210.87	82.95	23,365	31.9	3,145	4,357	1,110	3,247
	市川町	10,736	4,281	82.67	19.97	4,339	39.8	606	738	251	487
	福崎町	19,078	7,833	45.79	21.17	5,499	28.7	776	979	220	759
	神河町	10,209	3,796	202.23	25.96	4,096	39.6	520	830	239	591
	太子町	33,188	12,963	22.61	15.78	9,221	27.7	1,266	1,562	406	1,156
但馬	上郡町	13,442	5,511	150.26	37.75	5,719	42.2	863	1,001	238	763
	佐用町	15,203	5,906	307.44	58.45	6,710	43.7	1,010	1,573	458	1,115
	豊岡市	75,659	30,572	697.55	144.22	26,820	35.2	3,774	5,017	1,499	3,518
	養父市	21,338	8,295	422.91	66.95	8,722	40.4	1,298	1,913	397	1,516
	朝来市	27,998	11,377	403.06	65.04	10,356	36.6	1,537	2,290	830	1,460
丹波	香美町	15,229	5,830	368.77	51.31	6,704	43.3	938	1,361	431	930
	新温泉町	12,758	4,880	241.01	39.97	5,546	43.0	763	1,141	320	821
	丹波篠山市	38,731	15,782	377.59	95.85	14,128	36.3	2,115	2,675	572	2,103
淡路	丹波市	60,153	23,300	493.21	121.59	21,784	36.0	2,964	4,452	992	3,460
	洲本市	40,391	18,023	182.38	79.07	15,397	37.9	3,110	3,205	853	2,352
	南あわじ市	43,050	17,310	229.01	98.04	16,265	37.5	2,346	3,232	1,031	2,201
	淡路市	41,395	17,754	184.24	111.31	16,299	39.3	3,142	3,191	647	2,544
市部計(神戸市含まず)		3,656,263	1,592,464	6,104	2,081	1,064,456	—	200,360	215,442	75,861	139,581
町部計		240,941	94,254	1,740	369	83,986	—	11,623	15,343	4,733	10,610
全県計(神戸市含まず)		3,897,204	1,686,718	7,844	2,450	1,148,442	29.4	211,983	230,785	80,594	150,191
全県計(神戸市含む)		5,409,237	2,430,079	8,401	2,783	1,581,297	29.2	313,735	322,259	117,037	205,222

福祉関係指標

ブロック	市町名	生産年齢人口	年少人口	合計特殊出生率	生活保護受給世帯	保護率	身体障害者手帳所持者数	療育手帳所持者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数	民生委員数(定数)	主任児童委員数(定数)
		R2.10.1	R2.10.1	R2.10.1	R4.6.30	R4.6.30	R4.3.31	R4.3.31	R4.3.31	R4.4.1	R4.4.1
		(人)	(人)	(%)	(世帯)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
神戸	神戸市	905,515	174,637	1.27	33,494	2.83	76,195	17,650	19,385	2,222	349
阪神	尼崎市	273,961	49,691	1.51	13,553	3.75	21,831	5,841	5,526	767	23
	西宮市	301,238	65,108	1.39	5,995	1.6	15,325	4,523	4,020	623	39
	芦屋市	54,013	11,455	1.31	560	0.76	3,205	687	689	100	6
	伊丹市	119,501	27,159	1.56	2,585	1.77	6,783	2,156	1,744	230	8
	宝塚市	132,082	29,519	1.37	1,981	1.16	9,146	2,332	2,027	271	19
	川西市	84,651	18,393	1.29	1,342	1.17	5,792	1,718	1,287	215	16
	三田市	66,406	13,945	1.13	296	0.34	4,039	1,008	757	208	10
	猪名川町	16,424	3,840	1.23	34	0.18	1,010	326	197	56	3
東播磨	明石市	180,779	41,159	1.62	3,873	1.65	11,023	3,307	3,069	377	29
	加古川市	154,490	32,949	1.36	1,703	0.81	8,886	2,715	2,162	390	18
	西脇市	21,022	4,585	1.31	182	0.57	1,631	466	278	88	5
	三木市	40,540	8,237	1.22	409	0.65	3,104	740	586	163	11
	高砂市	50,753	11,181	1.42	912	1.38	3,129	943	683	166	9
	小野市	27,330	6,329	1.46	143	0.38	1,722	516	259	101	7
	加西市	23,721	4,596	1.26	135	0.4	1,860	534	360	116	4
	加東市	24,656	5,133	1.72	110	0.3	1,353	378	281	95	7
	多可町	9,905	1,982	1.17	46	0.3	941	246	158	59	6
	稲美町	16,712	3,822	1.32	102	3.90	1,181	323	194	58	5
西播磨	播磨町	19,549	4,788	1.46	250	9.60	1,139	413	235	60	4
	姫路市	316,502	69,458	1.49	6,605	1.54	20,408	5,728	4,175	864	61
	相生市	14,639	3,246	1.50	202	0.93	1,161	340	181	63	3
	赤穂市	25,452	5,224	1.18	261	0.66	1,697	553	284	104	5
	宍粟市	18,166	4,000	1.36	140	0.51	1,602	384	216	125	9
	たつの市	41,731	9,216	1.34	362	0.61	2,673	894	472	158	10
	市川町	5,908	1,125	1.03	35	0.34	522	136	67	34	2
	福崎町	11,286	2,508	1.58	96	0.60	607	232	140	50	3
	神河町	5,409	1,151	1.53	28	0.30	512	165	57	36	2
	太子町	19,450	4,862	1.40	113	0.40	1,043	400	186	52	3
但馬	上郡町	7,047	1,276	0.92	29	0.22	709	168	98	46	3
	佐用町	7,540	1,462	1.32	60	0.43	778	219	105	66	4
	豊岡市	41,395	9,488	1.65	448	0.71	3,197	1,027	491	207	13
	養父市	10,926	2,447	1.62	90	0.5	1,309	314	120	102	8
	朝来市	15,128	3,430	1.70	88	0.36	1,329	322	147	129	9
丹波	香美町	7,873	1,661	1.36	62	0.50	1,111	205	80	57	6
	新温泉町	6,453	1,401	1.63	58	0.58	710	185	102	49	4
	丹波篠山市	20,949	4,546	1.42	157	0.5	1,845	485	307	129	6
	丹波市	32,453	7,439	1.59	113	0.21	3,053	816	568	183	13
	洲本市	21,599	4,346	1.46	398	1.17	1,937	468	299	116	5
淡路	南あわじ市	22,806	5,222	1.70	257	0.76	2,030	441	264	148	9
	淡路市	21,132	4,495	1.37	301	0.87	2,326	495	261	161	11
市部計(神戸市含まず)		2,158,021	461,996	-	43,201	-	143,396	40,131	31,513	6,399	373
町部計		133,556	29,878	-	913	-	10,263	3,018	1,619	623	45
全県計(神戸市含まず)		2,291,577	491,874	-	44,114	-	153,659	43,149	33,132	7,022	418
全県計(神戸市含む)		3,197,092	666,511	1.39	77,608	1.82	229,854	60,799	52,517	9,244	767

1. 地域福祉に関する計画策定

ブ ロ ッ ク	市 町 名	地域福祉推進計画												
		R4.4.1												
		計画期間	策定委員会等		住民、当事者の参加の工夫					計画進行管理の点検、評価			次期計画	
			策定委員会	作業部会	アンケート	委員公募	座談会開催	ヒアリング	パブリックコメント	評価委員会	理事会・評議員会	事務局	策定中・策定予定	策定予定時期
神戸	神戸市	2021～2025		○	○						○		策定予定	2024
阪神	尼崎市	2022～2026	○	○	○		○	○		○				
	西宮市	2021～2027	○	○			○	○		○			策定予定	2027
	芦屋市	2022～2026	○	○				○				○	策定予定	2026
	伊丹市	2020～2024	○	○							○	○	策定予定	2022
	宝塚市	2022～2026	○	○	○		○	○		○	○	○	策定予定	2026
	川西市	2018～2022	○	○	○		○	○			○	○	策定予定	2022
	三田市	2014～2022	○	○	○	○	○	○	○		○	○	策定中	2023
	猪名川町	2020～2025	○		○			○		○		○		
東播磨	明石市	2022～2025			○			○			○	○	策定予定	2024
	加古川市	2021～2026	○	○				○		○	○	○	策定予定	2026
	西脇市	2020～2025	○		○			○	○			○		
	三木市	2022～2026	○		○					○	○	○		
	高砂市	2018～2022	○		○						○	○	策定予定	2022
	小野市	2019～2023	○	○	○		○	○	○					
	加西市	2021～2025	○	○						○	○	○		
	加東市	2020～2024	○		○				○	○		○	策定予定	2023
	多可町	2021～2025	○	○	○						○	○	策定予定	2025
	稲美町									○			策定中	2021
	播磨町	2021～2023									○	○	策定予定	2024
西播磨	姫路市	2022～2027	○	○					○		○	○	策定予定	2027
	相生市	2019～2023	○	○			○	○				○	策定予定	2023
	赤穂市	2018～2022	○				○	○			○	○	策定中	2023
	宍粟市	2020～2024	○	○			○	○		○			策定予定	2023
	たつの市	2018～2022	○	○	○							○	策定中	2023
	市川町	2020～2024	○										策定予定	2024
	福崎町	2022～2026	○		○			○				○	策定予定	2026
	神河町	2021～2025	○	○	○			○				○		
	太子町												策定中	2023
	上郡町												策定予定	2023
	佐用町	2022～2025	○	○		○		○		○		○	策定予定	2025
但馬	豊岡市	2022～2026	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	策定予定	2026
	養父市	2019～2023	○	○	○	○	○	○		○	○	○	策定予定	2023
	朝来市	2021～2025						○				○		
	香美町	2021～2025	○							○			策定予定	2024
	新温泉町	2018～2022	○	○			○			○		○	策定中	2022
丹波	丹波篠山市	2018～2023	○	○			○	○					策定予定	2023
	丹波市	2021～2025	○	○	○				○		○	○		
淡路	洲本市	2021～2026	○	○	○						○	○		
	南あわじ市	2022～2026	○	○		○	○	○			○	○		
	淡路市	2020～2024	○	○	○		○	○		○	○	○		
市部計(神戸市含まず)			26	21	16	4	14	19	7	11	17	23		
町部計			8	4	4	1	1	4	0	5	2	7		
全県計(神戸市含まず)			34	25	20	5	15	23	7	16	19	30		
全県計(神戸市含む)			34	26	21	5	15	23	7	16	20	30		

ブロック	市町名	地域福祉計画						地域福祉推進計画と地域福祉計画の連携					
		R4.4.1						R4.4.1					
		計画期間	社協としての関わり			次期計画		期間の一致	理念の共有	合同委員会	成果物一体作成	その他	
			策定委員	作業委員	調査協力	策定中・策定予定	策定予定時期						
神戸	神戸市	2021 ～ 2025		○				○	○		○		
阪神	尼崎市	2022 ～ 2026	○	○				○	○				
	西宮市	2022 ～ 2028	○		○	策定予定	2028		○			地域福祉計画に地域福祉推進計画の内容を反映させるため、推進計画を1年先に策定	
	芦屋市	2022 ～ 2026	○	○	○	策定予定	2026	○	○				
	伊丹市	2021 ～ 2028	○	○	○	策定予定	2027		○			相互の計画に職員が参画。行政計画策定時の市民のワーキング会議にコミュニティワーカーも進行役として関与	
	宝塚市	2021 ～ 2025	○		○	策定予定	2025		○			相互の計画策定の委員等への参画、相互の施策や事業の共同推進	
	川西市	2018 ～ 2022	○		○	策定予定	2023	○	○				
	三田市	2014 ～ 2022	○			策定中	2023	○	○				
	猪名川町	2020 ～ 2025			○			○					
東播磨	明石市	2022 ～ 2025	○	○	○	策定予定	2024	○	○				
	加古川市	2021 ～ 2026	○			策定予定	2026	○	○			相互の策定委員会に策定委員として関わり合っている	
	西脇市	2020 ～ 2025	○		○			○	○				
	三木市	2022 ～ 2026		○				○	○				
	高砂市	2018 ～ 2022	○	○	○	策定予定	2022	○	○	○			
	小野市	2018 ～ 2022	○						○				
	加西市	2020 ～ 2025	○		○			○	○			相互に策定委員になっている	
	加東市	2020 ～ 2024	○			策定予定	2023	○	○	○	○		
	多可町												
	稲美町	2021 ～ 2025	○	○					○				
西播磨	播磨町					策定予定	2023						
	姫路市	2021 ～ 2026	○	○	○	策定予定	2026					市の計画と連携・協働し、社協の理事会、評議員会において進捗状況を報告	
	相生市	2018 ～ 2022	○		○	策定予定	2022		○				
	赤穂市	2022 ～ 2026	○		○	策定予定	2026		○				
	宍粟市	2020 ～ 2024	○		○			○	○				
	たつの市	2018 ～ 2022	○			策定中	2023	○					
	市川町												
	福崎町												
	神河町												
	太子町					策定中	2023						
但馬	上郡町												
	佐用町	2018 ～ 2022	○	○		策定予定	2022					同一の委員長。地域福祉計画の中間評価に合わせて次期地域福祉推進計画を策定	
	豊岡市	2022 ～ 2026		○	○	策定中	2026	○	○	○	○		
	養父市	2020 ～ 2024	○			策定予定	2023		○			行政計画に社協計画の内容をできるだけ反映するため、社協が1年先行型で策定	
	朝来市	2022 ～ 2026	○									地域福祉推進計画を参考に、行政で地域福祉計画を作成。地域福祉計画の策定委員会に社協職員が参画	
	香美町	2018 ～ 2022	○			策定予定	2022		○				
丹波	新温泉町	2018 ～ 2027	○			策定予定	2028		○			行政と社協で両計画の整合性を図り、連携・協働している	
	丹波篠山市	2019 ～ 2023	○	○	○	策定予定	2023		○				
	丹波市	2021 ～ 2025	○	○				○	○	○	○		
淡路	洲本市	2021 ～ 2026						○	○				
	南あわじ市	2022 ～ 2026	○	○	○			○	○	○			
	淡路市	2022 ～ 2026	○	○	○				○				
市部計(神戸市含まず)			25	12	17			17	25	5	3		
町部計			4	2	1			1	3	0	0		
全県計(神戸市含まず)			29	14	18			18	28	5	3		
全県計(神戸市含む)			29	15	18			19	29	5	4		

2. 包括的な支援体制の構築に向けた取組状況

ブ ロ ッ ク	市 町 名	小地域福祉計画		包括的な支援体制の構築							
		R4.4.1		R4.4.1							
		全地域 が策定	一部地域 が策定	重層的 支援体 制整備 事業実 施予定	社協 受託	その他	移行準備 事業予定 実施	社協 受託	行政との協議		
									勉強会	役割 分担	地域福祉計 画への反映
神戸	神戸市										
阪神	尼崎市			2022		協働実施			○	○	
	西宮市		○								
	芦屋市			2022	○			○		○	○
	伊丹市		○	2023	○		○		○	○	
	宝塚市	○						○	○		
	川西市	○		2023			○		○	○	
	三田市		○						○		○
	猪名川町							○		○	
東播磨	明石市		○	2023	○		○			○	○
	加古川市										
	西脇市			2025			○				
	三木市		○								
	高砂市										
	小野市						○				○
	加西市		○								○
	加東市			2022	○						
	多可町										
	稲美町									○	
西播磨	播磨町								○		
	姫路市		○	2022	○					○	
	相生市										
	赤穂市										
	宍粟市										
	たつの市			2024			○			○	
	市川町										
	福崎町										
	神河町										
	太子町										
但馬	上郡町										
	佐用町										
	豊岡市										○
	養父市										○
	朝来市										
丹波	香美町										
	新温泉町										
	丹波篠山市								○	○	
淡路	丹波市		○								○
	洲本市								○		○
	南あわじ市		○						○		○
	淡路市								○		○
市部計(神戸市含まず)		2	9		5		6	2	9	8	11
町部計		0	0		0		0	1	1	2	0
全県計(神戸市含まず)		2	9		5		6	3	10	10	11
全県計(神戸市含む)		2	9		5		6	3	10	10	11

ブロック	市町名	包括的な支援体制の構築											
		R4.4.1											
		社協内の体制づくり											
		職種を超えたケース検討	ケース検討のメンバー										バックアップ体制づくり
日常生活自立支援事業担当	生活福祉資金貸付担当		生活困窮者支援自立支援事業担当	地域包括支援センター	介護支援専門員	障がい者相談支援担当	介護保険障害福祉サービス担当	福祉活動専門員・コミュニケーションワーカー	生活支援コーディネーター	その他			
神戸	神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ボランティアコーディネーター	○
阪神	尼崎市	○	○							○	○	成年後見等支援センター職員	
	西宮市												
	芦屋市	○			○	○		○		○			○
	伊丹市	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	宝塚市	○			○	○	○	○	○	○	○	ボランティアコーディネーター	○
	川西市	○						○		○	○	VCo、成年後見支援センター職員、民児協担当	○
	三田市	○					○			○	○		
	猪名川町	○	○	○		○		○			○		○
東播磨	明石市												○
	加古川市	○	○	○				○	○	○	○	成年後見支援センター職員	○
	西脇市												○
	三木市	○	○		○	○	○			○	○		
	高砂市												○
	小野市	○	○	○	○	○	○	○			○		
	加西市	○	○			○	○			○	○		○
	加東市	○	○		○						○		○
	多可町	○				○	○			○		社協地域福祉課支部担当	○
	稲美町												○
播磨町													
西播磨	姫路市	○					○			○			○
	相生市												
	赤穂市												○
	宍粟市												○
	たつの市												○
	市川町												
	福崎町												
	神河町												○
	太子町												○
	上郡町	○	○					○	○	○			○
佐用町												○	
但馬	豊岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	養父市	○				○	○				○	ふれあい訪問員	○
	朝来市		○	○			○	○			○		
	香美町	○	○			○	○	○					○
	新温泉町	○	○				○				○		
丹波	丹波篠山市												○
	丹波市	○				○	○			○	○		
淡路	洲本市	○	○	○		○	○	○	○	○			○
	南あわじ市	○	○	○	○		○	○		○	○		○
	淡路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
市部計(神戸市含まず)		18	12	8	9	11	13	12	7	15	16		18
町部計		5	4	1	0	3	3	3	1	2	2		8
全県計(神戸市含まず)		23	16	9	9	14	16	15	8	17	18		26
全県計(神戸市含む)		24	17	10	10	15	17	16	9	18	19		27

3. 小地域福祉活動の推進

ブ ロ ッ ク	市 町 名	自治会 数	小学校 数 (校区)	中学校 数 (校区)	小地域福祉推進組織							福祉 委員数	まちづくり協議会		
					R4.4.1								R4.4.1		
					設置圏域								設置 の有無	福祉部	
					有 無	自治 会 ・ 集 落	小学 校区	中学 校区	旧村	旧市 町	その他	有		一部 有	
		R4.4.1 (力所)	R4.4.1 (力所)	R4.4.1 (力所)									R4.4.1 (人)		
神戸	神戸市	376	163	84	○		○					-	○	○	
阪神	尼崎市	578	42	19	○	○			○		○	-	○		
	西宮市	450	41	20	○		○					-			
	芦屋市	81	8	3	○		○					162			
	伊丹市	199	17	8	○		○					-	○	○	
	宝塚市	278	23	12	○		○					-	○	○	
	川西市	138	16	7	○		○					1,093	○	○	
	三田市	179	20	8	○				○			-	○		○
	猪名川町	49	6	2	○		○					107	○	○	
東播磨	明石市	476	28	13	○		○	○				-	○		○
	加古川市	316	28	12	○	○		○			○	380	○		
	西脇市	87	8	4								-	○	○	
	三木市	199	13	9	○			○				95	○	○	
	高砂市	124	10	6	○	○						897			
	小野市	91	8	4	○		○					87	○		○
	加西市	142	11	4	○	○	○					116	○		○
	加東市	98	9	4	○	○						-	○		
	多可町	62	5	3								-	○		
	稲美町	65	5	2								65	○		
西播磨	播磨町	45	4	2	○	○						-			
	姫路市	925	69	35	○		○					329			
	相生市	24	7	3	○	○						142			
	赤穂市	96	10	5	○		○					209	○		
	宍粟市	156	11	7	○	○						879	○		
	たつの市	213	17	6	○	○						236			
	市川町	30	4	1								65			
	福崎町	34	4	2	○	○						62			
	神河町	40	3	1								-			
	太子町	66	4	2								-			
但馬	上郡町	115	3	1	○	○						117	○	○	
	佐用町	131	4	4	○		○					152	○		○
	豊岡市	359	25	9	○	○						401	○		○
	養父市	163	9	4	○	○	○					714	○	○	
	朝来市	159	9	4	○		○			○		-	○		○
丹波	香美町	120	10	3	○	○						120	○		
	新温泉町	114	6	2	○	○	○					103	○	○	
	丹波篠山市	261	17	5								263	○		○
淡路	丹波市	299	22	7	○		○					338	○		○
	洲本市	160	13	6	○	○	○				○	89			
	南あわじ市	202	15	5	○		○					-	○		○
	淡路市	279	11	5	○		○					32	○		○
市部計(神戸市含まず)		6,732	517	234	26	11	16	3	2	1	3	6,462	21	6	10
町部計		871	58	25	7	5	3	0	0	0	0	791	7	3	1
全県計(神戸市含まず)		7,603	575	259	33	16	19	3	2	1	3	7,253	28	9	11
全県計(神戸市含む)		7,979	738	343	34	16	20	3	2	1	3	7,253	29	10	11

ブ ロ ッ ク	市 町 名	小地域福祉活動								
		R4.4.1								
		サロン以外の活動								
		ふれあい サロン (力所)	見守り ・ 声かけ	家事 援助	外出 支援	給食 ・ 配食	子ども 食堂	座談会 ・ 学習会	福祉・ 防災 マップ 作成	その他内容
神戸	神戸市	1977	○	○	○	○	○	○	○	
阪神	尼崎市	550	○	○		○	○	○	○	
	西宮市	500	○	○	○	○	○	○	○	地区ボランティアセンターの設置(地区社協運営)
	芦屋市	41	○				○	○	○	ひとり暮らし高齢者のつどい、生きがいデイサービス
	伊丹市	137	○	○	○		○	○	○	ご近所会
	宝塚市	189	○	○	○	○	○	○	○	学習支援、子どもの預かり、日曜大工、簡易な電気工事、パソコンサポート
	川西市	126	○	○	○	○	○	○	○	住民による相談事業、当事者支援・組織化等
	三田市	146	○	○	○	○	○	○	○	
	猪名川町	16	○			○		○		
東播磨	明石市	178	○			○	○			つどい活動
	加古川市	232	○				○	○		
	西脇市	64		○						
	三木市	85	○	○	○				○	認知症見守りの仕組み
	高砂市	63	○					○		
	小野市	49	○	○	○					
	加西市	72	○	○	○	○	○	○	○	
	加東市	75	○							
	多可町	34	○					○	○	
	稲美町	55						○		
	播磨町	33		○		○			○	
西播磨	姫路市	195	○			○		○	○	子ども食堂のつながり支援としてコミュニティ食堂ネットワーク会を呼びかけ、年4回実施
	相生市	23	○		○			○		
	赤穂市	41	○	○	○	○		○	○	
	宍粟市	114	○				○	○		ふくしの出前講座(福祉委員の役割、災害、認知症、地域見守り会議等)
	たつの市	100	○	○	○			○	○	
	市川町	36	○							
	福崎町	34	○	○		○				
	神河町	59	○	○	○			○	○	緊急連絡先台帳の整備、救急カプセル(仮称)の配布
	太子町	57	○							
	上郡町	14	○			○		○		
	佐用町	66	○					○	○	
但馬	豊岡市	265	○	○	○	○		○	○	
	養父市	91	○	○	○		○	○	○	
	朝来市	82	○		○	○		○	○	
	香美町	101	○							つどい場づくり
	新温泉町	50	○	○	○	○		○	○	
丹波	丹波篠山市	99	○	○	○	○	○	○	○	自治会長、民生委員、協力委員、福祉委員、愛育会等が参加し協議する地区福祉会議を開催
	丹波市	135	○	○	○		○	○	○	
淡路	洲本市	79	○			○				
	南あわじ市	74	○	○				○	○	
	淡路市	102	○			○		○	○	
市部計(神戸市含まず)		3,907	27	17	16	14	14	22	17	
町部計		555	10	4	2	5	0	7	5	
全県計(神戸市含まず)		4,462	37	21	18	19	14	29	22	
全県計(神戸市含む)		6,439	38	22	19	20	15	30	23	

4. ボランティアグループ・ボランティアの登録・把握数、5. 福祉学習の実施状況

ブロック	市町名	ボランティア活動			学校に対する福祉学習の協力・働きかけ							学校で取り組まれている福祉学習				
		R4.4.1			R3実績							R3実績				
		個人	グループ	調整件数	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成	事前学習	体験学習	当事者との交流	子どもの振り返り	企画者同士の振り返り
		(人)	(団体)	(件)												
神戸	神戸市	106,427	2,418	736	○	○	○	○		○				○	○	○
	尼崎市	12,761	600	147	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	西宮市	3,144	123	55	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
	芦屋市	2,133	55	4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	伊丹市	3,386	138	0	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	宝塚市	3,887	261	277	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	川西市	5,441	235	1,540	○	○	○	○		○		○	○			
	三田市	4,096	174	62	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	猪名川町	963	25	451	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
東播磨	明石市	1,813	94	32		○	○	○		○			○	○	○	
	加古川市	6,406	372	80	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
	西脇市	2,078	82	53	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	三木市	17,815	749	981	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	高砂市	9,411	256	161	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
	小野市	997	75	89	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	加西市	2,363	86	532	○	○	○	○		○	○		○		○	
	加東市	871	72	20	○	○	○	○		○			○	○		
	多可町	750	63	1,113	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	稲美町	1,118	39	35	○	○	○	○		○	○	○	○			
	播磨町	694	23	20	○	○	○	○	○	○	○		○			○
西播磨	姫路市	16,217	590	34				○		○			○		○	
	相生市	1,453	76	786	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	赤穂市	2,171	87	43	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	宍粟市	1,855	149	1,015	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	たつの市	4,347	343	73	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市川町	199	15	31	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
	福崎町	497	31	337		○	○	○		○	○	○	○			
	神河町	1,328	95	4	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
	太子町	716	62	457			○	○		○	○	○	○			
	上郡町	678	42	87	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	佐用町	1,255	71	6	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
但馬	豊岡市	2,231	103	832	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	養父市	3,368	123	1,711	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	朝来市	2,341	167	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	香美町	1,618	41	204	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	新温泉町	3,065	42	35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
丹波	丹波篠山市	799	40	50	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	丹波市	1,890	111	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
淡路	洲本市	2,027	94	73	○	○	○	○		○	○		○	○		
	南あわじ市	2,587	93	1,846	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	淡路市	1,246	128	1,573	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市部計(神戸市含まず)		119,134	5,476	12,176	26	27	27	28	15	28	20	22	28	25	20	9
町部計		12,881	549	2,780	10	11	12	12	5	12	12	9	12	7	7	3
全県計(神戸市含まず)		132,015	6,025	14,956	36	38	39	40	20	40	32	31	40	32	27	12
全県計(神戸市含む)		238,442	8,443	15,692	37	39	40	41	20	41	32	31	40	33	28	13

ブ ロ ッ ク	市 町 名	住民に対する福祉学習					福祉学習の推進に向けた情報交換・協議の場									
		R3実績					R3実績									
		サマー ボラン ティア	ボラン ティア 組織 化	福祉 活動 体験	当事 者との 交流	作文・ ポス ター等 募集	有 無	参加者内訳								その他
								社協	学校 関係者	教育 委員会	地区 社協	地縁 組織	ボラン ティア	当事者 組織		
神戸	神戸市					○										
阪神	尼崎市															
	西宮市	○		○	○		○		○	○					行政	
	芦屋市	○		○		○										
	伊丹市	○		○			○	○	○		○	○				
	宝塚市	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	主任児童委員	
	川西市		○				○	○	○		○			○		
	三田市		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	市内障害者施設・事業所	
	猪名川町	○														
東播磨	明石市	○		○	○		○	○	○		○		○	○		
	加古川市						○	○	○	○						
	西脇市			○	○		○	○	○							
	三木市		○	○	○											
	高砂市	○		○			○	○	○							
	小野市	○		○		○	○	○	○							
	加西市	○					○	○	○							
	加東市															
	多可町						○	○	○							
	稲美町	○			○		○	○	○	○						
播磨町			○													
西播磨	姫路市						○	○	○						居場所連絡会	
	相生市	○		○	○		○	○	○	○						
	赤穂市	○		○		○	○	○	○	○						
	宍粟市	○														
	たつの市	○		○			○	○	○							
	市川町	○		○												
	福崎町	○	○				○	○	○	○						
	神河町			○	○	○	○	○	○							
	太子町	○														
	上郡町		○	○			○	○	○					○	保護者、町内障がい支援施設	
佐用町						○	○	○								
但馬	豊岡市		○	○	○											
	養父市	○	○	○			○	○	○	○						
	朝来市	○														
	香美町	○					○	○	○				○			
	新温泉町	○	○	○	○		○	○	○				○			
丹波	丹波篠山市															
	丹波市	○	○	○			○	○	○			○	○			
淡路	洲本市			○		○										
	南あわじ市		○	○	○	○	○	○	○				○	○		
	淡路市			○		○										
市部計(神戸市含まず)		15	8	19	9	7	18	17	18	7	3	3	5	5		
町部計		7	3	5	3	1	8	8	8	2	0	0	2	1		
全県計(神戸市含まず)		22	11	24	12	8	26	25	26	9	3	3	7	6		
全県計(神戸市含む)		22	11	24	12	9	26	25	26	9	3	3	7	6		

ブロック	市町名	福祉学習の推進に向けた情報交換・協議の場				福祉学習に関する成果物・新たなプログラム(具体的内容)	
		R3実績				R3実績	
		話し合う内容					
		社協からの情報提供等	情報交換	福祉学習推進の検討・研究	その他		
神戸	神戸市					福祉啓発ポスターを募集し、入賞作品の展示、入賞作品集を作成	
阪神	尼崎市						
	西宮市			○		地域施設と住民と協働した地域でのイベント(スタンプラリー)	
	芦屋市						
	伊丹市		○	○			
	宝塚市	○	○	○		福祉学習プログラムに取り組む団体、個人との交流会の実施	
	川西市	○	○	○			
	三田市	○	○	○	プログラム冊子の作成		
	猪名川町						
東播磨	明石市	○				福祉学習推進の手引き(プログラム紹介のイメージ)作成に向けた協議の開始	
	加古川市	○		○			
	西脇市	○	○				
	三木市						
	高砂市	○	○	○		市内小中学校の福祉教育担当教諭を対象に、桜美林大学准教授を講師に招き、障害平等研修DET(Disability Equality Training)開催	
	小野市	○				新型コロナウイルスに配慮した新たなボランティア体験の実施	
	加西市	○	○			ふくしの出前講座の内容変更冊子	
	加東市						
	多可町	○	○	○		知的・発達障害疑似体験	
	稲美町	○	○				
西播磨	播磨町						
	姫路市	○		○	社会的課題解決事業に向けた協議	平成29年度以降、4者協働でトライやるウィーク受け入れ。1日サロンを開催	
	相生市	○	○			ふくし出前講座の啓発チラシを作成し、住民に配付	
	赤穂市	○	○		福祉学習に関する研修		
	宍粟市					福祉学習プログラムの手引きを作成し、教育委員会、小中学校等学校に配布し活用を依頼	
	たつの市	○	○				
	市川町						
	福崎町	○	○			赤い羽根共同募金の取り組みに関する福祉学習	
	神河町	○	○	○		民生委員児童委員と児童の交流、一人暮らし高齢者宅へのお弁当配食を通じた交流	
	太子町						
但馬	上郡町	○	○		その年ごとの、福祉担当教諭の研修メニュー等	防災福祉として、小学5年生の子をもつ親子ふれあい学習、町と地区合同防災訓練などでの防災福祉を実施	
	佐用町	○	○				
	豊岡市						
	養父市	○	○	○			
	朝来市					車椅子体験学習、スマホ体験教室	
	香美町	○				ボランティア福祉学習実践記録集の作成	
丹波	新温泉町	○	○	○		視覚障害の方との交流(家で使用している機械)を動画撮影し教室で視聴	
	丹波篠山市						
	丹波市	○	○		実技(車いす・アイマスク)	出張介護教室(社協の介護保険事業所と連携し、地域に Outreach 介護保険の流れや認知症について学習)、出張福祉教室(地域に Outreach 新総合事業や地域支援型介護について学習・意見交換)	
淡路	洲本市						
	南あわじ市	○		○		福祉学習ハンドブック(企業・事業所対象)を80部配布	
	淡路市					オンラインを活用した交流	
市部計(神戸市含まず)		16	12	10			
町部計		8	7	3			
全県計(神戸市含まず)		24	19	13			
全県計(神戸市含む)		24	19	13			

6. 当事者支援活動の実施状況

ブ ロ ッ ク	市 町 名	社協の支援する当事者組織										
		R4.4.1										
		一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症本人・家族	男性介護者	介護者家族	身体障害者・児	知的障害者・児	精神障害者	子育て中の親など	引きこもり本人・家族	その他
神戸	神戸市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
阪神	尼崎市		○							○		
	西宮市		○	○		○	○	○	○	○		難病、不登校
	芦屋市		○				○	○	○		○	
	伊丹市		○		○							
	宝塚市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	断酒会、戦没者遺族会
	川西市	○	○	○			○	○	○	○		
	三田市		○		○		○	○	○	○		失語症の会、断酒会、糖尿病友の会 等
	猪名川町						○	○	○			
東播磨	明石市		○	○	○		○	○	○			
	加古川市		○				○	○	○			
	西脇市						○	○	○			
	三木市		○	○			○	○	○	○	○	高次脳機能障害の会、失語症の会、アルコール依存の会、ダウン症候群のある方の家族のグループ
	高砂市		○	○								
	小野市					○	○	○				
	加西市		○				○	○	○			
	加東市						○	○				
	多可町					○	○	○				
	稲美町						○	○				
西播磨	播磨町		○				○	○				
	姫路市											
	相生市						○	○	○			
	赤穂市					○						
	宍粟市						○	○	○			婦人共励会、遺族会
	たつの市				○		○					ツインラビット(多胎児家族会)
	市川町						○	○				
	福崎町						○	○	○			婦人共励会、戦没者遺族会
	神河町					○						
	太子町											
但馬	上郡町	○										
	佐用町	○				○	○	○				
	豊岡市		○				○	○	○	○	○	難病患者・家族
	養父市	○	○	○		○	○	○	○	○		
	朝来市						○	○				
丹波	香美町	○										
	新温泉町						○			○		
	丹波篠山市						○	○				
淡路	丹波市						○	○	○			
	洲本市	○	○				○	○		○	○	
	南あわじ市						○	○	○	○		
淡路	淡路市	○	○	○	○	○		○		○	○	
	淡路市	○	○	○	○	○		○		○	○	
市部計(神戸市含まず)		4	16	8	6	6	22	22	16	11	6	
町部計		3	1	0	0	3	8	7	2	1	0	
全県計(神戸市含まず)		7	17	8	6	9	30	29	18	12	6	
全県計(神戸市含む)		8	18	9	7	9	31	30	19	13	7	

ブ ロ ッ ク	市 町 名	当事者組織への関わり					
		R4.4.1					
		つどい 開催 支援	組織化 支援	交 流 支援	社協 との 協働 事業	社会に 対する 啓発支 援	その他
神戸	神戸市	○	○	○	○	○	
阪神	尼崎市				○		ファミリーサポート事業依頼会員と協力会員の交流会の実施
	西宮市	○	○	○	○	○	
	芦屋市	○	○			○	歳末たすけあい配分
	伊丹市	○	○		○	○	活動助成
	宝塚市	○	○	○	○	○	
	川西市		○	○			
	三田市	○	○			○	セルフヘルプグループ活動の紹介冊子発行(毎年)
	猪名川町		○		○		
東播磨	明石市	○	○			○	
	加古川市		○	○	○	○	
	西脇市	○					活動助成
	三木市		○		○	○	運営に関する支援
	高砂市	○		○	○		
	小野市	○	○	○			
	加西市						事業で使用するバス代を助成(上限あり) 機材の貸出
	加東市	○	○	○	○		
	多可町	○	○	○	○	○	
	稲美町	○	○				活動助成
西播磨	播磨町		○				
	姫路市			○			
	相生市	○					組織運営のための助成金
	赤穂市	○	○	○			
	宍粟市	○	○	○	○		事務運営支援、助成金の交付等
	たつの市		○				
	市川町	○		○			
	福崎町	○	○	○			
	神河町			○			
	太子町	○	○				
但馬	上郡町	○					上郡町障がい者問題懇話会(3障害の団体代表と役場担当課長)
	佐用町	○					
	豊岡市	○	○	○			
	養父市	○	○	○	○	○	
	朝来市	○					
	香美町	○					助成金の交付
丹波	新温泉町	○					
	丹波篠山市		○	○			
淡路	丹波市		○	○	○	○	
	洲本市	○	○	○	○	○	
	南あわじ市	○			○		よかさ〜くる(長期休暇中の障がい児の余暇支援と保護者のレスパイト)
	淡路市	○	○	○		○	
市部計(神戸市含まず)		19	20	16	13	12	
町部計		9	6	4	2	1	
全県計(神戸市含まず)		28	26	20	15	13	
全県計(神戸市含む)		29	27	21	16	14	

7. 重層的なネットワークの状況

8. 社会福祉法人連絡協議会の状況

ブ ロ ッ ク	市 町 名	重層的なネットワーク					事業者を含めた見守りネットワーク			社会福祉法人連絡協議会									
		R4.4.1					R4.4.1			R4.4.1									
		住民間の ネットワーク		住民・専門職 のネットワーク		制度 化の ネット ワーク	ネ ット ワ ー ク 有	協 定 有	参 画 数 事 業 者	設 立 済	設 立 年	法 人 数	行 政 の 関 与	活動内容					
		全 市 町 域	一 部 の 地 域	全 市 町 域	一 部 の 地 域									相 談 支 援	困 窮 者 支 援	人 材 確 保 ・ 育 成	地 域 づ く り	災 害 支 援	実 務 者 ネ ット ワ ー ク
神戸	神戸市	○		○		○	○	○	37	○	-	283		○	○	○	○	○	○
阪神	尼崎市	○		○		○	○	○	92	○	2018	46							
	西宮市		○		○	○	○	○	119	○	2019	28				○			○
	芦屋市	○		○		○	○	○	131	○	2020	20							○
	伊丹市	○		○			○	○	270	○	2008	21						○	
	宝塚市	○		○		○	○	○	265	○	2016	27	○			○		○	○
	川西市	○		○			○	○	31	○	2018	16							○
	三田市		○		○	○				○	2017	15				○			
	猪名川町																		
東播磨	明石市		○		○					○	2017	28		○				○	○
	加古川市		○							○	2019	41						○	○
	西脇市		○		○	○	○		121	○	2019	13	○				○		○
	三木市		○		○		○	○											
	高砂市		○		○	○	○		41	○	2020	20							
	小野市	○		○		○	○		30	○	2017	21							○
	加西市		○							○	2016	14	○			○		○	
	加東市									○	2018	16	○					○	
	多可町						○												
	稲美町		○				○	○	30										
	播磨町		○							○	2017	7			○				
西播磨	姫路市	○			○	○				○	1959	86							○
	相生市		○		○	○	○		89	○	2020	8			○	○			○
	赤穂市		○		○		○	○	72	○	2018	10	○					○	
	宍粟市	○			○					○	2019	18							
	たつの市	○				○	○	○	63	○	2018	27							○
	市川町																		
	福崎町		○																
	神河町		○				○	○	14										
	太子町																		
	上郡町						○	○		○	2020	7							
	佐用町		○				○		19	○	2015	10	○	○		○	○	○	○
但馬	豊岡市	○			○	○	○	○	291	○	2017	23							○
	養父市	○		○			○	○	59					○	○	○	○	○	○
	朝来市		○				○	○	100										
	香美町		○				○	○	53										
	新温泉町		○		○		○	○	53	○	2019	4	○			○	○		
丹波	丹波篠山市		○	○		○	○	○	27	○	2016	11				○	○	○	
	丹波市		○		○	○	○	○	15	○	2015	18	○	○		○			○
淡路	洲本市					○				○	2020	11							
	南あわじ市		○		○	○	○	○	1	○	2014	11	○	○	○		○	○	○
	淡路市		○	○															
市部計(神戸市含まず)		11	15	9	13	16	19	15	1,817	24		549	7	4	3	8	4	10	15
町部計		0	7	0	1	0	7	5	169	4		28	2	1	1	2	2	1	1
全県計(神戸市含まず)		11	22	9	14	16	26	20	1,986	28		577	9	5	4	10	6	11	16
全県計(神戸市含む)		12	22	10	14	17	27	21	2,023	29		860	9	6	5	11	7	12	17

9. 相談活動の実施状況

ブロック	市町名	社会福祉法人連絡協議会	一般相談			
		R4.4.1	R4.4.1			
		活動内容	相談員			
		その他	実施	民生委員	社協職員	その他
神戸	神戸市		○	○		行政相談員等
阪神	尼崎市		○		○	
	西宮市		○		○	
	芦屋市		○	○	○	
	伊丹市		○	○	○	地域住民、ケアマネジャー等
	宝塚市		○	○	○	
	川西市		○	○	○	
	三田市		○		○	
	猪名川町		○	○		
東播磨	明石市		○		○	
	加古川市		○		○	
	西脇市	レシピ集発行	○		○	
	三木市		○	○		学識経験者
	高砂市	広報パンフレット・ホームページの作成及び関係者への周知	○		○	
	小野市		○	○		
	加西市		○	○	○	
	加東市		○	○	○	
	多可町		○	○	○	
	稲美町		○		○	司法書士
	播磨町	所有する資機材の自治会への貸出	○	○		
西播磨	姫路市		○		○	
	相生市		○	○		
	赤穂市		○	○		
	宍粟市	今後に向けた意見交換	○		○	
	たつの市		○		○	
	市川町		○	○		人権擁護委員、行政相談員、社会教育委員
	福崎町		○	○		地裁の元調停員、元書記官、司法書士
	神河町		○			行政相談員、人権擁護委員
	太子町		○	○		身体・知的・精神障害者相談員
	上郡町	一人暮らし高齢者に抗菌生地から製作した布マスクと抗菌マスクケースを配布	○	○		
	佐用町		○		○	
但馬	豊岡市		○		○	
	養父市		○			社協会長が委嘱した福祉総合相談員
	朝来市		○		○	
	香美町		○		○	
	新温泉町		○		○	
丹波	丹波篠山市	若者等の就労支援、提言・意見具申の取り組み	○	○		元民生委員児童委員
	丹波市		○	○		小学校区単位で、住民による相談窓口の設置(9ヶ所)
淡路	洲本市	パンフレットの作成	○		○	
	南あわじ市	広報活動	○		○	
	淡路市		○		○	
市部計(神戸市含まず)			28	12	21	
町部計			12	7	5	
全県計(神戸市含まず)			40	19	26	
全県計(神戸市含む)			41	20	26	

ブ ロ ッ ク	市 町 名	専門相談				地域包括支援センター		
		R4.4.1				R4.4.1		
		法 律 相 談	介 護 相 談	結 婚 相 談	その他	セ ン タ ー 数	サ ブ セ ン タ ー	ブ ラ ン チ
神戸	神戸市	○	○		市民後見人候補者による成年後見手続き相談室の開催	76		
阪神	尼崎市	○	○			12		
	西宮市				ボランティア相談、障害者総合相談、障害者就労相談等	15		
	芦屋市	○			ボランティア相談、権利擁護相談	4		
	伊丹市	○	○		精神科相談	10		
	宝塚市	○	○			7		
	川西市	○			ピアカウンセリング	8		1
	三田市	○				4		2
	猪名川町				成年後見個別相談	1		
東播磨	明石市	○	○		ボランティア相談	6		
	加古川市	○			ボランティア相談、成年後見制度(権利擁護)相談、障害福祉の総合的・専門的相談	6		
	西脇市					2		5
	三木市	○			成年後見専門相談	1	2	9
	高砂市		○			1		4
	小野市					1		3
	加西市				ボランティア・身障協会・認知症・権利擁護等	1		
	加東市				人権相談、障害者相談、行政相談、児童家庭相談	1		2
	多可町	○	○		調停等手続き相談	1		3
	稲美町	○	○		認知症相談窓口	1		
西播磨	播磨町	○				1		
	姫路市	○	○		福祉全般に関する相談	24		
	相生市	○	○		ひきこもり相談	1		4
	赤穂市	○			カウンセリング相談	1		5
	宍粟市	○	○	○		1	3	
	たつの市	○			公証人相談、ボランティア相談、子育て不安相談	1		5
	市川町	○				1		
	福崎町	○				1		
	神河町	○	○		ワーカーズコープによる就労に関する相談、司法書士による相続・登記に関する相談	1		
	太子町					1		1
	上郡町	○				1		
但馬	佐用町	○				1		5
	豊岡市	○		○		4		
	養父市	○		○		1		4
	朝来市			○		2		8
	香美町	○		○	相続・遺言相談	1		
丹波	新温泉町	○	○			1		
	丹波篠山市					2		
	丹波市	○			障害がある方の相談支援	4		
淡路	洲本市		○			1		3
	南あわじ市		○			1		5
	淡路市		○			1		3
市部計(神戸市含まず)		17	11	4		123	5	63
町部計		10	4	1		12	0	9
全県計(神戸市含まず)		27	15	5		135	5	72
全県計(神戸市含む)		28	16	5		211	5	72

10. 社協が有する権利擁護機能

ブ ロ ッ ク	市 町 名	権利擁護(成年後見)支援センター		
		R4.4.1		
		有 無	名 称	設置主体 運営主体
神戸	神戸市	○	安心サポートセンター、神戸市成年後見支援センター	行政 社協
	尼崎市	○	成年後見等支援センター	行政 社協
阪神	西宮市	○	西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター	行政 NPO
	芦屋市	○	芦屋市権利擁護支援センター	行政 社協・NPOの合同
	伊丹市	○	伊丹市福祉権利擁護センター	行政 社協
	宝塚市	○	宝塚市高齢者・障害(がい)者権利擁護支援センター	行政 社会福祉法人(聖隷福祉事業団)
	川西市	○	川西市成年後見支援センター	行政 社協
	三田市	○	三田市権利擁護・成年後見支援センター	行政 社協
	猪名川町			
東播磨	明石市	○	明石市後見支援センター	行政 社協
	加古川市	○	成年後見支援センター	行政 社協
	西脇市			
	三木市	○	三木市成年後見支援センター	行政 社協
	高砂市			
	小野市			
	加西市			
	加東市			
	多可町			
	稲美町			
	播磨町			
西播磨	姫路市	○	姫路市成年後見支援センター	行政 社協
	相生市	○	西播磨成年後見支援センター	行政 たつの市社協
	赤穂市	○	西播磨成年後見支援センター	行政(西播磨4市3町) たつの市社協
	宍粟市	○	西播磨成年後見支援センター	行政 たつの市社協
	たつの市	○	西播磨成年後見支援センター	行政 社協
	市川町			
	福崎町			
	神河町			
	太子町	○	西播磨成年後見支援センター	行政 たつの市社協
	上郡町	○	西播磨成年後見支援センター	行政 たつの市社協
	佐用町	○	西播磨成年後見支援センター	行政 たつの市社協
但馬	豊岡市			
	養父市			
	朝来市			
	香美町			
	新温泉町			
丹波	丹波篠山市	○	丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター	行政 NPO
	丹波市			
淡路	洲本市	○	権利擁護デスク	行政、社協 社協
	南あわじ市	○	南あわじ市権利擁護センター	行政 社協
	淡路市	○	成年後見サポート室	行政 行政
市部計(神戸市含まず)		19		
町部計		3		
全県計(神戸市含まず)		22		
全県計(神戸市含む)		23		

ブ ロ ッ ク	市 町 名	社協が有する権利擁護機能							
		R4.4.1							
		権利擁護相談				権利擁護支援の強化			
		広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	その他	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援
神戸	神戸市	○	○	○				○	○
阪神	尼崎市	○	○	○	○				○
	西宮市						○		○
	芦屋市	○	○	○	○	親族後見人支援	○	○	○
	伊丹市	○	○	○	○		○		○
	宝塚市					日常生活自立支援事業との連携			○
	川西市	○	○	○	○	市民後見人の育成と活動支援			○
	三田市	○	○	○	○				○
	猪名川町		○						○
東播磨	明石市	○	○	○	○		○	○	○
	加古川市	○	○	○	○	成年後見制度利用促進を目的に左記を実施			○
	西脇市		○						○
	三木市	○	○	○	○				○
	高砂市	○	○	○	○		○		○
	小野市	○	○		○		○		○
	加西市					地域包括支援センターでの相談対応			○
	加東市								○
	多可町								○
	稲美町								○
	播磨町	○		○					○
西播磨	姫路市	○	○	○	○			○	○
	相生市								○
	赤穂市								○
	宍粟市		○						○
	たつの市	○	○	○	○				○
	市川町	○							○
	福崎町	○	○						○
	神河町								○
	太子町		○						○
	上郡町		○						○
	佐用町	○	○						○
但馬	豊岡市								○
	養父市	○	○	○					○
	朝来市								○
	香美町	○	○						○
	新温泉町		○						○
丹波	丹波篠山市								○
	丹波市	○							○
淡路	洲本市	○	○		○			○	○
	南あわじ市	○	○				○		○
	淡路市	○	○	○					○
市部計(神戸市含まず)		17	18	13	13		7	4	28
町部計		5	7	1	0		0	0	12
全県計(神戸市含まず)		22	25	14	13		7	4	40
全県計(神戸市含む)		23	26	15	13		7	5	41

ブ ロ ッ ク	市 町 名	社協が有する権利擁護機能					
		R4.4.1					
		支援者の育成			ネットワーク形成		
		相談職 支援	成年後見人 支援	その他	支援困 難ケース 検討会	成年後 見受任 調整	その他
神戸	神戸市	○	○				行政、成年後見関係団体との情報交換会
阪神	尼崎市	○	○		○	○	
	西宮市	○					
	芦屋市	○	○		○	○	
	伊丹市	○	○		○	○	高齢者虐待防止ネットワーク
	宝塚市			市民後見人養成講座との連携			
	川西市						市民後見人受任調整
	三田市	○	○	基幹型地域包括支援センターとしての後方支援	○	○	権利擁護実務者会議(多職種による困難事例検討の場)
	猪名川町						
東播磨	明石市	○	○		○	○	
	加古川市	○	○	成年後見支援センター専門相談を利用してのSVを実施	○	○	成年後見支援センター専門相談、運営委員会を利用
	西脇市						
	三木市	○	○				
	高砂市				○		
	小野市	○			○	○	
	加西市			包括支援センターが研修開催、成年後見申立の事前チェックリスト作成等関係者と連携			包括支援センターとして支援困難ケース検討会実施、成年後見受任調整
	加東市						
	多可町						
	稲美町						
	播磨町				○	○	
西播磨	姫路市	○	○				
	相生市					○	
	赤穂市						
	宍粟市						
	たつの市	○	○				
	市川町						
	福崎町						
	神河町						
	太子町						
	上郡町						
但馬	佐用町						
	豊岡市						
	養父市	○					
	朝来市						
	香美町						
丹波	新温泉町				○		
	丹波篠山市	○			○		
	丹波市						
淡路	洲本市	○					
	南あわじ市	○			○		
	淡路市				○		
市部計(神戸市含まず)		15	9		11	8	
町部計		0	0		2	1	
全県計(神戸市含まず)		15	9		13	9	
全県計(神戸市含む)		16	10		13	9	

ブ ロ ッ ク	市 町 名	社協が有する権利擁護機能					
		R4.4.1					
		社会資源の開発とシステム評価			地域住民の権利認識の向上		
		シス テム 構築	調 査 研 究	その他	住民向 け研修	支 援 者 の養成	その他
神戸	神戸市		○		○	○	
阪神	尼崎市				○	○	
	西宮市						
	芦屋市	○			○	○	人材バンク登録
	伊丹市	○	○		○	○	市民後見人養成及び活動支援
	宝塚市						権利擁護支援センターによる研修への参加
	川西市	○			○	○	
	三田市		○	市担当課と権利擁護・成年後見支援センターとの定例会議	○		生活支援員への研修会開催
	猪名川町						
東播磨	明石市		○		○	○	
	加古川市			成年後見支援センター運営委員会での調査研究	○		
	西脇市					○	
	三木市						
	高砂市				○		
	小野市				○		
	加西市				○		
	加東市						
	多可町						
	稲美町						
	播磨町	○			○	○	
西播磨	姫路市				○	○	
	相生市						
	赤穂市						
	宍粟市						
	たつの市				○	○	
	市川町						
	福崎町						
	神河町						
	太子町						
	上郡町					○	精神障害、知的障害団体総会時などへの後見制度の概要説明
	佐用町						
但馬	豊岡市						
	養父市				○		
	朝来市						
	香美町						
	新温泉町						
丹波	丹波篠山市						
	丹波市						
淡路	洲本市						
	南あわじ市				○	○	
	淡路市						
市部計(神戸市含まず)		3	3		14	9	
町部計		1	0		1	2	
全県計(神戸市含まず)		4	3		15	11	
全県計(神戸市含む)		4	4		16	12	

11. 生活困窮者支援活動の実施状況

ブロック	市町名	生活困窮者自立支援事業										支援調整会議	社協における制度外の生活困窮者支援活動				
		R4.4.1										R3年度実績	R3年度実績				
		自立相談					任意事業					会議への参画	物品支援	法外援助資金	社会参加・就労支援	その他	
		行政	社協	民間団体	複数主体運営	社協受託	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援							
神戸	神戸市				○		○	○	○	○	○	○		○			
阪神	尼崎市	○					○			○	○	○		○	生活困窮支援活動団体への活動助成、児童養護施設退所者に対する支援活動助成、市内支援活動の状況調査・研究		
	西宮市				○	○	○			○	○	○					
	芦屋市		○				○		○	○	○	○	○	○	家具・家電等のゆずりあいネットワーク、国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金		
	伊丹市	○					○	○	○	○	○		○	○	フードバンク関西、生活困窮者支援機関との連携による食料品の支援、地域交流を目的としたこども食堂の実施		
	宝塚市				○	○	○	○		○	○	○		○			
	川西市	○					○		○	○		○	○				
	三田市		○				○	○		○	○				低所得者支援事業(修学旅行費助成事業、生活困窮者(緊急)援助事業、生活保護世帯つなぎ資金事業)		
	猪名川町											○	○				
東播磨	明石市				○		○	○	○	○		○	○				
	加古川市	○					○	○	○	○	○	○	○				
	西脇市	○					○	○	○				○				
	三木市	○					○	○	○			○					
	高砂市			○			○	○	○			○					
	小野市	○					○	○	○		○	○	○				
	加西市	○					○	○	○	○		○	○				
	加東市				○	○	○	○			○	○	○				
	多可町										○	○	○		生活困窮者支援にかかわる団体の情報共有を行い、支援内容を調整する会議を定例開催		
	稲美町											○	○		フードドライブへの参加、受け入れ、火事見舞、緊急貸付、歳末配分など		
播磨町											○	○					
西播磨	姫路市		○				○	○	○	○	○	○					
	相生市	○					○	○	○		○	○		○	福祉施設や事業所等への就労支援		
	赤穂市	○					○	○	○		○	○	○				
	宍粟市				○		○	○	○	○		○	○				
	たつの市	○					○	○	○		○	○	○				
	市川町											○	○				
	福崎町											○	○				
	神河町										○	○	○				
	太子町											○	○				
	上郡町											○		○	就労先などの紹介、斡旋		
佐用町											○						
但馬	豊岡市		○					○		○	○	○	○	○			
	養父市	○					○	○	○		○	○	○	○			
	朝来市				○		○	○	○		○	○	○	○			
	香美町										○		○				
	新温泉町										○	○	○				
丹波	丹波篠山市	○						○				○	○				
	丹波市	○						○	○			○	○				
淡路	洲本市	○						○				○	○				
	南あわじ市		○					○			○	○	○		まちの電気屋、行政、社協で協定を結び、家庭で不要になったまだ使える電化製品を生活困窮世帯等へ提供		
	淡路市		○					○				○	○	○			
市部計(神戸市含まず)		15	6	1	6	3	22	24	18	13	17	26	20	9			
町部計		※町部は県が所管し、民間団体に委託										4	11	10	1		
全県計(神戸市含まず)		15	6	1	6	3	22	24	18	13	21	37	30	10			
全県計(神戸市含む)		15	6	1	7	3	23	25	19	14	22	38	30	11			

12. 在宅福祉サービスの実施状況

ブロック	市町名	介護保険制度における介護保険サービス										障害者総合支援法に基づくサービス			制度外の在宅福祉サービス					
		R4.4.1										R4.4.1			R4.4.1					
		居宅介護支援	訪問介護	サービスA (基準緩和)	通所介護	サービスA (基準緩和)	訪問看護	訪問入浴介護	福祉用具貸与	小規模多機能型居宅介護	その他	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品・給付	福祉機器貸出
神戸	神戸市	○			○							○		○	○					
	神戸市	○	○	○								○		○	○		○			○
阪神	西宮市											○		○	○					○
	芦屋市	○	○	○	○	○	○					○		○	○					○
	伊丹市											○		○	○					○
	宝塚市	○	○	○	○		○				○	○		○	○			○		
	川西市		○	○								○	○	○	○					○
	三田市	○	○		○		○					○		○	○		○			○
	猪名川町		○		○						○	○	○	○	○	○	○			○
	猪名川町		○		○						○	○	○	○	○	○	○			○
東播磨	明石市	○										○		○	○	○				○
	加古川市														○					○
	西脇市	○	○	○			○	○				○		○		○	○			○
	三木市	○	○		○		○					○	○	○			○			○
	高砂市	○	○									○		○	○	○				○
	小野市	○	○	○			○					○		○	○	○				○
	加西市	○	○									○	○	○	○	○	○			○
	加東市		○	○	○	○						○		○		○				○
	多可町	○	○	○	○	○		○				○		○	○	○	○			○
	稲美町	○	○		○		○			○		○		○	○	○	○			○
	播磨町	○	○	○	○	○						○	○	○		○			○	○
西播磨	姫路市	○	○		○				○			○		○						○
	相生市	○	○							○		○		○						○
	赤穂市	○	○									○		○	○	○	○			○
	宍粟市	○	○	○	○	○					○	○		○	○	○		○	○	○
	たつの市	○	○	○								○	○	○	○	○				○
	市川町	○	○					○				○			○	○			○	○
	福崎町	○	○	○	○	○						○			○	○		○		○
	神河町	○	○	○				○				○	○	○	○	○				○
	太子町															○			○	○
	上郡町	○	○	○								○		○		○				○
	佐用町	○	○		○			○				○		○		○			○	○
但馬	豊岡市	○	○	○	○	○		○		○		○		○	○	○	○		○	○
	養父市	○	○	○	○	○		○				○			○	○	○	○	○	○
	朝来市	○	○	○	○	○				○		○	○		○	○	○	○	○	○
	香美町	○	○		○	○		○			○	○			○	○			○	○
	新温泉町	○	○	○	○	○		○	○			○		○		○	○			○
丹波	丹波篠山市	○	○	○				○				○		○	○	○	○			○
	丹波市	○	○	○	○	○		○						○	○		○			○
淡路	洲本市	○	○		○							○		○	○	○	○	○		○
	南あわじ市	○	○	○								○	○	○	○				○	○
	淡路市	○		○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○		○	○
市部計(神戸市含まず)		23	23	16	13	8	7	5	2	3	2	27	7	23	23	15	13	5	6	27
町部計		10	11	6	8	5	1	6	1	1	2	11	3	8	7	12	4	1	6	12
全県計(神戸市含まず)		33	34	22	21	13	8	11	3	4	4	38	10	31	30	27	17	6	12	39
全県計(神戸市含む)		34	34	22	22	13	8	11	3	4	4	39	10	32	31	27	17	6	12	39

ブ ロ ッ ク	市 町 名	制度外の在宅福祉サービス				
		R4.4.1				
		移 送	実施形態	ファミ サポ	介護 ファミ サポ	その他
神戸	神戸市			○		若年性認知症交流会「おひさま」、若年性認知症デイサービスの介護者の集い(おひさまカフェ)
阪神	尼崎市			○		
	西宮市					
	芦屋市			○		
	伊丹市					
	宝塚市					生活援助等サービス(ホームヘルプサービス)
	川西市			○		
	三田市			○		養育支援訪問、こんにちは赤ちゃん、シニア・ユースひろば等
東播磨	猪名川町					
	明石市					福祉機器リサイクル
	加古川市	○	その他			
	西脇市					生活支援サポーター活動支援事業
	三木市	○	福祉有償運送	○	○	
	高砂市			○		生きがい対応型デイサービス事業
	小野市	○	福祉有償運送	○	○	訪問理美容サービス
	加西市	○	福祉有償運送			生活支援サポート事業として、家事支援の一部を担っている
	加東市	○	その他		○	
	多可町	○	市町村運営有償運送の受託			買い物ツアー、福祉車貸出
西播磨	稲美町	○	その他			重度心身障害者・児の日中一時支援
	播磨町	○	福祉有償運送			
	姫路市					買物支援サービス事業
	相生市	○	その他			
	赤穂市	○	その他			
	宍粟市					
	たつの市			○		暮らし支え合い事業、福祉車両貸出事業、訪問理容サービス事業、高齢者ふれあいのつどい事業
	市川町	○	福祉有償運送			
	福崎町					
	神河町	○	福祉有償運送			
但馬	太子町	○	その他	○		
	上郡町	○	福祉有償運送			布団クリーニングサービス、善意の日訪問、山上部落・買い物通院サービス
	佐用町	○	過疎地有償運送			福祉車両貸出事業
	豊岡市					
	養父市	○	福祉有償運送			
丹波	朝来市					
	香美町	○	福祉有償運送			元気デイサービス(緩和した基準によるサービス)
淡路	新温泉町					
	丹波篠山市	○	市町村運営有償運送の受託	○		
淡路	丹波市			○		
	洲本市	○	福祉有償運送			
	南あわじ市					
淡路	淡路市	○	福祉有償運送	○		
市部計(神戸市含まず)		11		11	3	
町部計		9		1	0	
全県計(神戸市含まず)		20		12	3	
全県計(神戸市含む)		20		13	3	

13. 広報活動の実施状況

14. 政策提言活動の実施状況

ブロック	市町名	社協機関誌							政策提言活動								
		R3年度実績							R3年度実績								
		誌名	配布先	発行回数 (回)	ボランティア情報誌	その他の情報紙	SNS	提言の仕組み	臨時実施	内容の検討方法			提言方法				
										外部委員	役員会	意見聴取	首長等協議	担当協議	書面提出	行議会発言	
神戸	神戸市	福祉の情報誌「さずな・KOBE」(市社協)	市民全般	1	○		○	○				○			○		
阪神	尼崎市	社協だより	全戸	1	○	○											
	西宮市	しあわせ	全戸	4	○	○			○		○				○		
	芦屋市	社協だより	全戸	4		○											
	伊丹市	市民活動情報誌「社協だより」	社協会員、住民、地域福祉活動者	3	○	○	○		○		○			○	○	○	
	宝塚市	社協たからづか	全戸	6	○	○	○	○		○				○		○	
	川西市	社協かわにし	全戸	3	○	○	○										
	三田市	さんだ社協だより	全戸	12	○	○	○		○				○	○		○	
	猪名川町	社協だより	全戸	4													
東播磨	明石市	あかしの社会福祉	住民代表・自治会回覧等	4	○		○										
	加古川市	社協だよりかこがわ	全戸	6	○	○	○										
	西脇市	社協だより	全戸	6	○												
	三木市	社協だより	全戸	6	○	○	○		○	○			○				
	高砂市	たかさご社協だより	全戸	12	○	○	○	○			○		○				
	小野市	おの社協広報紙ふれあい	全戸	5	○	○											
	加西市	あったかハート	全戸	6	○		○		○		○		○	○	○		
	加東市	社協だより	全戸	6		○											
	多可町	社協だより多可	全戸	12	○	○	○										
	稲美町	社協だより	全戸	12			○										
西播磨	播磨町	社協だより ゆう&あい	全戸	12	○				○		○			○	○		
	姫路市	ひめじの社協	全戸	6		○	○										
	相生市	社協だより「あいおいの福祉」	全戸	6			○										
	赤穂市	あこう社協だより	全戸	12			○										
	宍粟市	こんにちは！社協です！！	全戸	12	○	○		○			○		○	○	○		
	たつの市	ぬくもり	全戸	6		○											
	市川町	福祉いちかわ	全戸	6													
	福崎町	福崎町社会福祉協議会だより「さるびあ」	全戸	6						○			○			○	
	神河町	社協かみかわ	全戸	6													
	太子町	たいし社協だより	全戸	6	○		○										
	上郡町	上郡町社協広報「てとてとて」	全戸	6	○		○		○		○		○	○			
	佐用町	社協だより「かがやき」	全戸	12													
但馬	豊岡市	NIKO	全戸	12													
	養父市	養父市社協だより「かけはし」	全戸	12		○	○		○							○	
	朝来市	社協だよりあさご	全戸	6		○	○										
	香美町	香美町社協だより	全戸	12	○	○	○	○					○		○		
	新温泉町	新温泉町社協だより ほっこりにっこり	全戸	6													
丹波	丹波篠山市	社協だよりささやま	全戸	6		○	○	○			○				○		
	丹波市	ふくしほっと通信	全戸	6	○	○	○										
淡路	洲本市	社協の輪	全戸	12			○										
	南あわじ市	広報「わかば」	全戸	4	○	○	○		○				○	○	○		
	淡路市	地域支えあいセンター発行 すまいる	全戸(5地域×毎月)	60			○	○									
市部計(神戸市含まず)					16	21	19	4	7	2	6	1	6	6	5	4	
町部計					5	2	5	1	3	0	2	1	2	2	2	1	
全県計(神戸市含まず)					21	23	24	5	10	2	8	2	8	8	7	5	
全県計(神戸市含む)					22	23	25	6	10	2	8	3	8	8	8	5	

15. 災害対策

ブロック	市町名	災害対策								
		R4.4.1								
		社協の平時の取り組み								
		災害時 対応マニ アル	行政等との 災害VC 設置協定	事業 継続 計画 (法人全体)	災害ボラン ティア養成・ 訓練	行政の防 災訓練の 参加	住民等との連 携による防災 マップ作成	地域防 災計画 作成への 参画	個別避 難計画 作成への 参画	その他
神戸	神戸市	○	○							職員向け災害支援研修 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練
阪神	尼崎市	○	○	○	○					
	西宮市	○	○		○				○	
	芦屋市	○	○			○	○			地域の防災訓練への参加
	伊丹市	○			○			○		
	宝塚市	○	○		○	○	○	○	○	
	川西市	○			○	○				
	三田市	○	○							
	猪名川町	○	○		○					
東播磨	明石市	○			○	○				
	加古川市		○		○	○	○		○	
	西脇市	○	○		○					
	三木市	○	○		○	○	○		○	
	高砂市	○	○	○	○	○				
	小野市	○								
	加西市	○	○	○	○				○	
	加東市		○	○	○					
	多可町	○				○	○		○	
	稲美町	○				○				
播磨町	○	○								
西播磨	姫路市	○	○		○	○				社協内での災害ボランティアセンター立上げに向けた初動訓練
	相生市	○	○					○	○	
	赤穂市	○	○		○	○			○	
	宍粟市	○	○	○						
	たつの市	○			○					
	市川町	○							○	
	福崎町	○							○	
	神河町	○	○				○			
	太子町	○	○		○	○				
	上郡町	○	○		○	○				
	佐用町	○	○							
	但馬	豊岡市	○	○		○		○		
養父市		○	○							
朝来市		○								
香美町		○	○		○	○			○	
新温泉町		○	○			○	○			
丹波	丹波篠山市	○	○	○	○	○	○		○	
	丹波市	○	○	○						
淡路	洲本市	○		○		○			○	
	南あわじ市	○	○			○	○		○	
	淡路市	○				○	○			
市部計(神戸市含まず)		26	20	8	17	13	8	3	10	
町部計		12	8	0	4	6	3	0	4	
全県計(神戸市含まず)		38	28	8	21	19	11	3	14	
全県計(神戸市含む)		39	29	8	21	19	11	3	14	

16. 組織基盤強化に向けた取組状況

ブ ロ ッ ク	市 町 名	理事会・評議員会・監事監査						組織基盤強化計画		
		R4.4.1			R3年度実績			R4.4.1		
		評議員数	理事数	監事	評議員 会 回 数	理 事 会 回 数	監 事 監 査 回 数	策 定 有	名 称	策 定 中・ 策 定 予 定
		(〇人以上〇人以内)	(〇人以上〇人以内)	(人以内)	(回)	(回)	(回)			
神戸	神戸市	43 ～ 49	17 ～ 20	3	2	4	2	○	地域福祉推進計画2025	
阪神	尼崎市	20 ～ 41	6 ～ 19	3	2	5	1	○	中期経営計画、収支改善計画	
	西宮市	20 ～ 28	9 ～ 12	3	5	6	2			
	芦屋市	16 ～ 24	10 ～ 14	2	3	8	2	○	第8次地域福祉推進計画	
	伊丹市	25 ～ 30	13 ～ 15	2	4	9	1	○	第7次地域福祉推進計画(発展計画)	
	宝塚市	32 ～ 35	13 ～ 15	2	4	7	2	○	第7次地域福祉推進計画	
	川西市	30 ～ 40	15 ～ 20	2	3	8	1	○	中期経営計画	策定予定
	三田市	30 ～ 40	10 ～ 15	2	4	10	2	○	財政計画	
	猪名川町	14 ～ 17	7 ～ 9	2	3	6	1			
東播磨	明石市	18 ～ 21	10 ～ 13	3	4	5	1			策定中
	加古川市	30	14	2	4	7	1			策定予定
	西脇市	35	16	2	3	5	1	○	第3次西脇市地域福祉推進計画	
	三木市	15 ～ 27	6 ～ 14	2	5	7	1	○	第2次 社会福祉協議会 基盤強化計画	
	高砂市	31 ～ 35	15	2	2	7	2	○	第7次高砂市社会福祉協議会発展・強化計画	策定予定
	小野市	30 ～ 35	12 ～ 15	3	2	4	1	○	第8期地域福祉推進計画	
	加西市	25 ～ 30	10 ～ 15	2	3	4	2			
	加東市	25 ～ 30	10 ～ 15	2	4	4	2			
	多可町	22	14	2	3	4	1	○	第4次地域福祉推進計画	
	稲美町	20 ～ 25	8 ～ 10	2	2	4	2			
西播磨	播磨町	13 ～ 20	6 ～ 12	2	3	11	1			
	姫路市	33	14	2	3	7	1	○	中期経営計画	
	相生市	18 ～ 23	10 ～ 13	2	3	4	2	○	第4次地域福祉推進計画	
	赤穂市	26 ～ 30	12 ～ 15	2	3	4	1			
	宍粟市	21 ～ 25	15	2	3	9	2			
	たつの市	38	15	2	3	8	2			
	市川町	23 ～ 28	8 ～ 12	2	2	3	1			
	福崎町	22	13	2	3	5	1	○	第4次福崎町地域福祉推進計画	
	神河町	20 ～ 25	8 ～ 10	2	5	3	2			
	太子町	19 ～ 25	9 ～ 13	2	5	8	1			策定予定
但馬	上郡町	17 ～ 21	14 ～ 16	2	2	4	1			
	佐用町	20 ～ 25	10 ～ 14	2	3	5	1			策定予定
	豊岡市	15 ～ 20	10 ～ 13	2	3	9	2	○	豊岡市社会福祉協議会基盤強化計画	
	養父市	15 ～ 20	9 ～ 11	2	2	7	3	○	強化計画[組織経営基盤計画]2019年度～2023年度	策定予定
	朝来市	16 ～ 20	10 ～ 15	2	3	8	1	○	第3次朝来市社会福祉協議会発展計画	
	香美町	20 ～ 22	10 ～ 13	2	3	9	3	○	第4次地域福祉推進計画	
丹波	新温泉町	13 ～ 17	7 ～ 9	2	2	12	2			
	丹波篠山市	24 ～ 39	12 ～ 15	3	4	6	2	○	第4次地域福祉推進計画	
	丹波市	20 ～ 25	10 ～ 12	3	2	4	2	○	地域福祉ビジョン	
淡路	洲本市	16 ～ 25	10 ～ 15	2	2	4	1			策定予定
	南あわじ市	20 ～ 30	10 ～ 15	3	3	5	2			
	淡路市	30 ～ 35	12 ～ 15	2	2	9	1			
市部計(神戸市含まず)								17		
町部計								3		
全県計(神戸市含まず)								20		
全県計(神戸市含む)								21		

市町名	雇用形態別				職種別														うち、行政からの出向職員	行政等への出向職員
	正規職員	非正規職員（常勤）	非正規職員（非常勤）	職員数合計	一般事業職員				経営事業職員											
					事務局長・法人運営部門	地域福祉推進部門	市民活動センター・ボランティア・利用支援部門	福祉サービス利用支援部門	介護保険サービス担当				障害福祉サービス担当	その他在宅サービス事業	会館運営事業担当	その他				
									内訳											
										居宅介護支援事業	訪問介護事業	通所介護事業	その他							
神戸市	334	217	121	672	21	31	16	138	72	31	0	31	10	91	162	4	137	26	3	
尼崎市	108	47	116	271	10	58	3	26	143	34	104	0	5	1	30	0	0	3	2	
西宮市	94	217	44	355	9	21	2	37	0	0	0	0	0	77	192	15	2	8	0	
芦屋市	37	30	83	150	10	5	1	31	90	8	49	18	15	4	5	4	0	2	0	
伊丹市	46	34	48	128	5	13	4	37	0	0	0	0	0	50	2	14	3	2	3	
宝塚市	88	105	157	350	15	10	3	44	187	29	69	80	9	60	27	2	2	0	0	
川西市	75	64	56	195	10	6	2	23	34	0	34	0	0	92	27	0	1	1	0	
三田市	39	49	68	156	10	7	2	35	72	4	39	13	16	14	0	5	11	0	0	
猪名川町	18	20	53	91	4	3	2	13	40	0	8	32	0	21	2	3	3	0	0	
明石市	97	63	34	194	12	6	2	143	7	7	0	0	0	0	21	3	9	0	0	
加古川市	30	15	13	58	12	7	6	28	0	0	0	0	0	5	0	0	0	2	0	
西脇市	22	8	45	75	7	3	1	13	51	4	24	0	23	0	0	0	0	0	0	
三木市	79	80	83	242	10	5	5	16	179	21	28	116	14	27	0	0	0	1	4	
高砂市	18	46	64	128	7	5	3	42	41	7	34	0	0	11	14	0	5	0	0	
小野市	16	13	15	44	3	5	3	13	20	6	8	0	6	0	0	0	0	1	0	
加西市	18	32	33	83	5	6	2	19	21	4	17	0	0	30	0	0	0	0	0	
加東市	19	17	51	87	8	7	1	12	31	0	0	31	0	10	0	18	0	1	0	
多可町	27	4	43	74	7	6	1	4	54	5	14	22	13	1	1	0	0	0	0	
稲美町	8	15	45	68	3	3	3	5	50	4	7	8	31	4	0	0	0	0	0	
播磨町	21	13	28	62	3	3	1	8	35	4	11	20	0	12	0	0	0	0	0	
姫路市	153	34	291	478	10	24	0	57	387	37	300	36	14	0	0	0	0	0	0	
相生市	10	3	31	44	3	2	1	2	26	4	13	0	9	0	3	5	2	0	0	
赤穂市	15	4	60	79	3	4	2	10	44	4	38	0	2	10	0	1	5	0	0	
宍粟市	28	23	31	82	7	8	1	10	52	11	19	14	8	2	0	0	2	0	0	
たつの市	12	24	54	90	5	8	1	5	32	2	30	0	0	20	0	19	0	0	0	
市川町	11	1	14	26	4	0	1	0	18	1	16	0	1	1	2	0	0	0	0	
福崎町	23	0	68	91	1	3	1	4	72	5	22	44	1	1	8	1	0	2	2	
神河町	15	5	12	32	2	2	1	1	20	4	10	0	6	6	0	0	0	0	0	
太子町	7	1	5	13	3	1	2	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
上郡町	8	0	16	24	2	0	1	1	18	2	16	0	0	0	2	0	0	0	0	
佐用町	29	30	53	112	4	8	1	0	61	6	11	40	4	3	35	0	0	7	0	
豊岡市	95	57	151	303	16	18	1	48	213	19	74	95	25	0	7	0	0	0	0	
養父市	31	21	86	138	8	28	1	14	84	8	35	38	3	3	0	0	0	0	0	
朝来市	24	32	68	124	5	9	1	8	68	8	14	46	0	33	0	0	0	0	0	
香美町	25	49	59	133	8	8	2	7	87	8	31	36	12	0	19	1	1	0	0	
新温泉町	20	11	21	52	5	3	1	5	37	5	7	19	6	0	1	0	0	0	0	
丹波篠山市	36	13	39	88	12	6	1	30	19	4	14	0	1	12	8	0	0	0	0	
丹波市	65	19	86	170	14	13	1	9	130	17	69	25	19	0	0	1	2	0	0	
洲本市	15	15	57	87	4	2	1	4	41	3	10	28	0	1	29	5	0	0	0	
南あわじ市	29	7	36	72	4	6	2	9	26	4	22	0	0	25	0	0	0	0	1	
淡路市	21	49	33	103	5	10	1	6	26	9	0	13	4	53	1	1	0	0	0	
合計	1,866	1,487	2,471	5,824	296	373	87	921	2,588	329	1,197	805	257	680	580	120	179	65	15	
合計（神戸市除く）	1,532	1,270	2,350	5,152	275	342	71	783	2,516	298	1,197	774	247	589	418	116	42	39	12	

※正規職員とはフルタイムで働いていて雇用期限のない職員、非正規常勤とは正規職員以外でフルタイムで働き、かつ労働時間が正規職員の3/4以上の職員、非正規非常勤とは非正規常勤の条件を満たさないパートや臨時職員を指す

※定年退職後の再雇用で、次に設定されている定年まで勤務できる（1年単位の更新ではない）場合は、正規職員とみなす

※兼務者の場合は、業務の按分や主な役割等を勘案して、いずれか1つの欄を選んでいる

※職員数合計には行政に出向している職員はカウントしていない

令和3年度 市町社協の経常増減差額率・純資産比率・流動比率

市町名	A.経常増減差額 (円)	B.サービス活動収 益 (円)	経常増減 差額率 A/B	C.純資産 (円)	D.総資産 (円)	純資産 比率 C/D	E.流動資産 (円)	F.流動負債 (円)	流動 比率 E/F
尼崎市	△ 57,372,197	1,000,856,932	-5.7%	656,469,224	1,163,555,013	56.4%	176,801,984	115,636,258	152.9%
西宮市	12,513,286	2,240,183,005	0.6%	838,042,501	1,883,625,125	44.5%	640,659,436	420,269,658	152.4%
芦屋市	△ 673,856	569,100,219	-0.1%	497,611,161	729,151,462	68.2%	212,288,946	69,009,641	307.6%
伊丹市	358,106	560,423,491	0.1%	121,914,840	313,805,467	38.9%	114,016,435	69,040,032	165.1%
宝塚市	△ 20,001,852	1,408,749,537	-1.4%	787,261,311	1,278,302,060	61.6%	359,489,650	122,486,334	293.5%
川西市	28,953,401	1,007,991,472	2.9%	244,987,151	485,857,823	50.4%	292,005,304	162,756,163	179.4%
三田市	△ 7,059,017	673,033,005	-1.0%	661,588,709	941,670,768	70.3%	420,029,532	103,775,254	404.7%
猪名川町	△ 4,294,494	413,936,468	-1.0%	160,339,063	337,388,951	47.5%	152,806,296	26,440,340	577.9%
明石市	△ 269,535	1,028,304,046	0.0%	417,830,967	654,968,059	63.8%	244,933,450	117,254,385	208.9%
加古川市	△ 9,397,291	338,759,560	-2.8%	446,277,657	589,120,029	75.8%	111,143,842	43,131,732	257.7%
西脇市	△ 1,453,268	284,429,394	-0.5%	227,191,792	368,293,218	61.7%	91,474,229	29,685,780	308.1%
三木市	51,701,609	1,227,654,450	4.2%	829,409,853	976,351,822	84.9%	642,056,163	125,650,659	511.0%
高砂市	△ 37,302,385	413,837,799	-9.0%	310,138,268	512,799,442	60.5%	115,174,725	36,204,580	318.1%
小野市	605,508	200,328,069	0.3%	180,459,160	257,932,909	70.0%	72,436,823	15,528,598	466.5%
加西市	16,763,551	389,959,548	4.3%	251,523,572	442,261,693	56.9%	166,562,918	64,843,381	256.9%
加東市	△ 17,437,634	291,788,049	-6.0%	370,455,504	478,485,995	77.4%	63,546,629	21,615,875	294.0%
多可町	8,878,486	305,613,764	2.9%	371,373,999	511,451,547	72.6%	185,168,664	56,542,978	327.5%
稲美町	△ 4,717,091	227,354,494	-2.1%	350,553,441	405,696,166	86.4%	121,769,610	22,883,435	532.1%
播磨町	△ 16,322,933	261,219,083	-6.2%	427,554,336	585,278,621	73.1%	113,674,412	48,928,855	232.3%
姫路市	△ 23,004,710	1,636,597,676	-1.4%	2,018,039,256	2,457,505,629	82.1%	1,006,925,970	191,095,349	526.9%
相生市	△ 8,764,497	145,133,915	-6.0%	294,356,656	362,213,317	81.3%	140,362,987	22,688,520	618.7%
赤穂市	△ 17,222,179	205,044,896	-8.4%	506,866,656	576,362,175	87.9%	93,439,799	17,873,709	522.8%
宍粟市	△ 26,868,902	318,817,322	-8.4%	866,430,995	1,041,110,825	83.2%	192,056,568	39,821,746	482.3%
たつの市	△ 25,724,697	317,861,475	-8.1%	837,671,877	1,162,873,856	72.0%	384,869,045	185,162,343	207.9%
市川町	△ 69,235	93,152,515	-0.1%	155,616,620	250,338,913	62.2%	109,579,881	6,614,485	1656.7%
福崎町	△ 29,846,424	236,964,849	-12.6%	287,388,931	429,392,197	66.9%	87,932,003	20,879,660	421.1%
神河町	869,249	150,183,004	0.6%	292,075,280	407,549,423	71.7%	84,043,435	5,554,941	1512.9%
太子町	△ 4,352,338	84,748,185	-5.1%	77,811,622	151,755,833	51.3%	94,327,393	5,048,511	1868.4%
上郡町	1,901,969	82,107,130	2.3%	103,893,432	147,313,113	70.5%	67,181,813	6,501,987	1033.3%
佐用町	△ 23,359,322	447,215,063	-5.2%	329,423,602	563,780,687	58.4%	143,661,929	79,876,331	179.9%
豊岡市	△ 30,877,289	1,269,325,497	-2.4%	1,775,204,645	2,737,596,111	64.8%	569,717,655	331,303,311	172.0%
養父市	△ 23,878,772	393,146,114	-6.1%	255,404,827	474,816,115	53.8%	86,065,225	34,881,811	246.7%
朝来市	△ 4,851,907	524,934,653	-0.9%	614,219,680	785,179,026	78.2%	226,247,287	41,961,153	539.2%
香美町	△ 13,429,968	454,380,636	-3.0%	180,635,927	424,481,338	42.6%	121,987,947	25,653,367	475.5%
新温泉町	17,872,646	203,436,684	8.8%	205,150,848	329,339,461	62.3%	138,768,287	14,088,923	984.9%
丹波篠山市	△ 8,286,123	304,021,556	-2.7%	290,765,326	440,926,514	65.9%	68,554,213	52,525,045	130.5%
丹波市	△ 3,260,905	701,337,535	-0.5%	848,870,835	1,168,575,242	72.6%	353,712,375	108,941,987	324.7%
洲本市	△ 22,782,106	246,440,707	-9.2%	75,026,823	250,790,954	29.9%	116,925,470	53,187,371	219.8%
南あわじ市	△ 5,259,966	220,392,392	-2.4%	210,054,030	255,539,190	82.2%	89,866,746	9,531,740	942.8%
淡路市	11,753,346	518,103,796	2.3%	323,004,111	516,105,684	62.6%	163,993,889	49,525,913	331.1%
県平均	△ 7,399,243	534,921,700	-1.38%	467,472,362	696,238,544	67.1%	215,906,474	74,360,054	290.4%

※参考

【経常増減差額率】(収益性): サービス活動収益に対する経常増減差額の割合。マイナスとなる場合、主とする事業によって赤字が発生している。継続する場合、将来的な財務状況の悪化につながる可能性がある。 サービス活動収益に対する経常増減差額の割合。マイナスの場合、純資産が減少している状況。

【純資産比率】(長期持続性): 総資産に占める純資産の割合。値が高いほど負債の支払い負担が小さく、長期持続性が高いことを意味する。公的補助のある社会福祉法人は通常70%を超えることが多い。 総資産に対する純資産の割合。法人の経営安定性。一般的に社会福祉法人の場合70%以上。

【流動比率】(短期安定性): 流動負債に対する流動資産の割合。運転資金の余裕度を示す。100%を下回る場合、短期支払義務に対する支払能力が不足している。一般的に120%以上あれば安全とされている。

市町名	制度福祉 サービスの 収益	介護保険 サービス 事業 (①のうち)	障害福祉 サービス 事業 (①のうち)	制度福祉 サービス 以外の 収益	市町補助金 (④のうち)	市町受託金 (④のうち)	サービス活動 増減の部 収益合計	収益全体に対する割合	
								制度福祉 サービス	制度福祉 サービス 以外
	①	②	③	④			⑤	①/⑤	④/⑤
尼崎市	247,895,476	223,091,047	24,804,429	752,961,456	274,117,569	374,123,151	1,000,856,932	24.8%	75.2%
西宮市	414,761,033	-	414,761,033	1,825,421,972	247,137,354	1,421,504,165	2,240,183,005	18.5%	81.5%
芦屋市	384,173,175	309,790,475	74,382,700	184,927,044	85,462,000	77,081,511	569,100,219	67.5%	32.5%
伊丹市	169,691,625	-	169,691,625	390,731,866	84,126,901	268,424,077	560,423,491	30.3%	69.7%
宝塚市	767,402,007	705,632,783	61,769,224	641,347,530	135,550,214	447,860,580	1,408,749,537	54.5%	45.5%
川西市	620,026,469	84,497,258	535,529,211	387,965,003	99,293,588	149,116,309	1,007,991,472	61.5%	38.5%
三田市	475,550,712	354,869,369	120,681,343	197,482,293	43,564,301	104,445,978	673,033,005	70.7%	29.3%
猪名川町	239,119,263	129,435,132	109,684,131	174,817,205	39,886,196	115,649,323	413,936,468	57.8%	42.2%
明石市	652,663,027	627,690,468	24,972,559	375,641,019	107,087,567	218,454,428	1,028,304,046	63.5%	36.5%
加古川市	16,616,953	-	16,616,953	322,142,607	95,259,000	142,258,000	338,759,560	4.9%	95.1%
西脇市	201,479,378	191,212,068	10,267,310	82,950,016	40,487,800	16,712,961	284,429,394	70.8%	29.2%
三木市	1,092,711,428	907,612,261	185,099,167	134,943,022	46,502,063	69,400,295	1,227,654,450	89.0%	11.0%
高砂市	259,833,233	231,617,824	28,215,409	154,004,566	65,171,702	54,511,064	413,837,799	62.8%	37.2%
小野市	127,856,820	119,426,455	8,430,365	72,471,249	32,993,000	9,793,316	200,328,069	63.8%	36.2%
加西市	293,777,060	150,036,301	143,740,759	96,182,488	40,411,800	19,270,665	389,959,548	75.3%	24.7%
加東市	129,276,477	105,526,681	23,749,796	162,511,572	46,660,000	63,390,300	291,788,049	44.3%	55.7%
多可町	200,396,018	189,925,838	10,470,180	105,217,746	56,136,000	23,145,346	305,613,764	65.6%	34.4%
稲美町	155,532,952	138,938,498	16,594,454	71,821,542	35,347,030	21,979,936	227,354,494	68.4%	31.6%
播磨町	203,191,136	140,262,993	62,928,143	58,027,947	15,497,301	22,359,430	261,219,083	77.8%	22.2%
姫路市	1,291,527,126	1,158,672,533	132,854,593	345,070,550	63,648,395	126,209,313	1,636,597,676	78.9%	21.1%
相生市	101,545,678	94,723,587	6,822,091	43,588,237	18,981,340	8,809,045	145,133,915	70.0%	30.0%
赤穂市	123,041,741	76,813,951	46,227,790	82,003,155	21,335,630	28,902,866	205,044,896	60.0%	40.0%
宍粟市	196,346,749	175,173,187	21,173,562	122,470,573	67,330,152	12,933,385	318,817,322	61.6%	38.4%
たつの市	77,892,945	27,728,858	50,164,087	239,968,530	40,580,000	108,555,386	317,861,475	24.5%	75.5%
市川町	49,862,955	42,806,105	7,056,850	43,289,560	22,772,140	9,723,215	93,152,515	53.5%	46.5%
福崎町	180,723,186	167,619,373	13,103,813	56,241,663	24,310,367	3,421,036	236,964,849	76.3%	23.7%
神河町	94,631,402	61,713,436	32,917,966	55,551,602	30,625,805	9,668,000	150,183,004	63.0%	37.0%
太子町	-	-	-	84,748,185	20,528,078	44,701,554	84,748,185	-	100.0%
上郡町	42,451,364	37,537,655	4,913,709	39,655,766	21,403,281	1,032,890	82,107,130	51.7%	48.3%
佐用町	214,260,143	197,116,963	17,143,180	232,954,920	72,788,766	25,748,643	447,215,063	47.9%	52.1%
豊岡市	1,010,568,964	939,452,230	71,116,734	258,756,533	77,260,000	92,155,816	1,269,325,497	79.6%	20.4%
養父市	271,100,151	253,550,563	17,549,588	122,045,963	26,479,400	50,615,897	393,146,114	69.0%	31.0%
朝来市	430,660,553	307,398,430	123,262,123	94,274,100	31,795,000	26,987,200	524,934,653	82.0%	18.0%
香美町	287,891,999	274,201,769	13,690,230	166,488,637	46,952,000	74,236,090	454,380,636	63.4%	36.6%
新温泉町	147,142,473	144,608,155	2,534,318	56,294,211	17,448,000	18,728,034	203,436,684	72.3%	27.7%
丹波篠山市	167,298,751	137,135,845	30,162,906	136,722,805	66,348,168	40,157,399	304,021,556	55.0%	45.0%
丹波市	466,232,737	417,862,128	48,370,609	235,104,798	115,687,000	64,904,673	701,337,535	66.5%	33.5%
洲本市	124,643,228	111,347,568	13,295,660	121,797,479	23,600,000	28,122,783	246,440,707	50.6%	49.4%
南あわじ市	156,798,849	50,064,161	106,734,688	63,593,543	23,896,000	16,207,547	220,392,392	71.1%	28.9%
淡路市	366,247,764	156,997,392	209,250,372	151,856,032	47,500,000	72,890,782	518,103,796	70.7%	29.3%
県平均	319,303,153	262,280,259	77,198,299	223,601,124	61,799,023	112,104,810	542,904,277	58.8%	41.2%

※制度福祉サービスの平均は、未実施(「-」)の社協を除く。

※「制度福祉サービス」:介護保険・障害福祉サービス事業

※「制度福祉サービス以外」:法人運営、地域福祉、相談支援・権利擁護に関する事業

※本調査では、地域包括支援センターの予防給付や障害者の相談支援事業の給付費を伴う会計区分は「制度福祉サービス」とし、それらを伴わない(収益が行政からの受託費のみ)会計区分は「制度福祉サービス以外」とする。

令和3年度 事業活動計算書 サービス活動増減差額一覧

区分	市町名	制度福祉サービス 増減差額			制度福祉サービス 以外の 増減差額	増減差額 合計
			介護保険 サービス事業	障害福祉サービス 事業		
いずれの部門も黒字の社協(1)	加西市	12,349,464	9,957,267	2,392,197	4,143,408	16,492,872
介護サービス等の収益で地域福祉 活動等の経費を賄っている社協 (7)	西宮市	25,847,108	-	25,847,108	△ 18,028,971	7,818,137
	三木市	65,031,792	60,361,934	4,669,858	△ 13,585,581	51,446,211
	小野市	51,955,872	47,847,945	4,107,927	△ 51,519,351	436,521
	淡路市	43,944,437	27,282,652	16,661,785	△ 33,149,306	10,795,131
	多可町	10,036,971	8,333,087	1,703,884	△ 1,874,949	8,162,022
	上郡町	3,583,171	△ 1,330,538	4,913,709	△ 1,816,553	1,766,618
	新温泉町	18,804,100	18,804,100	0	△ 1,195,915	17,608,185
介護サービス等の収益でも地域福祉 活動等の経費を賄えていない社 協 (13)	姫路市	90,810,871	79,351,492	11,459,379	△ 114,360,156	△ 23,549,285
	伊丹市	4,642,031	-	4,642,031	△ 4,851,551	△ 209,520
	相生市	6,043,223	2,801,339	3,241,884	△ 16,379,481	△ 10,336,258
	豊岡市	89,540,892	52,544,005	36,996,887	△ 122,610,549	△ 33,069,657
	赤穂市	7,039,530	△ 2,292,329	9,331,859	△ 24,622,770	△ 17,583,240
	宝塚市	18,125,625	△ 5,976,873	24,102,498	△ 39,393,454	△ 21,267,829
	三田市	13,659,267	3,890,128	9,769,139	△ 25,783,966	△ 12,124,699
	丹波市	45,469,953	△ 2,900,656	48,370,609	△ 49,950,424	△ 4,480,471
	南あわじ市	5,719,871	1,632,735	4,087,136	△ 10,991,898	△ 5,272,027
	朝来市	35,324,219	37,975,580	△ 2,651,361	△ 42,746,979	△ 7,422,760
	市川町	3,407,802	3,753,283	△ 345,481	△ 3,553,703	△ 145,901
	神河町	3,663,453	△ 760,713	4,424,166	△ 3,836,027	△ 311,462
	香美町	8,351,678	△ 5,338,552	13,690,230	△ 23,027,306	△ 14,675,628
サービス事業が赤字の社協(2)	西脇市	△ 3,628,449	△ 3,883,661	255,212	2,018,154	△ 1,610,295
	川西市	△ 9,054,051	△ 5,316,912	△ 3,737,139	36,408,436	27,354,385
いずれの部門も赤字の社協 (17)	尼崎市	△ 7,746,790	△ 32,551,219	24,804,429	△ 33,003,407	△ 40,750,197
	明石市	△ 887,231	△ 3,916,310	3,029,079	△ 10,406	△ 897,637
	洲本市	△ 10,436,187	△ 15,739,197	5,303,010	△ 12,860,535	△ 23,296,722
	芦屋市	△ 2,782,297	△ 9,326,131	6,543,834	△ 837,638	△ 3,619,935
	加古川市	△ 5,671,552	-	△ 5,671,552	△ 8,246,567	△ 13,918,119
	高砂市	△ 20,657,127	△ 15,416,055	△ 5,241,072	△ 17,131,104	△ 37,788,231
	丹波篠山市	△ 4,690,176	△ 110,453	△ 4,579,723	△ 5,048,779	△ 9,738,955
	養父市	△ 5,568,319	△ 8,868,980	3,300,661	△ 18,296,492	△ 23,864,811
	宍粟市	△ 14,379,955	△ 17,460,569	3,080,614	△ 13,782,844	△ 28,162,799
	加東市	△ 11,042,303	△ 11,546,389	504,086	△ 17,763,008	△ 28,805,311
	たつの市	△ 8,724,000	△ 2,263,574	△ 6,460,426	△ 17,375,636	△ 26,099,636
	猪名川町	△ 1,195,050	△ 4,166,468	2,971,418	△ 4,176,392	△ 5,371,442
	稲美町	△ 398,694	△ 10,598,543	10,199,849	△ 4,329,998	△ 4,728,692
	播磨町	△ 9,894,944	△ 14,611,550	4,716,606	△ 5,925,296	△ 15,820,240
	福崎町	△ 24,785,478	△ 24,035,970	△ 749,508	△ 5,278,935	△ 30,064,413
	太子町	-	-	-	△ 4,403,154	△ 4,403,154
	佐用町	△ 4,932,799	△ 22,075,979	17,143,180	△ 20,272,056	△ 25,204,855
県平均		10,689,126	3,723,554	7,252,000	△ 18,736,278	△ 8,047,152

※制度福祉サービスの平均は、未実施(「-」)の社協を除く。

※「制度福祉サービス」:介護保険・障害福祉サービス事業

※「制度福祉サービス以外」:法人運営、地域福祉、相談支援・権利擁護に関する事業

※本調査では、地域包括支援センターの予防給付や障害者の相談支援事業の給付費を伴う会計区分は「制度福祉サービス」とし、それらを伴わない

(収益が行政からの受託費のみ)会計区分は「制度福祉サービス以外」とする。

令和4年度実施要領・調査票

令和4年度「ひょうごの地域福祉の現況」調査 実施要領

1. 調査目的

- 県内の地域福祉に関する指標や市町社協活動の現状と傾向を経年で把握するとともに、市町社協との共有を通じて、「地域共生社会の実現に向けた社協活動指針」（平成30年度）に掲げた社協活動のさらなる推進を図ることを目的として実施する。
- 併せて、社協の財政状況や職員体制を把握し、社協経営の自律的な経営改善の基礎的なデータとするとともに、行政から市町社協への財政支援の強化に向けた政策提言の根拠として活用を図る。

2. 実施主体 兵庫県社会福祉協議会

3. 調査対象 県内市町社会福祉協議会

4. 調査項目 ※調査項目の詳細は別表参照

(1) 社協の活動・事業に関する事項

- ① 地域福祉に関する計画の策定
- ② 小地域福祉活動の推進
- ③ ボランティア・市民活動の推進
- ④ 包括的な支援体制の構築
- ⑤ 相談活動・権利擁護活動の推進
- ⑥ 生活困窮者支援活動の推進
- ⑦ 在宅福祉サービス
- ⑧ 当事者組織化支援活動の推進
- ⑨ 福祉学習の推進
- ⑩ ネットワーク化活動の推進
- ⑪ 災害対策
- ⑫ 広報活動の推進
- ⑬ 政策提言活動の推進

(2) 社協の組織基盤・財務状況に関する事項

- ① 組織基盤状況
- ② 財務状況

5. 調査票の種類

調査票① 令和4年度「ひょうごの地域福祉の現況」調査票

調査票② 令和3年度事業活動計算書 収益・費用内訳表（サービス活動増減の部のみ）

※①・②とも Excel 様式

6. 回答方法・期限

各市町社協にメールで配布の各調査票に必要事項を入力の上、所定のアドレスへメールにて提出する。なお、「財務状況」（上記4－（2）②）の回答は調査票②に記入する。

(1) 提出先

地域福祉部【メールアドレス】chiiki@hyogo-wel.or.jp

(2) 提出期限

令和4年7月29日（金）

7. 調査結果の取り扱い

調査結果は、9月以降の本会主催会議にて共有する。また、分析を加え、製本の上、市町社協への提供及び県社協ホームページでの公表を行う。

※「⑪災害対策」に関する項目の分析については、「令和4年度災害救援マニュアル策定・改訂状況等の調査」（ひょうごボランティアプラザ実施）の結果も活用する。

令和4年度「ひょうごの地域福祉の現況」調査票

【調査票①】

<回答方法について>

○回答内容は、原則、令和4年4月1日現在、または令和3年度の年間実績でお答えください。

○下記の黄色のセルに、貴社協の市町名を入力いただくと、前回調査(R3)の回答が自動的に赤色・オレンジ色のセルに表示されます。

○各項目の赤色・オレンジ色のセルをご確認の上、修正が必要なければそのまま、修正が必要な場合は各セルに上書きして修正してください。

※赤色のセルは○を、オレンジ色のセルは記述式(名称・数字等)でご回答ください。

○今年度から新規に設置した項目及び修正した項目(水色)は空欄となっておりますので、新たに入力願います。

○緑色の項目は選択式となっているため、該当の項目を選択してください。

※本資料はモノクロ印刷となっていますが、データ上はカラーとなっています。

社協名	社会福祉協議会
担当者名	

提出期限：令和4年7月29日(金)

I. 地域福祉に関する計画の策定

1. 社協の地域福祉推進計画の策定状況(令和4年4月1日時点)

(1) 策定済みの計画

①進行中の計画がある	#N/A
②計画期間が終了した計画がある	#N/A
③策定済みの計画はない	#N/A

①の場合 →	・第○次計画 →	第	#N/A	次計画		
	・計画期間 →	西暦	#N/A	年度 ~	#N/A	年度
	・策定委員会 →	有	#N/A	無	#N/A	
	・作業部会 →	有	#N/A	無	#N/A	
	・住民、当事者の参画の工夫 →	・住民・当事者へのアンケートの実施による意見集約			#N/A	
		・策定委員の一般公募の実施			#N/A	
		・住民座談会、ワークショップでの意見集約			#N/A	
		・地縁組織や当事者団体等へのヒアリングの実施			#N/A	
		・パブリックコメントの実施			#N/A	
		・その他			#N/A	

(2) 新たな計画の策定

①現在策定中	#N/A
②今後策定の予定	#N/A
③策定の予定はない	#N/A

①の場合 →	西暦	#N/A	年	#N/A	月に策定予定
②の場合 →	西暦	#N/A	年	#N/A	月から策定開始予定

※(1)「①進行中の計画がある」、(2)「①現在策定中」を選択した場合のみ回答

(3) 計画の進行管理

①評価委員会による年度ごとの点検・評価	#N/A
②理事会での年度ごとの点検・評価	#N/A
③事務局内での年度ごとの点検・評価	#N/A
④その他	#N/A
⑤特にしていない	#N/A

※(1)「①進行中の計画がある」、(2)「①現在策定中」を選択した場合のみ回答

(4) 計画への重要項目の位置づけの有無 ※複数選択可

①小地域福祉活動の推進	#N/A
②小地域福祉推進組織の設置	#N/A
③小地域福祉計画の策定	#N/A
④日常生活圏域への地域担当職員の配置	#N/A
⑤地域福祉ネットワーク	#N/A
⑥生活困窮者支援	#N/A
⑦施設利用者の地域参加の支援	#N/A
⑧権利擁護支援体制	#N/A

(地域担当職員例：コミュニティワーカー、福祉活動専門員、生活支援コーディネーター 等)

※①～⑦は、『「地域共生社会」の実現に向けた社協活動指針』(H31.3月県社協発行)の推進方策1～3で提起した事項です。詳しくは同指針所P37(中段囲み)をご参照ください。
※⑧は「成年後見利用促進計画」に限定する内容のみの場合は除きます。

2. 市町行政の地域福祉計画の策定状況(令和4年4月1日時点)

(1) 既に策定済みの計画

①進行中の計画がある

#N/A

②計画期間が終了した計画がある

#N/A

③策定済みの計画はない

#N/A

①の場合 →

・第〇次計画 →

第

#N/A

次計画

・計画期間 →

西暦

#N/A

年度 ~

#N/A

年度

・住民、当事者の参画の工夫 →

・住民・当事者へのアンケートの実施による意見集約

#N/A

・策定委員の一般公募の実施

#N/A

・住民座談会、ワークショップでの意見集約

#N/A

・地縁組織や当事者団体等へのヒアリングの実施

#N/A

・パブリックコメントの実施

#N/A

・その他

#N/A

(2) 新たな計画の策定予定

①現在策定中

#N/A

②今後策定の予定

#N/A

③策定の予定はない

#N/A

①の場合 →

西暦

#N/A

年

#N/A

月に策定予定

②の場合 →

西暦

#N/A

年

#N/A

月から策定開始予定

※(1)「①進行中の計画がある」、(2)「①現在策定中」を選択した場合のみ回答

(3) 社協の関わり

①委員として参画

#N/A

②作業委員会への参画

#N/A

③計画のための調査実施・協力

#N/A

④関わっていない

#N/A

⑤その他

#N/A

※(1)「①進行中の計画がある」、(2)「①現在策定中」を選択した場合のみ回答

(4) 計画への重要項目の位置づけの有無 ※複数選択可

①包括的な支援体制の整備 ※

#N/A

②権利擁護支援体制 ※

#N/A

③日常生活圏域への地域担当職員の配置

#N/A

(地域担当職員例:コミュニティワーカー、福祉活動専門員、生活支援コーディネーター 等)

※①「包括的な支援体制の整備」に関する事項は、令和2年度改正社会福祉法(第107条)により、地域福祉計画を策定するすべての市町が当該事項を盛り込むこととなっています。

※②は「成年後見利用促進計画」に限定する内容のみの場合は除きます。

3. 地域福祉推進計画と地域福祉計画との関係(令和4年4月1日時点) ※複数選択可

(1) 両計画の推進期間が同じ

#N/A

(2) 両計画の理念等を共有

#N/A

(3) 合同の委員会で策定・進捗管理

#N/A

(4) 成果物(計画書)を一体的に作成

#N/A

(5) その他

#N/A

→

「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

4. 小地域福祉計画の策定状況(令和4年4月1日時点)

(1) 策定の有無

①全地域が策定	#N/A
②一部の地域が策定	#N/A
③策定している地域が無い	#N/A

※「小地域福祉計画」とは、小地域(日常生活圏域)での住民による「福祉のまちづくり」の計画です。
ここでは、単年度の事業計画ではなく、中長期の推進目標や行動計画が盛り込まれた計画についてお答えください。

※(1)「①全地域が策定」、(2)「②一部の地域が策定」を選択した場合のみ回答
(2)「まちづくり協議会」等のコミュニティ組織が策定する「まちづくり計画」と小地域福祉計画との関係

①まちづくり計画を小地域福祉計画に位置付けている	#N/A
②両者は別個のものとしている	#N/A

※「まちづくり協議会」とは、行政が主導して小・中学校区や合併前の旧市町単位で組織化されているコミュニティ組織を指します。この設問においては、まちづくりや福祉・防災・防犯等の何らかの活動を行っているものを指し、連絡・調整のみを目的とした組織は含みません。

II. 小地域福祉活動の推進

1. 自治会数・学校数(令和4年4月1日時点)

①単位自治会数	#N/A	カ所
②小学校数	#N/A	校
③中学校数	#N/A	校

2. 小地域福祉推進組織の設置状況(令和4年4月1日時点)

(1) 設置の有無

①設置有り	#N/A
②設置無し	#N/A

※「小地域福祉推進組織」とは、小・中学校区や自治会の単位において、地域福祉推進のための協議や活動を行う組織を指します。
合併のあった社協の「支部運営委員会」等の会議体は除きます。

※(1)で「①設置有り」を選択した場合のみ回答
※異なる圏域に設定されている場合は、各組織の設置内容を下記の「(2)設置内容①」～「(4)設置内容③」に個別で記入

(2) 設置内容①

①名称	#N/A	
②設置圏域	#N/A	(例: 自治会・集落、小学校区、中学校区、旧村単位、旧市町単位、その他)
③設置地域	#N/A	(例: 全市町域、一部の旧〇〇市町(旧市町名)域のみ、一部の地域のみ)
④主な構成員 ※複数選択可		
i 自治会・町内会	#N/A	
ii 老人会・老人クラブ	#N/A	
iii 婦人会	#N/A	
iv 民生委員・児童委員	#N/A	
v 福祉(推進)委員	#N/A	
vi 愛育班員	#N/A	
vii ボランティア・NPO	#N/A	
viii 当事者	#N/A	
ix 福祉専門職	#N/A	
x その他	#N/A	

→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

(3) 設置内容②

①名称	#N/A	
②設置圏域	#N/A	(例: 自治会・集落、小学校区、中学校区、旧村単位、旧市町単位、その他)
③設置地域	#N/A	(例: 全市町域、一部の旧〇〇市町(旧市町名)域のみ、一部の地域のみ)
④主な構成員 ※複数選択可		
i 自治会・町内会	#N/A	
ii 老人会・老人クラブ	#N/A	
iii 婦人会	#N/A	
iv 民生委員・児童委員	#N/A	
v 福祉(推進)委員	#N/A	
vi 愛育班員	#N/A	
vii ボランティア・NPO	#N/A	
viii 当事者	#N/A	
ix 福祉専門職	#N/A	
x その他	#N/A	→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

(4) 設置内容②

①名称	#N/A	
②設置圏域	#N/A	(例: 自治会・集落、小学校区、中学校区、旧村単位、旧市町単位、その他)
③設置地域	#N/A	(例: 全市町域、一部の旧〇〇市町(旧市町名)域のみ、一部の地域のみ)
④主な構成員 ※複数選択可		
i 自治会・町内会	#N/A	
ii 老人会・老人クラブ	#N/A	
iii 婦人会	#N/A	
iv 民生委員・児童委員	#N/A	
v 福祉(推進)委員	#N/A	
vi 愛育班員	#N/A	
vii ボランティア・NPO	#N/A	
viii 当事者	#N/A	
ix 福祉専門職	#N/A	
x その他	#N/A	→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

3. 福祉委員(福祉推進委員)の設置・活動状況(令和4年4月1日時点)

(1) 設置の有無

①設置有り	#N/A
②設置無し	#N/A

※(1)で「①設置有り」を選択した場合のみ回答

(2) 人数・選出単位・設置地域

①人数	#N/A	人
②選出単位	#N/A	(例: 自治会・集落・隣保、小学校区、民生委員担当区、その他等)
③設置地域	#N/A	(例: 全市町域、一部の旧市町域のみ、一部の地域のみ)

4. 「まちづくり協議会」等のコミュニティ組織の設置・小地域福祉活動との連携状況(令和4年4月1日時点)

(1) 設置の有無

①設置有り

#N/A

②設置無し

#N/A

※「まちづくり協議会」とは、行政が主導して小・中学校区や合併前の旧市町単位で組織化されているコミュニティ組織を指します。この設問においては、まちづくりや福祉・防災・防犯等の何らかの活動を行っているものを指し、連絡・調整のみを目的とした組織は含みません。【再掲】

※(1)で「①設置有り」を選択した場合のみ回答

(2) 名称・設置単位・福祉部の有無

①名称

#N/A

②設置圏域

#N/A

(例:小学校区、公民館、中学校区等)

③福祉部の有無

・設置有り

#N/A

・一部の組織で設置有り

#N/A

・設置無し

#N/A

※(1)で「①設置有り」を選択した場合のみ回答

(3) コミュニティ組織と小地域福祉活動との連携に向けた社協の働きかけ ※複数選択可

①行政関係部局と協議している

#N/A

(協議内容例:連携方法、連携について地域福祉計画・まちづくり計画への位置づけ 等)

②コミュニティ組織と協議している

#N/A

(協議内容例:連携方法、連携について地域福祉計画・まちづくり計画への位置づけ 等)

③行政に支援策を働きかけている

#N/A

(例:住民の活動拠点の整備、活動財源の確保等)

④その他

#N/A

→

「その他」の具体的な内容を記入

⑤特に無し

#N/A

#N/A

5. 小地域福祉活動(令和4年4月1日時点)

(1) ふれあいいきいきサロン実施箇所数

①実施箇所数

#N/A

か所

→

介護保険における「介護予防・日常生活支援総合事業」への位置づけ

※ふれあいサロンは、高齢者を対象としたものに限らず、子育て親子や多世代、障害者等、さまざまな住民を対象とし、地域での仲間づくりや孤立防止、地域づくりを目的に実施されるもの全てを指します。

i .通所型サービスB

#N/A

ii .一般介護予防事業の「通いの場」

#N/A

(2) 社協が住民とともに進める小地域福祉活動(サロンを除く) ※小地域での活動に限る ※複数選択可

①見守り・声かけ

#N/A

②家事援助※

#N/A

※家事援助とは、掃除・買い物・ゴミ出し等の支援を指します。

③外出支援

#N/A

④給食・配食※

#N/A

※子ども食堂を除きます。

⑤子ども食堂※

#N/A

※コロナ禍で一時的に配食に切り替えた場合を含みます。

⑥座談会・学習会

#N/A

⑦福祉・防災マップづくり※

#N/A

⑧その他

#N/A

→

「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

III. ボランティア・市民活動の推進

※下記の1(人数・グループ数)及び2(調整件数)の項目は、県の「21世紀兵庫長期ビジョン」の評価指標(地域ビジョン指標)に位置付けられていますので漏れなく回答してください。

1. 社協におけるボランティア活動者及びグループの登録・把握数(令和4年4月1日時点)

	ボランティアセンター登録数		ボランティアセンター登録以外の把握数 ※		合計	
	①登録人数	②登録グループ数	③人数	④グループ数	⑤人数	⑥グループ数
(1) ボランティアグループ	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
(2) 個人ボランティア	#N/A		#N/A		#N/A	
合計	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A

※「ボランティアセンター登録以外の把握数」

兵庫県ボランティア・市民活動災害共済等の受付や事業・行事での申込等で、行政や学校、他の中間支援組織等から情報提供を受けた人数・グループ数や、地区担当・生活支援コーディネーター等が把握している人数・グループ数を計上してください。なお、内訳が重複しているかどうかは確認し得ないため、考慮しないで結構です。

2. ボランティア活動に関する調整件数(令和3年度実績)

依頼件数のうち調整できた延べ件数	#N/A
------------------	------

※「依頼件数」は、依頼案件ごとのカウントと依頼日数ごとのカウントが考えられますが、この調査では日数ごとのカウントを指します。

IV. 包括的な支援体制の構築

1. 自治体における重層的支援体制整備事業の実施状況(令和4年4月1日時点)

(1) 重層的支援体制整備事業の実施の有無

①実施予定	#N/A	①の場合 →	西暦	#N/A	年度に実施予定
②未定	#N/A				

※(1)で「①実施予定」を選択した場合のみ回答

(2) 社協の受託予定の有無

①受託有り	#N/A	①の場合 →	受託予定事業 ※複数選択可	
②受託無し	#N/A		i .包括的相談支援事業	#N/A
③未定	#N/A		ii .参加支援事業	#N/A
④その他		※受託以外の形態で実施の場合に記入	iii .地域づくり事業	#N/A
			iv .アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	#N/A
			v .多機関協働事業・支援プランの作成	#N/A

2. 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施状況(令和4年4月1日時点)

(1) 移行準備事業の実施の有無

①令和4年度実施予定

#N/A

②未定

#N/A

※(1)「①令和4年度実施予定」を選択した場合のみ回答

(2) 社協の受託予定の有無

①受託有り

#N/A

②受託無し

#N/A

③未定

#N/A

④その他

※受託以外の形態で実施の場合に記入

※(1)「①令和4年度実施予定」を選択した場合のみ回答

※(2)「①受託有り」を選択した場合は受託内容も回答

(3) 移行準備事業の具体的な内容を記入

#N/A

3. 包括的な支援体制の構築に向けた行政と社協の協議の状況(令和3年度実績)

(1) 行政と社協の協議の有無

①協議有り

#N/A

②協議無し

#N/A

※(1)「①協議有り」を選択した場合のみ回答

(2) 行政と社協の協議の主な内容 ※複数選択可

①制度に関する勉強会

#N/A

②行政と社協との役割分担

#N/A

③地域福祉計画への反映に向けた協議

#N/A

④その他

#N/A

→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

4. 社協内の包括的な相談支援体制づくりの状況(令和3年度実績) ※複数選択可

(1) 職種を超えた定例のケース検討の実施

#N/A

(2) 上記のケース検討のメンバー(複数回答)

①福祉サービス利用支援部門職員(日常生活自立支援事業担当)

②福祉サービス利用支援部門職員(生活福祉資金貸付事業)

③福祉サービス利用支援部門職員(生活困窮者支援自立支援事業)

④地域包括支援センター

⑤介護支援専門員

⑥障害者相談支援事業

⑦介護保険・障害福祉サービス担当職員

⑧福祉活動専門員・コミュニティワーカー

⑨生活支援コーディネーター

⑩その他

→ 「その他」の具体的な内容を記入

(3) 困難事例に関するバックアップ体制づくり

#N/A

(4) その他

#N/A

→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

V. 相談活動・権利擁護活動の推進

1. 社協の相談活動の実施状況(令和4年4月1日時点)

(1) 一般相談

#N/A

※「一般相談」とは、相談内容や対象者を特定の分野に限定しない相談活動(例:心配ごと相談、福祉総合相談)。

※(2)は、「一般相談」を実施している場合のみ回答

(2) 相談員 ※複数選択可

①民生委員児童委員

#N/A

②社協職員

#N/A

③その他

#N/A

→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

(3) 専門相談 ※複数選択可

※「専門相談」とは、相談内容や対象者を特定の分野に限定した相談活動

①法律相談

#N/A

②介護相談

#N/A

③結婚相談

#N/A

④その他

#N/A

→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

2. 権利擁護(支援)センター及び成年後見支援センターの市町内での設置状況(令和4年4月1日時点)

(1) 設置の有無

①設置有り

#N/A

②設置無し

#N/A

→ 名称

#N/A

※(1)で「①設置有り」を選択した場合のみ回答 ※複数選択可

(2) 設置主体

#N/A

(例:行政、社協、社会福祉法人)

(3) 運営主体

#N/A

(例:社協、社協・NPOの合同、社協・社会福祉法人・専門家の合同、その他)

3. 社協が担う権利擁護支援機能の有無(令和4年4月1日時点) ※複数選択可

(1) 権利擁護相談

※「権利擁護相談」とは、住民、支援者、専門職に対し、「権利擁護」に関する常設の相談窓口を明確化すること、法律の専門的な相談対応につなげる窓口としての機能を指します。

①広報・啓発

#N/A

②相談

#N/A

③法律等専門職による専門相談

#N/A

④成年後見制度申し立て支援

#N/A

⑤その他

#N/A

→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

(例:電話相談・訪問相談等)

(2) 権利擁護支援の強化

※「権利擁護支援の強化」とは、各相談機関が受けたケースについて、個別支援のチーム形成から、法的支援への関わり強化など、見立てを強化する機能を指します。

①虐待対応	#N/A	※すべての市町で実施済み → 「その他」の具体的な内容を記入
②法人後見	#N/A	
③日常生活自立支援事業	#N/A	
④その他	#N/A	

#N/A

(3) 支援者の育成

※「支援者の育成」とは、当事者と最前線で向き合う各相談機関の支援者に対し、権利擁護支援の視点など支援者を育成支援する機能を指します。

①相談職への支援	#N/A	(例: 個別ケースのSV、講師派遣、研修の開催、カンファレンス時の法律職の調整等)
②成年後見人への支援	#N/A	(例: 研修の開催、後見業務の相談支援等)
③その他	#N/A	→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

(4) ネットワーク形成

※「ネットワーク形成」とは、関係機関の支援ネットワーク形成のみならず、医療機関、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会等の機関と連携・協働する機能を指します。

①支援困難ケースの検討会議	#N/A	(例: 虐待等の危機的介入、法的支援の強化のための定例会議等)
②成年後見受任調整	#N/A	
③その他	#N/A	→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

(5) 社会資源の開発とシステム評価

※「社会資源の開発とシステム評価」とは、地域における権利擁護支援推進のために、支援状況の評価や方針化等、権利擁護支援体制の継続的な検討を行う機能を指します。

①権利擁護支援システムの構築	#N/A	
②権利擁護・成年後見制度の調査研究	#N/A	
③その他	#N/A	→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

(6) 地域住民の権利認識の向上

※「地域住民の権利認識の向上」とは、当事者が住む地域自体が権利侵害を生まない地域を目指し、市民後見人の養成や福祉学習等を通じ、地域の権利意識を高める機能を指します。

①権利擁護に関する住民向け研修	#N/A	
②権利擁護支援者の養成	#N/A	※市民後見人、法人後見支援員、生活支援員等の養成を含む
③その他	#N/A	→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

4. 日常生活自立支援事業を通じた支援について(令和4年4月1日時点)

(1) 独自制度の有無

※日常生活自立支援事業の利用者等への社協の独自制度

①有り	#N/A
②無し	#N/A

※(1)で「①有り」を選択した場合のみ回答

(2) 名称	#N/A	(例: 財産保全サービス、身元保証支援、葬祭関係支援)
(3) 具体的内容	#N/A	

(例: 日常生活自立支援事業の利用者で高額な預貯金通帳を持っており希望する方には別途契約を交わし金融機関の貸金庫等で預かる)

(4) 日常生活自立支援事業の利用を通じた生活の変化や関係機関との連携

※「かなり多い」「どちらかといえば多い」「どちらかといえば少ない」「ほとんどない」で、当てはまる項目を選択してください。

- ①本人の意思の表明や、意欲・自信の回復につながった
- ②権利侵害からの回復を通じて、本人の生活の安定につながった
- ③家計の改善を通じて、本人の生活の安定につながった
- ④本人に必要な福祉・医療サービスにつながった
- ⑤支援にかかわる他機関とのチームによる支援形成につながった
- ⑥地域住民等のインフォーマルな関わりにつながった
- ⑦他に事業利用を必要とする人（同居の世帯員等）の利用につながった

(5) 貴社協における日常生活自立支援事業実施体制（生活支援員・専門員・財源）

※「充足している」もしくは「不足している」のいずれかを選択してください。

- ①生活支援員
- ②専門員
- ③財源

(6) 体制不足における対応状況（複数回答）

※(5)で1つでも「不足している」を選択した場合のみ

- ①利用希望を受け、初回面接まで待機してもらっている
- ②現利用者の支援回数・時間に制限を設けている
- ③利用を断っている
- ④特に対応していない
- ⑤その他

（例：独自財源で専門員を増員している、担当者を配置し分担している）

(7) 成年後見制度への移行にあたっての課題の有無

- ①有り
- ②無し（該当ケースがない場合を含む）

(8) 成年後見制度への移行にあたっての課題（複数回答）

※(7)で「①有り」を選択した場合のみ

- ①移行のタイミングの見きわめ
- ②本人が成年後見制度利用を希望していない
- ③家族が成年後見制度利用を希望していない
- ④申立人が見つからない
- ⑤市町長による申立てが必要だが、手続きが進まない
- ⑥申立てが必要だが、成年後見制度利用支援事業が利用できないため申立てができない
- ⑦申立人による必要書類の作成・準備等が進まない/できない
- ⑧申立てのための費用の負担が大きい/負担できない
- ⑨後見報酬を支払う負担が大きい/資力が無い
- ⑩利用者の特性により、移行しても後見人に支援を引き継げない
- ⑪後見人の事情・理由により、移行しても後見人に支援を引き継げない
- ⑫その他

→ 「その他」の具体的な内容を記入

--

VI. 生活困窮者支援活動の推進

1. 生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議(支援会議)への参画状況(令和3年度実績)

(1) 参画有り	#N/A
(2) 参画無し	#N/A

2. 社協における制度外の生活困窮者支援活動の実施状況(令和3年度実績)

(1) 日用生活品や食料品等の物品支援	#N/A	
(2) 法外援護資金貸付・給付	#N/A	※地域歳末たすけあい等による高齢者・障害者・災害被災者であることが基準となる見舞金贈呈を除きます。
(3) 社会参加・就労体験	#N/A	
(4) その他(具体的内容)	#N/A	

※他団体が実施する生活困窮者支援活動と協働で実施している場合も含まれます。

VII. 在宅福祉サービス

1. 介護保険制度における介護給付(予防給付含む)の実施状況(令和4年4月1日時点) ※複数選択可

(1) 実施の有無	
①居宅介護支援	#N/A
②訪問介護	#N/A
③通所介護	#N/A
④訪問看護	#N/A
⑤訪問入浴介護	#N/A
⑥福祉用具貸与	#N/A
⑦小規模多機能型居宅介護	#N/A
⑧その他	#N/A

※上記1のうち、「②訪問介護」「③通所介護」を実施している場合のみ回答 ※複数選択可

(2) 「新しい総合事業」(改正介護保険制度)によるサービスの実施の有無	
①通所型サービスA	#N/A
②訪問型サービスA	#N/A

2. 障害者総合支援法に基づくサービスの実施状況(令和4年4月1日時点) ※複数選択可

(1) 介護給付	#N/A
(2) 訓練等給付	#N/A
(3) 地域生活支援事業	#N/A
(4) 相談支援事業	#N/A

3. その他の在宅福祉サービス(介護給付・予防給付外)の実施状況(令和4年4月1日時点) ※複数選択可

※ 市町社協が運営主体のものに限ります。(小地域福祉推進組織、ボランティア団体が独立して運営しているものは除きます)

(1) 配食・給食サービス	#N/A	
(2) 家事援助	#N/A	
(3) ミニデイサービス	#N/A	
(4) 介護用品の斡旋	#N/A	
(5) 福祉機器の貸出(介護保険外)	#N/A	
(6) 移送サービス	#N/A	→ 「移送サービス」の実施形態(例:福祉有償運送、過疎地有償運送、市町村運営有償運送の受託、その他) #N/A
(7) ファミリーサポートセンター	#N/A	
(8) 介護ファミリーサポートセンター	#N/A	
(9) その他	#N/A	→ 「その他」の具体的な内容を記入 #N/A

VIII. 当事者組織化支援活動の推進

※当事者の「組織(化)」とは、次の①・②がそろっていることが条件となります。
①代表者が選出されている又は役員体制が整備されている ②会則が整備されている又は会費が徴収されている

1. 社協が支援している当該管内の当事者組織(令和4年4月1日時点) ※複数選択可

(1) 一人暮らし高齢者	#N/A
(2) 認知症高齢者・家族	#N/A
(3) 若年性認知症本人・家族	#N/A
(4) 男性介護者	#N/A
(5) 介護者家族	
(6) 身体障害児・者(本人・家族)	#N/A
(7) 知的障害児・者(本人・家族)	#N/A
(8) 精神障害者(本人・家族)	#N/A
(9) 子育て中の親など	#N/A
(10) 引きこもり本人・家族	#N/A
(11) ヤングケアラー	
(12) その他	#N/A

→ 「その他」の場合、名称を記入

#N/A

2. 当事者・当事者組織への支援内容(令和4年4月1日時点) ※複数選択可

(1) 当事者のつどいの開催支援	#N/A
(2) 当事者の組織化支援	#N/A
(3) 当事者組織同士の交流支援	#N/A
(4) 当事者組織と社協の協働事業の実施	#N/A
(5) 社会に対する啓発支援	#N/A
(6) その他	#N/A

→ 「その他」の場合、名称を記入

#N/A

IX. 福祉学習の推進

1. 学校(児童・生徒)に対する福祉学習の協力・働きかけ(令和3年度実績) ※複数選択可

(1) 情報提供・広報協力	#N/A
(2) プログラムへの助言	#N/A
(3) プログラムの実施協力	#N/A
(4) 講師派遣・紹介	#N/A
(5) 活動先の紹介	#N/A
(6) 機材の貸出	#N/A
(7) 助成	#N/A
(8) その他(具体的内容)	#N/A

2. 学校で取り組まれている福祉学習の内容(令和3年度実績) ※複数選択可

(1) 事前学習	#N/A
(2) 体験学習	#N/A
(3) 当事者との意見交換・交流	#N/A
(4) 子どもの振り返り	#N/A
(5) 企画者同士の振り返り	#N/A
(6) その他(具体的内容)	#N/A

3. 住民に対する福祉学習の実施(令和3年度実績) ※学校内ではなく、社協独自で実施している内容について ※複数選択可

(1) 研修会・体験会の実施	#N/A	※福祉大会・フォーラムを含む	→	うち、夏休みに実施するサマーボランティアスクールの実施	#N/A
(2) ボランティア・学習グループの組織化	#N/A				
(3) 福祉活動体験の場の提供	#N/A	(例: サロン活動への参加、募金活動などの活動のコーディネート)			
(4) 当事者と住民の交流の場づくり	#N/A	※当事者には施設入居者も含む			
(5) 作文・標語・ポスターなどの募集	#N/A				
(6) その他(具体的内容)	#N/A				

4. 福祉学習の推進に向けた情報交換・協議の場(連絡会議等)の有無(令和3年度実績)

(1) 情報交換・協議の場の有無	
① 有る(社協も参画している)	#N/A
② 有る(社協の参画はない)	#N/A
③ 無い	#N/A

※(1)で「①」または「②」を選択した場合のみ回答

(2) 参加者の内訳 ※複数選択可	
① 学校関係者	#N/A
② 教育委員会	#N/A
③ 地区福祉委員会(地区社協)	#N/A
④ 地縁組織	#N/A
⑤ ボランティア	#N/A
⑥ 当事者組織	#N/A
⑦ その他	#N/A
	→ 「その他」の場合、名称を記入
	#N/A

※(1)で「①」または「②」を選択した場合のみ回答

(3) 話し合う内容 ※複数選択可	
① 社協からの事業説明・情報提供	#N/A
② 事例等の情報交換	#N/A
③ 福祉学習推進に関する検討・研究	#N/A
④ その他	#N/A
	→ 「その他」の場合、内容を記入
	#N/A

5. 福祉学習に関する成果物や新たに取り組んだプログラム(令和3年度実績)

具体的内容	#N/A
※福祉学習に関して新たに作成したテキストや手引き、映像資料等の成果物や新たに取り組んだプログラム(コロナ禍での工夫等)があれば簡単にご紹介ください。	
※障害理解のテーマ、福祉以外のテーマ(人権、防災福祉、まちづくり等)での取り組みがあればご紹介ください。	
※子どもに向けた福祉学習だけでなく、住民への福祉学習(当事者と住民がともに活動するプログラム等)も含めてご紹介ください。	
(例) 障害者とのスポーツ交流/地域農園での子どもと当事者との農業体験を通じた交流 等	

X. ネットワーク化活動の推進

1. 重層的なネットワークの状況(令和4年4月1日時点)

(1) 小地域における住民間のネットワークの有無

※「住民間のネットワーク」とは、「地域見守り会議」等、概ね自治会～小学校区で、住民が主体となって、気になる人の情報や見守り・生活支援の方法について話し合う場を指します。会議形式だけでなく、研修会やサロン後等での同内容の話し合いの機会も含みます。

①全市町域に有り	#N/A
②一部の地域に有り	#N/A
③ネットワーク無し	#N/A

(2) 住民・専門職間のネットワークの有無

※「住民・専門職間のネットワーク」とは、「地域ネットワーク会議」等、概ね小学校区～中学校区域において、住民と専門職が地域の生活・福祉課題を話し合い、協働で解決するための場を指します。

※「地域ケア会議」等、専門職間のネットワークで、課題化や支援困難ケースを検討する専門職中心の定例会議は除きます。

※合併のあった社協の「支部運営委員会」等の会議体は除きます。

①全市町域に有り	#N/A
②一部の地域に有り	#N/A
③ネットワーク無し	#N/A

(3) 市町域における分野横断の制度・仕組み化のネットワークの有無

※「分野横断の制度・仕組み化のネットワーク」とは、市町域において、生活・福祉課題の解決に向け、分野横断の制度・仕組み化を幅広い関係者で話し合う場を指します。

(例: セーフティネット会議、商工・企業関係者との障害者・生活困窮者就労支援ネットワーク、医療・司法・行政との権利擁護支援ネットワーク 等)

※以下のネットワーク・会議は除きます。

- ・高齢分野の「地域ケア推進会議」・障害分野の「地域自立支援協議会」・児童分野の「要保護児童対策地域協議会」等、分野の各種会議
- ・行政の地域福祉計画や分野計画の策定・評価の場
- ・社会福祉法人連絡協議会、事業者を含めた見守りネットワーク

①ネットワーク有り	#N/A
②ネットワーク無し	#N/A

2. 社会福祉法人連絡協議会の状況(令和4年4月1日時点)

※設立済みの場合のみ回答

(1) 活動内容(令和3年度実績)

①相談支援	#N/A	(例: 相談窓口設置等)
②困窮者支援	#N/A	(例: 食料等物資の貸与・提供、緊急資金等)
③人材確保・育成	#N/A	(例: 合同説明会、仕事の啓発・イメージアップ、職員合同研修等)
④地域づくり	#N/A	(例: 子ども食堂・サロン等支援、出前講座への職員派遣、ボランティア育成、地域イベントへの参画等)
⑤災害支援	#N/A	(例: 防災研修、福祉避難所訓練、マニュアル作成等)
⑥参加法人の実務者同士のネットワークづくり	#N/A	
⑦その他	#N/A	→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A
(例: 若者等の就労支援、中期計画づくり等)

(2) 行政の関与

※行政の関与とは、行政職員が社会福祉法人連絡協議会等の会議にオブザーバーとして出席することや、行政と定期的な意見交換を行い、社会福祉法人連絡協議会等が実施する事業等を知る機会を設けているかを指します。

3. 地域の事業者を含めた見守りネットワークの状況(令和4年4月1日時点)

(1) ネットワーク有り	#N/A
(2) ネットワーク無し	#N/A

※ここでの「見守りネットワーク」は、新聞販売店や配食業者等、事業者を含めたものを指します。住民主体の見守り活動・ネットワークは前述の調査項目「Ⅱ. 小地域福祉活動の推進」(5-(2))でお答えください。

※参画事業者の業種例: 新聞販売店、牛乳・飲料販売店、電気会社、ガス会社、配食業者、宅配業者、コンビニ、スーパー、薬局等

(1)の場合 →

①協定の有無	協定有り	#N/A
	協定無し	#N/A
②ネットワークの名称	#N/A	
③参画事業者数	#N/A	

XI. 災害対策

1. 社協の平時の取り組み ※複数回答可

- (1) 災害ボランティア養成・訓練
- (2) 行政の防災訓練への参加
- (3) 住民等との連携による防災マップの作成
- (4) 地域防災計画作成への参画
- (5) 個別避難計画作成への参画
- (6) その他(自由記述)

※災害救援マニュアル等の策定状況にかかる調査は、今年度実施済みのひょうごボランティアプラザによる調査を活用します。

XII. 広報活動の推進

1. 社協機関紙の発行状況(令和3年度実績)

(1) 名称	(2) 年間発行回数	(3) 主な配布対象
#N/A	#N/A	#N/A
#N/A	#N/A	#N/A

(主な配布対象例: 全戸、住民代表・自治会回覧等、活動者等(登録ボランティア・利用者等)、その他)

2. その他、社協からの情報紙の発行状況(令和3年度実績) ※複数選択可

- (1) ボランティア情報紙
- (2) その他情報紙
- (3) メールニュース
- (4) SNS
- (5) ケーブルテレビ・ラジオ
- (6) その他

#N/A
#N/A
#N/A
#N/A
#N/A
#N/A

(2)を発行している場合→

「その他情報紙」の名称・種類	#N/A
----------------	------

→

「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

※ホームページでの発信は除きます(すべての社協で作成済みのため)

XIII. 政策提言活動の推進

1. 行政に対する政策提言活動の実施(令和3年度実績)

- (1) 政策提言の仕組みがある
- (2) 政策提言仕組みはないが、臨時的に政策提言を行った
- (3) 政策提言を行っていない

※本項目での「政策提言」は、行政担当課と社協事務局員での要望・事業調整レベルのものは除きます。

#N/A
#N/A
#N/A

※以下は、(1)又は(2)を選択した場合のみ回答

2. 提言内容の検討方法 ※複数回答可

- (1) 外部委員を含めた検討
- (2) 役員会での検討
- (3) 関係団体からの意見徴収
- (4) その他(具体的内容)

#N/A
#N/A
#N/A

#N/A

3. 提言の方法 ※複数回答可

- (1) 行政(首長・議長等)との協議
- (2) 行政(担当課)との協議
- (3) 書面による提言書の提出
- (4) 行政会議での委員としての発言
- (5) その他(具体的内容)

#N/A
#N/A
#N/A
#N/A

#N/A

XIV. 組織基盤状況

1. 評議員・役員の人数(令和4年4月1日時点) ※現員数ではなく、定款に規定されている定員をお答えください

(1) 評議員	#N/A	名以上	#N/A	名以内
(2) 理事	#N/A	名以上	#N/A	名以内
(3) 監事	#N/A	名以内		

2. 評議員会・理事会・監事監査の開催状況(令和3年度実績)

(1) 評議員会の開催回数	#N/A	回
(2) 理事会の開催回数	#N/A	回
(3) 監事監査の開催回数	#N/A	回

3. 社協会員制度の状況(令和4年4月1日時点)

(1) 会員区分名称	(2) 会員対象	(3) 会費(円)	
#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
#N/A	#N/A	#N/A	#N/A

(※右選択肢参照)

(※右選択肢参照)

(2)「会員対象」回答例
全世帯・住民
趣旨に賛同する特定の個人
全福祉事業者(法人)・福祉施設
特定の福祉事業者(法人)・福祉施設
趣旨に賛同する企業・団体
市町外の団体・個人のみ
その他

(3)「会費」回答例
1人
1世帯
1法人・団体
1口
その他

4. 社協の組織基盤強化の取組状況(令和4年4月1日時点)

(1) 組織基盤計画(経営計画)の策定状況

①進行中の計画がある	#N/A	→ 名称	#N/A
※進行中の地域福祉推進計画に組織基盤強化に関する項目を設けている場合も含む。その場合の「名称」欄は、地域福祉推進計画の名称を記入。			

②新たな計画の策定中	#N/A
③新たな計画を今後策定の予定	#N/A

(2) 組織基盤強化に関する検討状況

①外部委員を含めた会議・委員の設置	
②役員会での検討	
③その他	役員会以外での検討の場合

5. 職員数(令和4年4月1日時点)

※実人数を入力

	区分	正規職員	非正規職員		合計 (職種別)	うち、行政からの 出向職員	
			常勤	非常勤			
(1) 事務局員	①事務局長	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	※事務局次長は含まない ※事務局次長、支部(所)長を含む
	②法人運営部門職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	③地域福祉推進部門職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	④ボランティア・市民活動センター職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	⑤福祉サービス利用支援部門職員 (内訳)	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	i.日常生活自立支援事業 生活福祉資金担当 生活困窮者自立支援事業 地域包括支援センター 障害者相談支援事業	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	※国庫補助等を財源に配置された 事業担当 ※日常生活自立支援事業生活支 援員は雇用関係がある者に限る。 ※国庫補助等以外を財源に配置 がされた事業担当 ※市町委託の総合相談窓口、福 祉総合相談員 等
(2) 事業専任職員	ii.i以外の相談担当	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	⑥介護保険サービス担当職員 (内訳)	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	i.居宅介護支援事業職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	ii.訪問介護事業職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	iii.通所介護事業職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	iv.その他	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	⑦障害福祉サービス担当職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	⑧.⑥・⑦以外の在宅サービス事業担当	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	※老人福祉センター、障害者福祉 センター、児童館、放課後児童クラ ブ、外出支援運転手、ガイドヘル パー等
(3) その他職員	⑨会館運営事業担当職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	合計(雇用形態別)	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	※産休・育休・介護休暇中、各種 団体事務局、収益事業、等

※正規職員とはフルタイムで働いていて雇用期限のない職員、非正規常勤とは正規職員以外でフルタイムで働き、かつ労働時間が正規職員の3/4以上の職員、非正規非常勤とは非正規常勤の条件を満たさないパートや臨時職員を指す。

※定年退職後の再雇用で、次に設定されている定年まで勤務できる(1年単位の更新ではない)場合は、正規職員とみなす。

※兼務者の場合は、業務の按分や主な役割等を勘案して、いずれか1つの欄を選んで記入する。

※行政等への出向職員は除く。

(4) 上記(1)・(2)・(3)に含まれる職員のうち、以下の職種の人数を入力

※兼任の場合は、複数カウント可。

区分		正規	非正規	合計	
地域支援に関する専門職	①福祉活動専門員	専任	#N/A	#N/A	#N/A
		兼任	#N/A	#N/A	
	②地区担当職員 (コミュニティワーカー) ※「①福祉活動専門員」を除く	専任	#N/A	#N/A	#N/A
		兼任	#N/A	#N/A	
	③ボランティアコーディネーター	専任	#N/A	#N/A	#N/A
		兼任	#N/A	#N/A	
	④(介護保険制度上の)生活支援コーディネーター	専任	#N/A	#N/A	#N/A
		兼任	#N/A	#N/A	

(5) 行政等(自治体、福祉施設、NPO等)への出向職員数

職員数	出向先 (例:市役所 等)	担当業務分野
#N/A	#N/A	#N/A

170

《調査書》

市町社協名：

ご担当者：

令和4年4月1日現在のマニュアル策定・改定状況等について以下の質問に回答のほどお願いいたします。

1 マニュアル策定・改定状況 [該当するものに ○ をつけてください]

☐	(1) R2年度以前に策定済 ※R3に改定された場合は、(3)にも○をつけてください
☐	(2) R3年度新規策定
☐	(3) R3年度改定
☐	(4) 現在策定・改定(検討)中 (年 月策定(改定)予定)
☐	(5) 未策定 (策定されていない理由：)

2 災害ボランティアセンターの設置に関する協定について [該当するもの全てに ○ をつけてください]

☐	(1) 市町と締結している
☐	(2) 市町との締結を検討している
☐	(3) その他の団体(機関)と締結している(団体名：)
☐	(4) その他の団体(機関)と締結を検討している(団体名：)
☐	(5) 締結(検討も)していない

3 介護サービス事業を実施していますか [該当するものに ○ をつけてください]

☐	(1) はい
☐	(2) いいえ

⇒下の「4」へ。

⇒質問は以上で終わりです。

4 介護サービス等を含む事業継続計画(BCP)の策定状況について [該当するもの全てに ○ をつけてください]

☐	(1) 自然災害発生時の事業継続計画(BCP)を策定している
☐	(2) 現在、自然災害発生時の事業継続計画(BCP)の策定を検討している
☐	(3) 感染症発生時の事業継続計画(BCP)を策定している
☐	(4) 現在、感染症発生時の事業継続計画(BCP)の策定を検討している
☐	(5) 検討していない

5 マニュアルの策定や改定、協定締結、事業継続計画(BCP)の策定について課題等がありましたらご記入ください。

※ 令和3年度にマニュアルを策定・改定された場合及び協定を締結された場合は、下記あてに1部ご送付をお願いいたします。

(問い合わせ先) ひょうごボランティアプラザ(兵庫県社会福祉協議会) 担当：鬼城(きじょう)・松本
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階
TEL 078-360-8845

ひょうご地域福祉データ集

ひょうごの地域福祉の現況(令和 4 年度版)

令和 4 年 12 月発行

発行 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通 2 丁目 1 番 1 号
兵庫県福祉センター内
URL <http://www.hyogo-wel.or.jp>